

# 松橋事件最終報告書

2024年（令和6年）9月1日  
日本弁護士連合会人権擁護委員会  
松橋事件委員会

## 目 次

### 第1章 確定判決と再審請求まで

第1節 事件の経過（弁護士 齊藤 誠）.....	1
第1 事件発生から自白まで.....	1
1 事件発生の端緒.....	1
2 宮田浩喜さんへの取調べと自白.....	1
3 確定審.....	2
第2節 確定審判決の証拠構造について（弁護士 藤本 卓司）.....	4
第1 確定判決の内容.....	4
第2 確定審の証拠構造.....	4
1 捜査段階の自白の任意性・信用性.....	4
2 公判廷における自白.....	6
3 確定判決の結論.....	6
4 確定審の控訴審.....	7
第3節 再審請求までの準備活動（弁護士 齊藤 誠）.....	8
第1 現地での調査活動.....	8
1 宮田さん接見.....	8
2 現地調査.....	9
第2 証拠物の閲覧.....	12
1 証拠物の閲覧に至る経緯.....	12
2 証拠物の閲覧.....	12
第3 新証拠に結実しなかった準備活動—ルミノール反応の実験—.....	13
第4 成年後見人の選任申立て（弁護士 三角 恒）.....	14

### 第2章 再審請求審から特別抗告審まで

第1節 再審請求審.....	15
第1 新証拠とその意義.....	15
1 大野鑑定（弁護士 野嶋 真人）.....	15
2 セーターと実行行為（弁護士 藤本 卓司）.....	19
3 恒成回答書（弁護士 野嶋 真人）.....	22
4 卷付け布（弁護士 武村 二三夫）.....	23
5 自白の変遷（弁護士 武村 二三夫）.....	25
6 追尾行為・待機行為に関する自白の信用性（弁護士 国宗 直子）.....	27
7 秘密の暴露（弁護士 松村 尚美）.....	31
8 皮底靴の焼却について（弁護士 藤本 卓司）.....	37
9 ポリグラフ（弁護士 吉井 秀広）.....	38
10 確定一審最初の弁護人（弁護士 武村 二三夫）.....	40

第 2	三者協議（弁護士 三角 恒）.....	42
第 3	証拠開示（弁護士 三角 恒）.....	44
第 4	証人尋問（弁護士 野嶋 真人）.....	47
第 5	パワー・ポイントによるプレゼンテーション（弁護士 野嶋 真人）.....	48
第 6	宮田さんの長男による再審請求の追加申立て（弁護士 村山 雅則）.....	49
第 7	再審開始決定（弁護士 武村 二三夫）.....	49
第2節	即時抗告審.....	55
第 1	三者協議（弁護士 三角 恒、弁護士 大熊 裕起）.....	55
第 2	検察官の主張、弁護人からの再反論と即時抗告審決定.....	57
1	凶器と傷の不一致関係（弁護士 野嶋 真人）.....	57
2	巻付け布関係（弁護士 武村 二三夫）.....	60
3	秘密の暴露関係（弁護士 松村 尚美）.....	61
第 3	即時抗告棄却決定全体（弁護士 武村 二三夫）.....	62
第 4	福岡高検、最高検に特別抗告をしないように求める申入れ（弁護士 野嶋 真人）.....	66
第 3 節	特別抗告審（弁護士 野嶋 真人）.....	66

### 第3章 再審公判

第 1 節	事前打合せ（弁護士 三角 恒）.....	68
第 2 節	再審公判と無罪判決.....	70
第 1	再審公判（弁護士 吉野 雄介）.....	70
第 2	無罪判決（弁護士 萩迫 光洋）.....	74
第 3 節	無罪判決を受けて.....	76
第 1	宮田さんへの報告（弁護士 齊藤 誠）.....	76
第 2	検察官による上訴権放棄（弁護士 益子 覚）.....	76
第 3	刑事補償、費用補償（弁護士 衛藤 二男）.....	78

### 第4章 弁護団活動等を外側からみて

第 1	松橋事件と私（日本医科大学名誉教授（法医学）大野 曜吉）.....	80
第 2	成年後見人からみて（弁護士 衛藤 二男）.....	85

### 第5章 再審法の改正、今後のえん罪防止について

第 1	えん罪原因の分析（弁護士 藤本 卓司）.....	88
第 2	再審法の改正の動きと松橋事件（弁護士 国宗 直子）.....	92

【参考資料】 .....	97
--------------	----

【松橋弁護団名簿】.....	101
----------------	-----

## はじめに

熊本で1985年に発生した殺人事件において、犯人とされ、懲役13年の刑の判決を受け、その刑の執行を終わった者が、再審請求を行って再審開始決定を受け、無罪の判決を得ることができた。

当初の刑事事件における最高裁判所への上告審の国選弁護人に選任された弁護士が、その事件の内容から被告人とされた者が犯行を行ったとされることに疑問を持ち、最高裁判所の判決後から再審請求の準備を開始し、弁護団を結成して取り組み、約30年掛かって得た成果である。

再審請求の困難さは一般に知られるところであり、殺人事件の犯人とされた者が無罪の判決を得るに至ったことも極めて希有なことである。

本報告書は、そのようなことがどのようにしてできたのか、また一方、えん罪はどのようにして起こるのかについて、再審請求を行った弁護団のメンバーと鑑定を行った法医学者による報告である。

## 第1章 確定判決と再審請求まで

### 第1節 事件の経過

#### 第1 事件発生から自白まで

##### 1 事件発生の端緒

本件の端緒は、1985年1月8日、熊本県下益城郡（現宇城市）松橋町において、一人暮らしの男性の死体が自宅で発見されたことから始まる。

##### 2 宮田浩喜さんへの取調べと自白

###### (1) 事実経過

1985年1月5日の夜、被害者宅において宴会があり、その宴会での出席者同士のトラブルがあり、死体発見直後から、そのトラブルの当事者であった宮田さんに対する取調べが開始された。

###### (2) 任意という名の下での取調べ

「任意の取調べ」という名目で、1月8日から1月20日まで以下の日時において連日の取調べが行われた結果、自白となった。

1月8日 午後7時30分から午後11時52分

1月9日 午前9時から午後9時

1月10日 午前10時25分から午後8時20分

1月12日 正午から午後8時30分

1月13日 午前10時25分から午後8時20分

1月14日 午前9時から午後3時

1月15日、16日、17日のうち 警察官が宮田さん自宅訪問1回

1月18日 午前中はポリグラフ検査

午後1時から午後11時15分

1月19日 午前8時30分から午後9時15分

1月20日 (自白) 午前10時から午後10時40分

### (3) 取調べにおける強制

宮田さんは、自白に至るまで、任意の取調べという名目の下に、連日63時間という長時間の取調べを受け、9日目に自白した。

取調べ官は自白を得るために、1月18日にポリグラフ検査を行い、このポリグラフ検査結果はその信用性が極めて乏しいものであるにもかかわらず、捜査官は犯人に間違いないという結果が出たと宮田さんに告げ、自白を強要した。

自白直前の1月18日の取調べは、深夜まで続き、宮田さんが「明日話すので、今日は帰してください」と言わなければ、終わらないほど執拗なものであり、1月19日も厳しく追及し、自白しない宮田さんに対し捜査官が怒り、心理的な強制が行われた。

宮田さんは「任意」という名目で際限なく続く厳しい取調べに耐えられず、極限まで追いつめられ、否認しながらも、「逮捕してくれ」と捜査官に求めるような精神状態に追い込まれていた。

1月19日の取調べが終った後、宮田さんは出頭を拒み、取調べ官と言い争いになったが、翌20日は捜査官3人が朝から宮田さんの自宅に行き、自白を強要した結果、自白がなされたものである。しかも、宮田さんは、長時間椅子に腰かけていると腰痛が激しくなり、座っていることができなくなる持病があったが、取調べ官は腰痛に苦しむ宮田さんを椅子に座らせて長時間の取調べを続けたのであり、それ 자체拷問に等しいものであった。

熊本地方裁判所の再審開始決定も、「在宅捜査段階の相当長時間にわたる追及的な取調べにより心理的圧力を受け続けていた宮田が、肉体的・精神的にかなり疲弊し、追い詰められた心境になっていたであろうことは想像に難くない。」と判断している。

かかる取調べは、宮田さんに精神的、肉体的苦痛を与え、自白を強要するものにほかならず、憲法31条の適正手続に反する違法な取調べであった。

## 3 確定審

### (1) 熊本地方裁判所 第一審公判

① 第一審の公判は以下の経過をたどっている。

1985年2月10日 殺人で起訴

1985年3月30日 銃砲刀剣類所持等取締法違反、  
火薬類取締法違反で追起訴

第1回公判期日 1985年4月 8日	公訴事実全てを認める
第4回公判期日 1985年6月 25日	被告人質問
第5回公判期日 1985年8月 13日	被告人質問 殺人について完全否認 当初の国選弁護人辞任 三角秀一弁護士が新たに国選弁護人に就任
1986年12月 22日	熊本地裁 判決言渡 懲役 13年

② 第1回公判期日において公訴事実については「認める」と供述

本件では宮田さんは、第1回目の公判期日における罪状認否では罪を全て認めると供述した。その後、被告人質間に移り、第4回公判期日における最初の被告人質問では殺人について曖昧な供述を行ったが、第5回公判期日における2回目の被告人質問では殺人について明確に犯行を否認し、その後は一貫して否認している。

この第1回目の公判期日において、一旦罪を認めると供述した背景には、当初に選任された国選弁護人の不適切な行為があった。

この点に関して熊本地裁の再審開始決定は、第一審の最初に選任された国選弁護人は、「宮田の資力等を考慮せず、既定の弁護方針（公判廷で罪を認めること）に従えないのであれば、私選弁護人を依頼し直した方がよい旨を勧めるなどした点で、弁護活動としての適切性を欠いている…中略…。」としている。そして、同決定は、第1回の口頭弁論期日における罪状認否で罪を認めていても、「宮田の公判廷における自白は、確定第一審第1回公判期日の罪状認否での概括的な陳述と、第4回公判期日の被告人質問における供述（犯行について断片的な記憶は述べるもののはんどん記憶がない旨の供述）であって、最初に選任された国選弁護人からの回答によって明らかになった上記事情も併せて考えると、宮田の公判廷における自白に独自の証明力を認める意味はあまりない」と認定された。加えて、同決定は、「少なくとも（最初に選任された国選弁護人との）2回目の接見時の宮田の態度は、全面否認を指向しているとも受け止め得るものであったとみるのが合理的である。」として、「第1回公判期日の前から、当時の国選弁護人に対し、犯行を否認する意向を示していたという事実は、捜査段階の自白は虚偽のものであったとする宮田の公判供述を支える方向に働く事情でもある。」と判断している。

(2) 控訴審・上告審

① 1988年6月 21日

控訴審である福岡高裁は、宮田さんの控訴を棄却した。

② 1988年9月 1日

上告審である最高裁第一小法廷に係属し、齊藤誠弁護士が国選弁護人に選任さ

れた。

1989年3月30日

齊藤誠弁護士が最高裁に上告趣意書を提出した。

③ 1990年1月26日

最高裁は上告を棄却した。

## 第2節 確定審判決の証拠構造について

### 第1 確定判決の内容

第一審である熊本地裁は、殺人について、宮田さんと犯行を結び付ける客観的証拠は存在せず、捜査段階及び公判廷における自白のみが宮田さんと犯行を結び付ける証拠であるところ、自白の任意性及び信用性を全面的に認め、公訴事実記載の事実を認め、宮田さんを有罪とし、銃刀法違反等と合わせて懲役13年の判決を言い渡した。

### 第2 確定審の証拠構造

#### 1 捜査段階の自白の任意性・信用性

##### (1) 任意性

確定審は、捜査段階において最初に自白をするに至るまでの任意取調べの状況は、任意性に疑いを抱かせるような強制的なものではなかったとした。その根拠としては、捜査官の公判廷における供述、ほとんどの取調べは午後8時か9時前後には終了し、しかも、3日間は取調べが中断していることから、客観的な取調状況からすると過酷ではなかった旨認定した。

また、被告人がポリグラフ検査の結果を告げられて自白した点についても、取調官からポリグラフ検査の結果を告げられた後になされた自白であっても、任意性のないものとはいえないと判示した最高裁判所昭和39年6月1日決定を引用して任意性の判断に影響を与えないと認定した。

また、捜査段階で宮田さんが犯行準備から犯行に至る各状況について数多くの図面を作成しており、これらの図面は犯人しか書き得ない図面か、それまで供述した内容を図示したもので、捜査官の誘導を思わせるものはないとした。

さらに、宮田さん自身が、否認後の公判廷において、その真偽は別にして自ら進んで供述したものであることを繰り返し述べたことも任意性ありの判断根拠とされた。

以上から捜査段階の自白調書の任意性は優に認められると判断した。

##### (2) 信用性が認められること

###### ① 供述経過から信用性が認められること

1985年1月20日に最初に自白をした時点で、本件犯行の概略を相当具体

的かつ詳細に述べているとした。

同年2月5日になって、切出小刀に布切れを巻き付けたこと、皮底靴をゴム底靴に履き替え皮底靴を1月18日に風呂釜の焚口で処分したこと、軍手の処分状況の3点について一挙に供述を変更し、拳銃の不法所持の事実も併せて自白している。2月1日に宮田さんが立ち会って検証がなされ犯行について指示説明を行っていることも考慮すると、宮田さんは観念して本当のことを供述するに至ったという宮田さんの捜査段階の供述は十分首肯できるとした。

なお、自白後まもなくの検察官に対する弁解録取書及び勾留質問における調書では、被害者の頭髪をつかんで刺した旨の捜査段階の供述を否定しているが、それは宮田さんの完全主義的性格から、犯行をより正確に供述しようとしたものと認められるとした。

## ② 犯行の動機・手段・方法等が自白内容と矛盾しないこと

宮田さんの極めて自尊心の強い特異な性格から従前からの被害者に対する反感や前日の酒席での状況からすると自白にある動機も十分首肯でき、犯行の手段、方法等についても自白内容に比べて格別不自然、不合理な点は見いだせないとした。

## ③ 自白内容に秘密の暴露が存在すること

### ア 皮底靴の発見

宮田さんが焼却した皮底靴の金具が、宮田さんの供述どおりの場所から発見されたのは秘密の暴露に当たるとした。

### イ G方の明かり

宮田さんの犯行前に、犯行の機会をうかがって被害者を追尾してその家の前を通りかかったときに、同家の居間の明かりがついていたという供述内容は、捜査官が知らなかった事実で、後に関係者に確認して真実であることが判明したもので秘密の暴露に当たるとした。

### ウ ポリグラフ検査で陽性反応が出たこと

有罪意識の有無を判別する対照質問法において、宮田さんは、「Oさんを刃物で刺したのはあなたですか。」という質問及び「Oさんを刃物で刺し殺して逃げたのはあなたですか。」という質問に対しての顕著な特異反応を示し、また個々の犯罪事実の認識の有無を判別する緊張最高点質問法においても、犯罪事実の大部分につき、犯人でなければ知り得ない認識を有していたものと確定される。同じ立場のKと対比すると宮田さんにつき生じた前記反応の意義は相當に重いと言わざるを得ないとした。

### エ 宮田さんの弁解が信用できないこと

任意捜査における連日の取調べに耐えかねて、自白して逮捕されれば、勾留期間が20日間しかなく証拠は出てこないだろうから釈放されると考えて虚偽

自白をしたという宮田さんの弁解については、任意捜査段階の取調べ状況は耐えきれないほどのものとは認められず、逮捕後も自分に不利な供述をどんどん重ねているなど行動が矛盾しており、意図的に宮田さんが虚偽自白をしたという弁解は信用できないとした。

#### オ 物証との関係

小刀に血痕が付着していないという点については、柄の部分に付着していないのは布を巻き付けたという宮田さんの捜査段階の自白により説明可能であるし、刃の部分に付着がないのは小刀を洗って研いだという宮田さんの捜査段階の自白により説明可能であるとした。

その他、宮田さんが犯行時に着用していたとされる衣服に血液の付着がないことも洗濯機で洗ったという捜査段階における宮田さんの自白によって説明されていて信用性を失わせるものではないとした。

さらに、刃体の長さ約12cmに対し、創傷の中には深さ13cmのものがあるが、遺体を解剖した神田瑞穂証人（熊本大学医学部法医学教室教授（当時））の証言では、13cmというのはその程度の深さになる可能性があるというにとどまり、8cmから9cm程度の長さの成傷器でも同じ創傷は生じ得ることなので矛盾はないとした。

### 2 公判廷における自白

#### (1) 任意性について

宮田さんは自己が本件犯行の犯人ではないとの確信があるのに、国選弁護人から無罪主張は困難で、あくまで無罪主張するのであれば別に私選弁護人を立てたらどうかと言われ、主として経済的理由で心ならずも内容虚偽の自白をしたと主張する。

しかし、宮田さんは前弁護人が証人として出廷した期日に、証言拒絶権（刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）149条）に基づき証言を拒否する前弁護人に対して、裁判長が証言を行うことに同意するよう宮田さんに求めたにもかかわらず、宮田さんは同意せずに自己の弁解を立証する絶好の機会を放棄した。その他公判廷において虚偽自白をした理由として宮田さんがなした説明も首尾一貫性がなく一部自らした供述内容を歪曲したりしていることからすると、公判廷の自白に任意性がないという宮田さんの主張は到底信用できないとした。

#### (2) 信用性について

捜査段階の自白調書に信用性が認められる理由と同じ理由で、公判での自白についても信用性が認められるとした。

### 3 確定判決の結論

以上の理由により確定審は、捜査段階及び公判廷における自白の任意性・信用性を全面的に認め、自白内容に基づいて罪となるべき事実を認定し、殺人について有罪判決を下した。

#### 4 確定審の控訴審

(1) 本件の控訴審である福岡高裁においても、宮田さんの控訴は取り上げられず、棄却された。

##### (2) 全体構造

主たる争点は、刃体の長さ約11.1cm、先端から約5.5cmのところまで刃が斜めに作られ、それより柄元の方に刃がなく、刃のない部分の幅が約2.2cmないし2.3cm、刃背（峯）厚が0.3cmないし0.38cmという凶器とされた小刀の形状と複数の創傷の形状が一致しないのではないかという点について、控訴審では九州大学牧角三郎鑑定人の証言によりすべて矛盾はないとの判断がなされている。

その他は原審の判断を支持していて新しい判示はない。

##### (3) 各論点についての判断

① 第2、第4、第8、第10、第14の各創について創の深さと創口の長さが矛盾するのではないかとの主張について

これらは、いずれも創の深さに比して創口の長さが本件切出小刀の刃のない部分の幅である約2.2cmないし2.3cmより短く矛盾するとした。

しかし、牧角証言によれば、皮膚の押し下げ現象により、実際に人体に刺入された刃部の長さよりも深部に創底が見いだされることがあり、これを前提とすれば、問題となっている各創が本件切出小刀によって形成されたものではないといえないとした。

② 第5、第6、第9、第13創を除く各創の創角が本件切出小刀の刃背（峯）厚が0.3cmないし0.38cmよりも短く矛盾するのではないかとの主張について

牧角証言によれば、本件切出小刀の特異な形状や本件で解剖した法医学者の特殊な観察方法では創の幅について実際よりも小さく見誤る可能性があったとしてそれを前提とすれば、本件切出小刀でも創傷を形成することは可能であるとした。

③ 深さ13cmとされる第1創は本件切出小刀では形成不可能との主張について  
牧角証言では、解剖ではゾンデを入れて深さを計測しており計測方法がずさんでそもそも第1創の深さが13cmであったか疑問で、解剖を行った神田証人も原審で13cmよりも3分の1から4分の1くらい短いことはあり得ると証言していることも併せ考慮すると、第1創も本件切出小刀で形成することは不可能ではないとした。

④ 一部の創は順手ではなく逆手に凶器をもって形成された創傷ではないかとの主張について

本件切出小刀を右手で順手を持って被害者の頸部めがけて滅多突きしたとの自白内容について第1創ないし第3創は逆手であって自白内容には信用性がないと

の主張に対しては、第1創及び第3創は右創角が鈍であるのに対し、第2創は左創角が鈍で刃の方向が一定しておらず第1ないし第3創の創傷を同一機会に逆手に小刀をもって形成したものではないとした。

- ⑤ 自白内容からすれば存在するはずの創傷が遺体には存在しないとの主張について

宮田さんの自白調書によれば切出小刀を被害者の喉に刺した後、そのまま、「下の方にグーツと押さえつけて切った」とあるのに、これに該当する創傷がないとの主張に対し、「下の方にグーツと押さえつけて切った」の「下の方」とは被害者の頸部を突き刺して突き進んだとも理解できるのであって、だとすれば自白内容と矛盾しないとした。

- ⑥ その他

凶器とされる本件切出小刀や犯行時の着衣に血痕付着がないことについては原審判決の判示するとおりであるとした。

- ⑦ まとめ

以上から、主に凶器と創傷の不一致が争点となった控訴審判決においては、主に牧角鑑定人の証言を根拠に、凶器とされた本件切出小刀による創傷と認められると判示し、控訴を棄却した。

### 第3節 再審請求までの準備活動

#### 第1 現地での調査活動

##### 1 宮田さん接見

- (1) 1992年9月3日 弁護士会照会請求により法務省矯正局に対して宮田さんの在監刑務所を調査し、岡山刑務所に収監されている事実が判明した。

- (2) 1993年5月2日 岡山刑務所において、齊藤誠弁護士、野嶋真人弁護士、今村核弁護士が宮田さんと接見し、再審請求準備開始を伝えた。

なお、このときは刑務所も再審請求に関わる弁護士接見などは経験がなかったとみて、弁護士らは、刑務官などの立会いもなく、普通の会議室で事務机を挟んで宮田さんに直接接見することができた（ただし、その後の接見は、接見室で刑務官の立会いの下で行うこととなつた。）。

- (3) 1993年9月18日 国宗直子弁護士が接見した。

- (4) 1996年8月12日 齊藤誠弁護士、野嶋真人弁護士が接見した。

(5) 1997年7月30日 齊藤誠弁護士、立山秀彦弁護士、武村二三夫弁護士が接見した。

## 2 現地調査

### (1) 現地調査

① 再審準備の中で現地調査を何度も行った。宮田さんの自宅及び犯行現場の場所の確認と宮田さんの自宅から犯行現場までのルート調査を行った。宮田さんの自宅が松橋警察署とは至近距離にあるということと自宅から犯行現場までのルートの途中で松橋警察署の前を通過するという状況を確認した。

#### ② 追尾行為の調査

宮田さんの自白では、被害者宅での飲み会の途中で一旦自宅に帰ったとなっていた。そしてその後、再度、殺害のため被害者宅に戻ったが、被害者が飲み会の参加者であるK夫婦のうち、妻KNは先に帰宅し、その後夫KIをその自宅まで送っていったという事実があったため、宮田さんはKIと被害者を追尾したとの内容となっていた。そのため、宮田さんの自白の内容にしたがってKIと被害者を追尾したという道のりの検証を行った。

#### ③ 視認性調査 夜間（深夜）満月の夜の追尾行為における視認性調査

宮田さんの自白では、被害者が居住していた団地入口付近の街灯のほぼすぐ下あたりから被害者の進行方面を見て、前方のもう一つの街灯の先を歩いている2人が見えたとなっていた。

宮田さんの自白においては、検証及び実況見分後に至って「道の右側の方により身体を右に傾けて」という供述が現れ、つまりこの見通しが極めて不自然であることが言える。そこで、当時深夜であり、満月の夜だったので、目撃地点からの見通しの悪さについての検証を実際に1月頃の満月の夜に実施した。

#### ④ 宮田さん服役後の現地調査

宮田さんが服役後、1999年3月に仮出所したので、宮田さん立会いの下で、自白ルートに従って現地調査を行った。

### (2) 関係者に関する聞き取り

#### ① 被害者の親族

##### ア 娘（長女）

1996年7月6日、被害者の長女に同女の自宅で面会し事情の聞き取りを行った。その結果、被害者は、定収も無く、子どもから与えられる小遣いで生活をしていたことが判明した。

また殺害発生は、正月明けの時期だったので、暮れから正月にかけての状況などについての聞き取りを行った。

##### イ 娘（二女）

1997年1月11日、被害者の二女にも面会して聞き取りを行った。

## ② 被害者の周辺人物

### ア O (第一発見者)

1997年1月11日に第一発見者であるOに自宅面会し、発見の時の状況や、被害者の交友関係についての聞き取りを行った（ビデオ撮影）。その結果、発見直後から何度も警察官による調書を作成していたことが判明した。確定記録にあるのは検察官による調書のみである。

また被害者には、宮田さんらの将棋仲間グループ以外に、毎日のように被害者宅で飲み会を行っていた数人のグループがあったことが判明した。

### イ 友人U (元妻より聞き取り)

1997年1月12日、被害者の交友関係について、被害者と特に親しかつたU（なお、その後亡くなっている。）の元妻にUについての聞き取りを行った。

## ③ 前日の飲み会参加者

1996年7月7日、宮田さんが参加した、1985年1月5日夜の被害者宅における飲み会への参加者であったK夫婦のうち、その妻KNに対して自宅で聞き取り調査を行った（ビデオ撮影）。

その結果、殺害現場の実況見分調書にはミカンが写っていたが、1月5日の夜の飲み会において同女は被害者宅において食事の準備を手伝ったが、その際にはミカンが無かったとの証言を得た。また、殺害された被害者の着衣についても、飲み会の場とは異なっていたとの証言を得た。

## ④ 殺害現場 隣家の住人からの聞き取り

1996年10月13日、殺害現場の2軒長屋の隣家であるNからの聞き取り調査を行った。しかし、被害者宅とは薄い壁で隔たれているだけだが、異常な物音は聞いていないとのことだった。

## ⑤ G方の明かり

確定判決は、宮田さんは、1985年1月25日付け員面調書において被害者を尾行した際、G方の居間に明かりがついていた旨供述しているが、宮田さんがこの供述をした同月25日当時取調官らはこの事実を知らず、宮田さんの供述によって初めてこの事実を知ったとして、このG方の居間に明かりがついていた事実は、宮田さんが本件犯行を行う前被害者を殺害すべく同人を追尾した事実に関する秘密の暴露であると認定した。

このG方のGHに対する聞き取り調査ができた。GHによれば、当時捜査官は、捜査の早い時期から、G方を訪れてGHに対する聞き取りを行っており、そのたびに、GHは警察官に1月6日午前2時頃までG方の居間に明かりがついていたことを話していたので、この事実は捜査官の間では広く知られていたという証言を得たため、1996年10月12日にこの証言の様子をビデオ撮影し、さらに2000年6月12日付けで公証役場の宣誓供述書を作成した。

## ⑥ 目撃証人

### ア M理髪店

宮田さんや被害者がよく将棋を指していたM理髪店のオーナーから聞き取り調査を行った。

### イ M商店

現場周辺の聞き込みをしていたら、M商店において、被害者が殺害されたとされている日時の後に被害者を目撃した証人がいることを聞くことができた。

### ウ M氏

上記のM商店で聞き込んだ被害者が殺害されたとされている日時の後に被害者を目撃したとされる証人Mの存在が分かり、その目撃証人Mに対する聞き取り調査を行った。

第1回は、1996年4月28日にMの自宅内で行った。第2回は、1996年10月12日にMの自宅外で聞き取り調査を行った。

その結果、この証人Mの証言では、被害者が殺害されたとされている日時（確定判決の認定によれば、1月6日午前1時30分頃）の後である1月6日午前7時30分頃、妻を助手席に乗せ、更に東京に帰る孫を乗せて車を運転中、被害者が白いビニール袋を下げて松橋町曲野の交差点の横断歩道を渡って道路の向かい側から向かって歩いてくるのを目撃したということであった。この目撃証人Mは被害者の小学校の同級生であり、自宅に被害者がしばしば訪問しており、見間違うはずのないものであった。しかしながら、警察は、何度もMに接触し、目撃した時間では被害者は既に死亡しているので、目撃した人物は被害者ではなく勘違いであるとの始末書を警察から書かされたとの証言を得た。

### エ M商店関係者

上記の目撃証人の証言を得て、被害者宅の殺害現場に存在したミカンについて、被害者が買い物をする商店が存在したかについての調査を行った。その結果、M商店が先の目撃証人Mが被害者を見かけた交差点を渡った先に存在していたことと、早朝からミカンを販売していた事実を得ることができた。

1996年10月13日、松橋町曲野の交差点の横断歩道を渡る先にあったM商店の経営者からの聞き取り調査を行った。その結果、目撃証人Mの言うとおり、朝早くから店を開けており、赤いネットに入ったミカンを販売していたことが判明した。

その結果、前述のとおり、殺害現場の実況見分調書にはミカンが写っていたが、1月5日の夜の飲み会における参加者は、被害者宅において準備を手伝ったが、その際にはミカンが無かったとの証言を得たことと総合すれば、目撲証人Mの、被害者が買い物帰りとの証言とも符合し、確定判決の認定による被害者の殺害時刻が覆ることになった。

## ⑦ パチンコ店（被害者がパチンコを打ち上げた事実）

被害者は、事件前日の1月5日にパチンコ店で玉の打ち上げを行っていた事実を聞き込んだので、パチンコ店へも聞き取りに入った。

1996年10月12日、パチンコ店の店員からの聞き取り調査を行った（ビデオ撮影）。

その結果、被害者が殺害される直前、パチンコ店で「打ち上げ」（約7500円位）を行っていた事実を把握した。

しかしながら、被害者はこの金員を所持していたはずにもかかわらず、事件後被害者宅には416円入りと4円入りの財布だけで、ほとんど金銭が存在していなかった。パチンコ店の元支配人からも1997年1月11日に自宅において上記の被害者の「打ち上げた」事実についての聞き取り調査を行った。

## 第2 証拠物の閲覧

### 1 証拠物の閲覧に至る経緯

東京の弁護士と地元熊本の弁護士とで弁護団を結成し、その最初の行動として、証拠物の閲覧申請を行うこととなり、その申請を行った。そうしたところ検察庁からは証拠物の閲覧の許可が出た。

### 2 証拠物の閲覧

#### (1) 第1回 1993年7月16日 証拠物閲覧

再審請求の準備段階であるにもかかわらず、証拠物の閲覧が認められたので、弁護団は皆興奮の内に検察庁の会議室に山と積まれた証拠物の点検をした。その際、証拠物の一覧表も検察から交付された。

#### (2) 第2回 1997年6月6日 証拠物閲覧

新たに武村二三夫弁護士も加わったので、再度証拠物閲覧を実施した。

本件凶器の切出小刀には血液反応がないことが鑑定の結果判明し、その時期に宮田さんの自白が変わり、「凶器に布を巻き付けた」となった。宮田さんの自白ではシャツの内1枚が欠けていて、それを凶器の切出小刀に巻いて犯行に及び犯行後は焼却したとしていた。

この閲覧の際、誰からか言いだして、この1枚欠けたというシャツが全部そろっているかどうか確認しようとなった。その結果、シャツは1枚の欠けもなく全部そろってしまった。この事実の前に宮田さんの自白が虚偽であることが明白となった。

この瞬間は弁護団全員にとって忘れられない時である。このとき再審請求が認められるかもしれないという希望が見えてきた。

#### (3) 報告書作成

##### ① 卷付け布

1997年9月1日 証拠物閲覧

1997年6月6日に判明した、シャツの一部を巻付け布に使い犯行に及びその後焼却したというシャツが全部そろっているという事実を確定させるため、熊本検察庁内会議室で、宮田さんに対する殺人被告事件の証拠物を閲覧した上で、「赤、茶チェックのスポーツシャツが一片の欠けもなく全部そろっていること」についての報告書を作成した。

## ② 着衣と創傷との関係

1997年9月2日 着衣検査 日本医科大学 大野曜吉教授（法医学）

※肩書きは当時のものです。

被害者の着衣は、一番上に着用していたのが、薄茶色とっくりセーターであり、その下が茶色メリヤス肌着上衣、さらにその下が白色肌着上衣である。これらの着衣には多数の切り傷の跡があり、頸部付近の創傷のうち第5、第6、第7創はいずれも衣服を通さずに直接人体に刃物が刺入しているが、それ以外の第2から第4創、第8から第11創までの合計7個の創傷は、すべて衣服の上から人体に刃物が刺入している。特に致命傷となった、自白では刺した傷の所から血がにじみ出してきたのを見たとしていた第3創は衣服の上から刺されてできた創であることを明らかにした。

## 第3 新証拠に結実しなかった準備活動—ルミノール反応の実験—

弁護人らは、再審請求までの準備活動として先に述べたとおり様々な活動を行ったが、ここでは新証拠に結実しなかったものとしてルミノール反応の実験について述べる。

宮田さんの自白では、被害者を切出小刀で刺して殺害した後で、手にはめていた軍手を外して、その軍手で切出小刀をくるんで、着ていたジャンパーの右ポケットに入れて、自宅まで帰ったことになっている。

この時の自白では、ジャンパーの右ポケットの上の飾り付近に血痕が付いていたことが図面で示されている。

自白によれば、自宅に帰った後、ジャンパーに血痕が付いていたため、水で洗い流し、洗濯機で洗濯したことになっている。一方切出小刀については、付いていた血を水で洗い流し、更に刃を研いだことになっている。

そして宮田さんの逮捕後、捜査機関によって、ジャンパーと切出小刀についてルミノール検査が行われたが、いずれも血痕反応が検出されていない。切出小刀について、捜査機関は、木製の柄の部分を開破して、その内部について血痕反応が出ないかどうかも検査したが血痕反応が検出されなかったのである。

そこで弁護人らは、ジャンパーの製造業者を調査して、その代表者から素材について聞いたところ、血痕が付いたとされる右側ポケット上の飾りは綿100%の素材であることが判明した。

化学繊維と異なって、綿100%の場合、血痕が付着して内部に染み込むと、血痕が

繊維にからんで、洗濯しても落ちにくくなるという専門家の知見が得られたため、弁護人らは、ジャンパーの右ポケットの上の飾りと類似した形状で綿100%の素材を用意して、これに血痕を付着させ、宮田さんが自白調書で供述するとおりの方法で水洗いと洗濯を行って、ルミノール反応によって血痕が検出されるかどうか確かめる実験を行った。

切出小刀については、同じ切出小刀を購入して、刃や柄の部分に血痕を付着させ、それを水で洗い流し、その後柄の部分を開破して、ルミノール反応によって血痕が検出されるかどうか実験を行った。

これらの洗濯実験に当たっては、宮田さんが事件当時自宅で使用していた洗剤と同じ品質の洗剤を製造業者に頼んで再生してもらって実験を行った。

しかしながらジャンパーの飾り部分についても、切出小刀の柄についても、実験に当たって不確定な様々な条件の違いや、ルミノール検査の方法、条件の違いによって、血痕反応が検出される場合もあれば、血痕反応が検出されない場合もあることが分かった。

そのためルミノール検査の実験については、残念ながら新証拠として結実させることができなかつた。

ルミノール検査の実験については、再現実験が容易でないと痛感したことを見記しておく。

#### 第4 成年後見人の選任申立て

2011年8月18日、日弁連理事会において、松橋事件の再審請求について日弁連として支援する旨決定した。

そのため、我々弁護団は熊本地裁に再審申立てを行うため、2011年10月、宮田さんから弁護人選任届を受け取るべく、宮田さんが住んでいる熊本市内のアパートに赴いた。宮田さんとの事前の電話連絡では宮田さんの状態には特に変わったところはない判断し、弁護団からは東京から野嶋真人弁護士、熊本からは吉井秀広弁護士、西清次郎弁護士、そして三角が同行した。当日は、宮田さんが介護施設の訪問の日であったので、息子さんである宮田貴浩さんにも連絡の上、介護施設から宮田さんの自宅であるアパートに連れて来てもらった。そのときの宮田さんとの会話の中で、最初は雑談をしていたが、言葉は少ないとは言え、特に変わったことはなかった。その後弁護人選任届に署名してもらう必要があったので、事件のこととか、再審の準備のこととかについて話を始めた。その中で、衝撃的なやりとりがあった。宮田さんは、脳梗塞を数度にわたって患ったことによる影響か、刑事裁判のときの記憶や服役中の記憶が欠落しており、この宮田さんの話を聞いて、これは、とても弁護人選任届の署名押印は無理ではないかと思われた。その後同席していた弁護団の各々とも協議したが、弁護人選任届の署名押印は無理であり、別途成年後見人を選任して、成年後見人を再審請求人としたことにした。宮田さんは、刑務所から帰って来て、熊本市から生活保護を受給しており、成年後見人

を選任するにしても、自費で成年後見人を選任するのは困難であった。そのため、日本司法支援センター（法テラス）を通じて成年後見人を選任することにした。

成年後見人の選任のためには、まず成年後見人候補者を選ぶ必要がある。再審請求のための成年後見人ということになれば、この先再審請求自体がどのような展開になるのか予測がつかず、簡単に候補者が見つかるとも思えなかつた。その後選任された衛藤二男弁護士は、修習期が三角と同期でもあり、熊本県弁護士会高齢者・障害者委員会の委員長をかつて務めていたこと等から、三角から連絡を入れて、成年後見人になってもらえないかと打診したところ、快諾してもらった。今思えば、よくぞ成年後見人になることを承諾してもらえたと感謝の念に堪えない。その後成年後見の審判のための鑑定書の作成などに若干の時間を要したが、2012年3月12日、宮田さんの成年後見人である衛藤二男弁護士を再審請求人として熊本地裁に再審申立てを行つた。

## 第2章 再審請求審から特別抗告審まで

### 第1節 再審請求審

#### 第1 新証拠とその意義

##### 1 大野鑑定

###### (1) 大野教授に鑑定を依頼するに至った経緯

大野曜吉教授は、1982年から東北大学医学部法医学教室で助手として法医解剖に携わり、1985年には琉球大学法医学教室で助手、助教授として法医解剖に携わり、1990年には日本大学医学部法医学教室の助教授となり、1992年5月から日本医科大学法医学教室で教授の職に就いていた。

弁護人らが大野教授に鑑定を依頼するに至ったきっかけは、当時日本大学医学部法医学教室に在籍していた押田茂實教授に、松橋事件の凶器と創傷の不一致の問題について相談したところ、押田教授から、大野教授が刃物の形状と創傷の形状の問題について論文を書かれていて、適任であるとの推薦をいただき、大野教授を紹介してもらったことによる。

###### (2) 大野鑑定書の内容とその意義

本件は、確定審においては法医学者の鑑定書は提出されていない。解剖に立ち会った警察官の捜査報告書と解剖をした神田瑞穂教授の公判調書があるだけであった。

そこで、日弁連人権擁護委員会委員長名で熊本大学の法医学教室に本件に関連する証拠の提出を求めたところ、鑑定書が作成される前段階の「鑑定書（控）」が提出され、これが大野教授の鑑定の手がかりとなつた。

大野教授作成の鑑定書（新証拠15）は、被害者の創傷である創8及び創14が本件切出小刀と矛盾することを明らかにしたものである。

凶器と創傷の形状の不一致の点を検討するに当たって、傷は多数あったが、大野教授が着目したのは、長さの計測により「約」とされ、また刃先の到達先が検証可能な2つの創傷であった。この創傷について、本件切出小刀は先端から4.8cmの部分の刃幅は2.1cmであり、刃幅1.5cmのところは先端から3.2cmのところとなっている。創8は頸椎骨に骨創傷を形成しており、創洞の深さが約4.7cmであるのに刺入口の長さは約1.5cmとされているので矛盾するとしたのである。創14も同様に創洞の深さが約4.8cmであり、刺入口の長さが約1.5cmとされるものであった。

大野鑑定書によれば、創8は、創の深さが約4.7cm、創の長さが約1.5cmであるところ、本件切出小刀は、先端から4.7cmのところで刃幅が2.1cmであり、創8は本件切出小刀では成傷できない創である。

創14は、創の深さが約4.8cm、創の長さが約1.5cmであるところ、本件切出小刀は、先端から4.8cmのところで刃幅が2.1cm以上あり、創14も本件切出小刀では成傷できない創である。

この結論は、大野鑑定書の鑑定結果（10頁）に明記されており、かつ大野教授は、証人尋問においても創8と創14が本件切出小刀と矛盾すると繰り返し明確に証言している。

ここで明記しておきたいことは、大野教授が被害者の創傷の形状だけでなく、被害者の着衣の傷にも注目したことである。大野教授からの提案により、弁護人らは、被害者の着衣であるタートルネックのセーター、その下に着ていたうすだいだい色下着及び白色下着について、検察官に対し証拠物の閲覧を求め、これが許可され、弁護人らは大野教授に依頼して、各着衣の各傷を写真撮影し、各着衣の各傷の形状について測定することができた。

そして被害者の各創傷について、着衣のどの傷が対応しているのか、その対応関係を全て明らかにすることができた。その結果、創8と創14は、被害者の創の長さと、着衣の傷の長さ（セーター、うすだいだい色下着、白色下着）がほぼ一致していて、創8と創14の創の長さの測定が正確なものであることが明らかになったのである。

加えて後述するように、致命傷となった頸部の傷について、自白ではタートルネックのセーターの上からではなく、直接皮膚に刃物を刺したことになっているものの、着衣と被害者の創の対応関係を調べていくと、この致命傷となった創は、タートルネックのセーターの上から刺されたものであることが明らかになった。

### (3) 大野証言と押し下げ現象

① 大野教授は、大野鑑定書において押し下げ現象について説明しているが、大野教授の証人尋問が行われ、その証言によって、押し下げ現象の内容、本件凶器と創の不一致を押し下げ現象では説明できないことが、より明確になり、押し下げ

現象に対する裁判官の理解が深まったものと思われる。

- ② 押し下げ現象とは、刃先の先端部でもって刃が皮膚を切る、切断する前にその先端部によって押し下げられる現象のことである。

押し下げが限界に達すると皮膚が切れるが、切れると皮膚が上の方に向かって戻っていく。皮膚が元に戻る前に素早く刃を抜くようなことがあると、実際の創の深さよりは刃の作用した長さがやや短くなる。

- ③ 創8の部位は1. 5 cmもへこまないこと

しかし、創8と本件切出小刀の矛盾をこの押し下げ現象で説明することはできない。

創8の創の長さは約1. 5 cmであり、本件切出小刀の刃幅が1. 5 cmの部分は、先端から3. 2 cmの部分である。

創8の深さは約4. 7 cmであるから、本件切出小刀で創8を成傷するためには、1. 5 cm (4. 7 cm - 3. 2 cm) 以上、刃先で皮膚が切れる前に皮膚が押し下げられ、皮膚が切れた後元に戻る前に素早く刃物を抜き、抜いた時点で1. 5 cm押し下げられた状態になっていなければならない。

この点について大野教授は次のように証言した。

「創8は首のところですから、皮膚を指で押したってわかるとおもいますが、1. 5 cm押し込むというのは、かなり大変というか、実際にはできないんじゃないかなと思います。しかもこの方は太っている人でもないし、通常やや痩せ方のお人ですから、皮膚の下の皮下脂肪が多いというわけでもないし、となると、指でさえ1. 5 cmを押し込むのが容易ではないのに、刃先で1. 5 cm、切れる前に押し込まれるということがあるだろうかって、これは常識的にそんなことはないだろうというのは判断できるかと思います。」(証言調書14頁)

創8の部分というのは、指で押しても1. 5 cmもへこまず、刃物であればより容易に皮膚が切れてしまうのであって、1. 5 cmもへこまることは明らかである。

- ④ 創14の部位は1. 5 cmもへこまないこと

創14と本件切出小刀の矛盾も、押し下げ現象で説明することができない。

創14の創の長さは約1. 5 cmであり、本件切出小刀の刃幅が1. 5 cmの部分は、先端から3. 2 cmの部分である(新15、新108)。

創14の深さは約4. 8 cmであるから、本件切出小刀で創14を成傷するためには、1. 6 cm (4. 8 cm - 3. 2 cm) 以上、刃先で皮膚が切れる前に皮膚が押し下げられ、皮膚が切れた後元に戻る前に素早く刃物を抜き、抜いた時点で1. 6 cm押し下げられた状態になっていなければならない。

大野教授は創14についても次のように証言している。

「ここも通常の皮膚と皮下脂肪があまりない部分ですし、筋肉も一部多分切断

されているんじゃないかと思われますが、事情は頸部と同様だと思います」（証言調書15頁）

質問 要するにここも指で実際に押しても、そんなにへこまないだろうと。

答え はい。

質問 だから刃物であれば、より離断するから、指でへこまないものは、へこまないということなんですね。

答え そういうことです（同頁）。

#### ⑤ まとめ

大野教授は、一般論として押し下げ現象が存在すること自体については否定していない（証言調書29頁、45頁）。しかし、創8と創14の部位について、本件切出小刀との矛盾を説明できるような極めて顕著な押し下げ現象が生じることはありえないと述べているのである（証言調書64頁）。

なお、大野教授の証人尋問については、「第1節 再審請求審」、「第4 証人尋問」で別に論じるが、そこではこの創8と創14の説明の部分だけでなく、主尋問、反対尋問がどのような点について行われ、裁判官に対してどのような印象を与えたかという、証人尋問全体について述べることとする。

#### (4) 被害者の姿勢による創の長さの変化

検察官は、刃物が刺入された時の被害者の姿勢によって、皮膚や筋肉等の組織が伸展したり、前屈したり、回転したりするので、創の長さ（創縁接着の長さ）と刃物の刃幅との違いが顕著になると主張した。

これに対して大野教授が実験によって上記のような違いが生じるかどうかを確認したのが検査結果報告書（新100号証）である。

ここでは創8、創7、創9について、被験者役の弁護士の頸部左側付近に被害者の死体頸部左側付近の写真を被害者写真の位置関係とほぼ一致するようにプロジェクターで投影し、当該創をカラーペンで被験者皮膚面に転写した。その上で被験者の姿勢を様々に動かし、その転写した創の長さを計測した。創14については、鑑定書控え（新11）における位置をカラーペンで被験者の同じ部位に同じ長さで転写して被験者の姿勢を様々に動かした上、その転写した創の長さを計測した。

その結果、創8の位置の創の長さは、顔を上下、右に大きく変化させても1.3cmのままであり（正面で1.3cm）、唯一顔を左の真横に向かう時に1.4cmになっただけであり身体の姿勢が創の長さにほとんど影響しないことが明らかになった。

創14も左腕を上方にあげた時に1.5cmで、それ以外は1.4cmであり（記入した長さは1.5cm）、身体の姿勢が創の長さにほとんど影響しないことが明らかになった。

加えて創14については、左腕を大きく上方にあげると、創14の創底が鎖骨に

当たってしまうので、被害者の鎖骨に損傷がないことから、左腕を大きく上方にあげた姿勢ではないことが明らかになった。

#### (5) 大野教授の鑑定書作成に時間を要した理由

本件被害者の死体解剖を行った神田瑞穂教授は、解剖検査記録を記載するに当たって「左方」、「右方」、「前方」、「後方」等の用法について、一般的な法医学者とは異なる意味で用いていた。

大野教授は、神田教授の用法を知らなかつたため、神田教授の解剖検査記録を読むと、内容が誤っているとしか思えない部分が生じ、鑑定書を作成することが困難な状況にあった。

大野教授の鑑定に関する検討の過程で神田教授の鑑定書（控）の体内部の凶器の刺入方向がおかしいとなった。そこで、当時熊本大学の法医学教室の教授であり、神田教授の元で一緒に鑑定に携わっていた恒成茂行教授に神田教授の鑑定書（控）について聞くこととなった。しかし、恒成教授は、確定審の控訴審である福岡高裁において、検察からの依頼で、本件凶器と創傷は矛盾しないとの意見書を提出していた。当初はなかなか協力を得ることは難しかつたが、大野教授も一緒に恒成教授に会つて協力を求めたところ応じてもらい、そこで神田教授の鑑定書における刺入方向を知ることができた。そうしたところ、通常は死体を基準として上下、前後、左右となるが、神田教授の場合は、被害者に対峙して凶器を刺入した者から見た方向となっていることが判明したのである。

そのような状況で、弁護人は、2005年当時、熊本大学医学部法医学教室の教授であり、神田教授の鑑定書（控）の用語について熟知していた恒成教授と面談し、神田教授の用語について教えてもらうと共に、神田教授の記載した解剖所見に基づき、恒成教授の指示で、本件被害者の凶器の刺入状況を再現することができた。

その凶器の刺入状況再現結果報告書が作成されたのが、2007年5月であり、大野教授の鑑定書の作成はその後となり、完成までに期間を要したものである。

## 2 セーターと実行行為

#### (1) 問題の所在

確定判決は犯行態様について、自白調書にある「被害者の頸部めがけて十数回にわたつて切出小刀を突き出して頸部付近を刺した」旨の供述は、解剖所見に被害者の遺体に14個の創があり、そのほとんどが頸部に集中していることから、明示的には判断していないものの、自白によつて実行行為の態様は矛盾なく説明されないと認め、特段問題にしなかつた。

しかし、本件犯行は、厳寒期の1月初旬の犯行で、犯行時被害者はとっくりセーターを着用して、被害者の頸部付近は襟の部分を三段折りセーター生地で厚く覆われている。このことから、被害者の創の中にはセーターの襟越しに凶器が刺入できた創傷があることや、セーターを損傷しているものの被害者の皮膚まで到達し

ておらず創を形成するにいたっていないものもあることが想定される。

ところが、確定審では、検察・弁護人・裁判所のいずれも、被害者が犯行時に着用していたセーターの存在を考慮した上で犯行態様を検討したことは全くなく、その観点から自白の信用性について検討することもなかった。

再審請求弁護団では、自白の信用性を厳密に論じるには、確定審で検討された解剖所見から明らかな創傷の状況だけでなく、セーターの存在を考慮して、より正確な客観的犯行状況を明らかにし、自白の信用性を再検討した。

#### (2) 大野鑑定から明らかになったこと

再審請求審においては、大野教授による鑑定書が新証拠として提出されたが、鑑定書作成の過程において、遺体の創の場所とセーターの損傷箇所が照合された。

その結果、遺体に残された創にはセーター越しに凶器が刺さってできた創傷と直接被害者の肌に刺さってできた創傷があり、そのほか、皮膚に到達していないために創傷は形成されていないがセーターを損傷させているものがあることも明らかとなつた。

このうち、致命傷となった頸動脈付近の第3創はセーター越しに凶器の刃物が刺さって形成された創傷だった。

#### (3) 第3創に関する自白内容の虚偽性

第3創については、創傷が形成された直後の状況について詳細な自白がある。すなわち、自白によれば、頸動脈付近を刺した後に、刺した小刀を抜いて傷口から出血した状況について、「最後に刺突した致命傷となった創傷の創口から血がにじみ出るのを見た」旨の供述がなされている。言うまでもなく、小刀を抜いて傷口から出血する状況を目の当たりにしなければこのような供述はできないはずである。セーター越しに刺したのではそのような供述は不可能である。自白内容からすると、第3創はセーター越しではなく、直接被害者の皮膚を刺したとしか理解できない。

実際、問題の自白調書には、第3創について、宮田さんが描いた図が添付されており、その図によれば、第3創を形成する際に、小刀が刺入したのはセーターの襟より上部の皮膚が露出しているところである。

しかし、大野鑑定によれば第3創はセーター越しに刺したできた創傷であり、刃を抜く際に傷口から出血した状況をみたという自白内容は三重の襟で覆われたセーター越しに刺していればそのような状況を視認できるはずではなく虚偽と言わざるを得ないし、宮田さんが描いた上記の図も事実と異なる。

このことは、第3創に関する宮田さんの自白が虚偽自白であるとの疑いを生じさせるに十分で、ひいては自白の信用性全体に疑問を抱かせるに十分である。

#### (4) 請求審における弁護団の主張と裁判所の判断

以上から、大野鑑定によって明らかとなったこの第3創をめぐる自白の虚偽性、とりわけ当時宮田さんが自ら描いた図の虚偽性は、再審開始の重要な理由の一つと

なるという位置付けを行いその旨主張した。

これに対して、請求審の再審開始決定では、第3創が大野鑑定によってセーター越しに刺されて形成された創傷であることと矛盾する宮田さんの供述は、それ自体は自白の信用性を否定する根拠としては薄弱なもので自白を動搖させることにはならないとした。すなわち、宮田さんは、一貫して被害者の頸部付近を多数回突き刺したことを認めていたものの、それらの供述を見る限り、各刺突行為が着衣越しのものであるか否かを明確に意識しながら供述していたとはいえないようにも思われ、しかも供述時期も事件から約1か月経過した2月6日以降であることも考慮すべきとされた。

他方で、請求審の再審開始決定は、「宮田自身が自白供述を重ねるうち、殺害行為の態様等について、より具体性や迫真性を持たせるため、「最後に刺突した致命傷となった創傷の創口から血がにじみ出るのを見た」旨の記憶に基づかない供述を付け加えたという可能性を否定し去ることはできない」として、このことは、「客観的事実と整合しない、その意味において体験していないはずの事実を、極めて具体的かつ迫真的に供述したことになるから、…（中略）…自白の中に宮田が創作した非体験供述部分が混在することを示すものであるとともに、宮田が、自白を重ねるうちに創作を附加していったことを窺わせるものであり、このことは、宮田の自白全体の信用性を評価する上で考慮すべき事情となる」という限度で意味を有するとした。

その後の即時抗告審ではこの論点には触れられていない。

#### (5) 評価

##### ① 本件虚偽自白がなされた経過

弁護団としては、第3創に関する宮田さんの自白内容がセーター越しに刺したという客観的な犯行状況に反する点は巻付け布と並んでえん罪の重要な根拠と考えていた。しかるに、請求審の決定における位置付けは、その重要度において弁護団の考えたほど高くはなかった。

それでも、請求審の「体験していないはずの事実を、極めて具体的かつ迫真的に供述したことになるから、…（中略）…自白の中に宮田が創作した非体験供述部分が混在することを示すものであるとともに、宮田が、自白を重ねるうちに創作を附加していったことを窺わせるもの」という判示部分は重要な意味を持つ。

本件は、宮田さんが任意捜査の苦痛に耐えかねて自白し、逮捕後は、捜査官から犯行状況の詳細の説明を求められ、捜査官の要望に応じて宮田さんは一生懸命犯行状況を創作して供述するという倒錯的状況で取調べが行われた。

宮田さんは、もともと地元で生まれ育った人で、関係する人物と面識があり、土地勘も十分あり、犯行場所となった被害者宅の状況も熟知している等虚偽自白を創りだす材料には事欠かなかった。また、宮田さんは知的能力が低くなく、確

定判決の指摘する一種の完全主義的な性格もあり、虚偽自白を創作するに当たっても微細なことについてもいちいち説明を試み、自白内容は具体性・迫真性を帶びていった。

しかし、もともと虚偽自白であることから、捜査段階における員面調書では犯行状況についての説明が変遷した。かくて、員面調書作成の段階では、内容の相反する部分を含む自白調書が作成されたが、検面調書作成の段階で、これらの相反する内容を含む員面調書は手際よく「編集」され、矛盾のないものに整えられ、具体性・迫真性を有する部分は巧みに検面調書に取り入れられた。

このことは、取調べを受ける者が捜査官に納得してもらえるような自白を創作しようと考え、虚偽自白の材料が豊富にあれば、容易に具体性・迫真性のある虚偽自白が出来上がることを示している。

## ② 本件から得られる教訓

本件のように条件が揃えば、虚偽自白であっても具体性・迫真性のある自白は容易に作出され得る。その意味で請求審の「体験していないはずの事実を、極めて具体的かつ迫真的に供述したことになるから、…（中略）…自白の中に宮田が創作した非体験供述部分が混在することを示すものであるとともに、宮田が、自白を重ねるうちに創作を付加していったことを窺わせるもの」という判示部分は重要な意味を持つ。

## 3 恒成回答書

### (1) 確定判決の認定した事実

確定判決は、自白に基づいて、被害者の創傷について、被害者が炬燵に座って倒れていない状態で攻撃を受けて成傷されたものであると認定している。

### (2) 恒成回答書の意義

これに対して、弁護人は、再審請求書において、新証拠である恒成教授作成の2007年5月23日付け回答書を提出した。

この回答書で恒成教授は、1回目の滅多突きにより、第2～第4創及び第12創の一群の創傷がまず形成され、その後で2回目の滅多突きで第5～第11創などの一群の創が形成されたと述べている。

加えて、同教授は、始めの一群の創傷、すなわち第2～第4創及び第12創について、被害者がまだ抵抗できる状態で形成されているのに対し、あと的一群の創傷、すなわち第5創～第11創などは「被害者が倒れた状態で滅多突きして」形成されたと判断した。

その理由は、第5創から第11創が、頸部の上下にはほぼ並行に並んで傷が形成されていて、被害者が抵抗して動けるような状態であれば、このようにほぼ並行に並んで傷ができるということは考えられないことがある。

### (3) 恒成回答書を裏付ける再現実験結果報告書

再現実験結果報告書（新120）は、被害者の左頸部の各創（第5創～第11創）について、被害者が右側に倒れた状態を前提にして、犯人がどのような姿勢で刃物を刺入したと考えられるかを再現実験によって検討したものである。

その結果、被害者役の男性が右側に倒れた状態になり、犯人役が被害者の体を跨ぐようにのしかかり、被害者の頸部に模擬小刀を当てたところ、両者の位置関係から左頸部に刃物を刺入して第5創～第11創を生成することが可能であった。

被害者が倒れた後で、第5創から第11創が成傷されたという恒成教授の見解は、再現実験結果報告書（新120）によってその信用性が補強されることになった。

#### 4 卷付け布

##### (1) 自白の変遷

###### ① 当初の自白

宮田さんは、事件後の1985年1月8日から連日取調べを受け、ポリグラフ検査を受けた直後の同月20日に自白をして逮捕され、同年2月10日に殺人罪で起訴された。

宮田さんの当初の自白（同月2月4日まで）では、1985年1月5日に宮田さんは、被害者宅で知人夫婦を含め4人で飲酒した際、被害者を殺害しようと決意し、自宅から切出小刀を持ち出し、同月6日午前1時30分頃に被害者宅で被害者の左頸部を目掛けて切出小刀で10数回突き刺し、殺害した後、血の付いた軍手は大野川に投げ捨てた、切出小刀の柄や刃体には血がついていたが、自宅で切出小刀を洗い、また刃体を砥石で研いで血を落とした、としていた。

###### ② 卷付け布の登場

同年2月4日に宮田さんは重大な自白の変更をした。血の付いた軍手は大野川に投げ捨てたとしていたが、それを風呂の焚口で燃やしたと変更した。同時に巻付け布が自白に登場した。古いシャツを切り、切出小刀に5～6回巻きつけ、犯行直前この巻き直しをし、巻き付けた切出小刀で被害者を突き刺し、犯行後血のついた巻付け布を軍手と一緒に燃やした、とするのである。

さらに宮田さんは、自宅2階にあった古いシャツを警察官から示され、これが巻付け布を切り取った残りの布片であると説明した。その布片を集めると右袖部分のみが欠けていた。この欠けている右袖部分を巻き付けた、としているのである。

##### (2) 供述の変遷に対する疑問

###### ① 宮田さんは変遷前の自白の理由を捜査段階では説明できていないこと

変遷前の自白は、巻付け布に全く言及がない。犯行後血の付いた軍手で小刀の血をぬぐい、小刀をジャンパーのポケットに入れる場面では、切出小刀へ布の巻き付けがなされていたならば、当然巻付け布に言及がなされなければならない。変遷前の自白は、巻付け布にたまたま言及しなかったと評価できるものではな

い。小刀は布を巻き付けていなかった、とするものである。変遷前の自白ではなぜ巻付け布に触れなかったのかという質問を捜査段階で受けているが、宮田さんはその理由も説明できていない。

## ② 弁護団の疑問

自白では、犯行後切出小刀の柄と刃に被害者の血が付いたとしていた。また殺害された被害者が発見された直後の死体などの写真には大きな血だまりがあり、当然凶器の刃物には、相当の血が付着したとみるのが自然である。しかしながら宮田さんが凶器だと指示し押収された切出小刀からは、血液の付着が確認されていない。

警察も血液の付着があるはずではないか、と疑問を持ったようである。裁判所の令状を得て、切出小刀に血液付着の有無の鑑定を行っている。そして2月4日切出小刀の柄を二つに割って鑑定に着手している。これは、上記の布を巻き付けたという供述がはじめて宮田さんからなされた日であった。

これらからすると、巻付け布に関する供述は、宮田さんが自分から真実を言ったというようなものではないのではないか、本来ならば切出小刀の血液の付着が確認されるべきなのにこれが確認できない、そのため従前の宮田さんの自白に疑問をもった警察官が、自白の変更を迫ったのではなく、巻付け布の自白を持ち出させてその矛盾を解消しようとしたのではないか、という疑問である。すなわち、巻付け布供述は、捜査官の誘導ないし強要による自白ではないか、という強い疑問が生じた。

## (3) 新証拠の発見

弁護団では、熊本地検に対して証拠の開示・閲覧を求めた。ちょうど熊本地検の庁舎が新築移転の前で、1993年7月16日に検察庁の会議室において閲覧が認められた。閲覧が認められたのは証拠物の関係であり、供述調書、鑑定書あるいは捜査報告書などの書類関係は全く含まれていなかった。そのとき、殺害された被害者の血の付いたセーターやシャツ、ズボン、宮田さん宅にあった砥石や洗面器、宮田さんの着ていたジャンパーなど119点が開示された。また宮田さん宅にあったウェス（ぼろきれ）も含まれていた。

武村二三夫弁護士も新たに弁護団に加わり、第2回目の証拠物の閲覧を、1997年6月6日に検察庁の会議室で実施した。

宮田さんが切り取ったシャツの色や柄は自白調書に記載があり、その切り取った残りと思われる布切れもあった。弁護団の一人が、「（布を） 合わせてみよう」と言い、その場で布を集めてシャツの形の復元を試みた。布切れは全部で四片あった。そしてなんと、シャツは完全に復元された。左袖の欠落はなかったのである。自白では、左袖の部分は包帯のように帶状に切り取り、切出小刀に巻き付け、被害者の血液が付着し、風呂の焚口で焼却し、存在していないはずであった。左袖部分には

血液の付着もなかった。

#### (4) 新証拠の意義

宮田さんは、布を巻き付けた切出小刀で被害者を刺殺したと、自白している。この自白が虚偽であることは明らかとなった。巻付け布は、もともと切出小刀に被害者の血液の付着が確認できなかった点を補う形で登場してきた。

したがって、そもそも切出小刀で被害者を刺殺していたとする変遷前の自白も信用できなくなる。さらにこの事件では、宮田さんの自白以外に、宮田さんと犯行とを結び付ける証拠がない。宮田さんによる殺害というのは完全なえん罪だ、という確信が得られた。

この証拠だけで十分再審は勝てる、と思った。しかし多くの先例をみると、再審請求が認められず、新たに新証拠を探して、再審請求を繰り返している事案が多い。そこでこれに満足せず、徹底的に新証拠を探し出そう、ということで様々な論点の検討を進めた。

### 5 自白の変遷

#### (1) 本件の自白の特徴

既に述べたように、宮田さんは捜査段階で自白を大きく変遷させている。またその自白内容は、詳細かつ具体的であるという特徴がある。

#### (2) 3点の基調となるべき部分の自白の変遷と確定裁判所の判断

確定判決は、宮田さんの自白には、自宅に戻り被害者殺害に赴く際凶器の切出小刀に布切れを巻き付けたこと、皮底靴をゴム底靴に履き替えたが、右皮底靴は1月18日に風呂の焚口で焼却したこと、犯行の際使用した軍手は川に投棄したのではなく、自宅に持ち帰って焼いてしまったこと、以上の3点について自白の付加ないし変更があるとした。そして、手袋の大野川投棄から風呂焚口で焼燬への変遷について、当初の虚偽自白の動機は無罪を取るためにしたところ、証拠が固まったと思い観念して本当のことを言う気になったとの宮田さんの供述について、2月1日の検証で宮田さんは本件犯行に関する詳細な指示説明を行っていること、上記3点の変更が2月5日の同じ日になされ、しかも拳銃不法所持という別罪まで一挙に自白していることに照らすと、宮田さんの観念して本当のことを言う気になった旨の供述は充分理由があり首肯し得る、とした。

#### (3) 虚偽自白の動機と自白の変遷

自白の変遷がなされ、変遷後の自白が信用できるとする場合、なぜ変遷前の自白がなされたのか、なぜ変遷前の自白より変遷後の自白が信用できるのか、の判断が必要となるように思われる。

巻付け布については、2月5日の変遷後突如として出てきた（供述そのものは2月4日からなされていることは前述した。）。捜査段階で、宮田さんは、なぜ変遷前において巻付け布に触れなかつたのか問われて理由を答えることができなかつた。

確定一審判決でもその理由について触れていない。そして、確定一審判決は、軍手の処分について変更後の自白が信用できる理由として証拠が固まつたと思い観念して本当のことを言うようになったという宮田さんの自白を信用できるとしているが、これは巻付け布の自白についても同じ判断をしているものと思われる。

しかし、捜査側からすれば犯行と宮田さんと結び付けるのは自白のみであり、この自白からすれば、大野川に投棄した軍手、切出小刀の血痕の付着という自白を裏付ける物証が発見されるはずであったところ、これらはいずれも発見することができなかつた。つまり、自白以外に物証が発見されないというだけではなく、自白が正しいならば当然あるはずの物証が発見できず自白そのものの信用性に疑問が付されるという状況であった。これは到底「証拠が固まつた」として観念するような状況ではなかつたのである。

#### (4) 新証拠・・・請求審で開示された軍手関係の証拠

請求審で広範な証拠開示の勧告がなされ、これに従つて検察官は存在を認めたものについてはほぼすべての証拠の開示をした。我々はその一部を新証拠として提出し、裁判所はこれを認めた。すなわち、我々は開示証拠の中からも新証拠を発見したのである。その軍手の処分に関しては開示された捜査報告書によって以下の事実が判明した。

第1に、大野川及びその周辺で徹底的な搜索が繰り返され、多数の軍手が発見されたにもかかわらず、本件で投棄されたという軍手は発見できなかつた。

第2に、警察の実験によれば、大野川に軍手が投棄された場合、軍手は川の流れや潮の干満の中で結局あまり移動せず、搜索によって発見されなければならないことが確認された。

第3に、徹底的な搜索を繰り返しても宮田さんが投棄した軍手は発見できないことから、捜査官は、大野川に血が付いた軍手を投棄したという宮田さんの自白に疑問を持ち追及したところ、宮田さんは、軍手は大野川に投棄したのではなく、風呂の焚口で焼燬したと自白を変遷させた。

つまり、第1と第2から真実軍手が大野川に投棄されたのであれば、必ず発見されなければならないところ、発見されなかつたことから、警察官は宮田さんの大野川に軍手を投棄したという自白そのものに疑問を持ったのである。第3から、捜査官が以上の疑問から宮田さんを追及したところ、宮田さんは軍手は大野川に投棄したのではなく、風呂の焚口で焼燬したと自白を変遷させた。大野川から軍手が発見されなかつたところ、軍手が発見されることがない風呂の焚口で焼燬という自白に変遷させたのである。従前の自白では捜査の進展に合致しなくなり、その捜査の進展に合わせて自白を変遷したものである。

上記の「証拠が固まってきて観念した」という状況とはおよそ異なる。自白からすれば、なければならない物証が得られないという重大な矛盾を捜査側は抱えてい

たのである。大野川から投棄したという軍手は見当たらなかったということが取調べで当然宮田さんに示されており、「証拠が固まつた」状況ではないことは宮田さんには当然分かっていたことである。確定審一審判決で、「軍手の処分に関し虚偽の事実を供述したのは、軍手が発見されなければ、99%は犯人と分かっていても残る1%の部分で血のついた証拠品が出なければ無罪を勝ち取ることができるかも知れないと思ったからである」とした。もしそうであれば宮田さんからすれば、軍手が発見されることは好都合のことであり、供述を変遷させる理由にはなり得なかつたはずである。

#### (5) まとめ

確定一審判決の認定した「観念して本当のことを言う気になった」という自白の動機は、変遷後の巻付け布供述が、切り取り焼燬したはずの巻付け布が存在することによって維持できないことが明らかになった。

また、証拠が固まってきて観念した、とするが、宮田さんの犯人性を示すものは自白のみであり、切出小刀に被害者の血液の付着が確認できず、また犯行時着用していた血液の付着した軍手も確認できないため、犯行を裏付ける客観的資料が発見できず、従来の自白の信用性に大きな疑問が生じている段階であった。証拠が固まってきて観念をするような状況ではなかつたのである。

自白は、巻付け布の点でも、軍手処分の点でも、捜査の進展を踏まえ矛盾を解消する方向で変遷がなされている。これは、自白（及びその変遷）の理由が、取調官の強要によるもの、あるいは取調べの苦痛を免れるため取調官に迎合してなされたものである、との弁護人の主張が正当であることを示すものである。

### 6 追尾行為・待機行為に関する自白の信用性

#### (1) 追尾行為・待機行為に関する自白の問題点

宮田さんに対する熊本地裁の確定判決は、次のような事実を認定した。1985年1月5日の夜、宮田さんは、K夫婦と共に被害者方ですき焼きを肴に飲食をしていたが、午後11時30分頃に被害者と口論となり、一旦帰路についたものの、この成り行きに腹を立て、被害者を殺そうと考えて自宅で凶器を準備して、再び被害者宅に戻った。外からうかがうと、まだ酔ったKIが被害者方にいたため、KIが帰るまで待とうと待機し、1月6日午前0時頃に、被害者がKIを送っていくときにはその後を追尾したが、途中で被害者を見失い、帰路で発見し、さらに追尾し、被害者宅に戻ると被害者が台所で後片付けをしているようだったので、後片付けが済むまで待とうと考え、さらに待機した。午前1時30分頃ようやく静かになつたので、被害者宅に侵入し犯行に及んだ。

この2時間に及ぶ一連の行為を、追尾行為・待機行為とする。

KIの妻KNの供述によって、被害者がKIを送つていったという事実は確定していた。宮田さんはこれを追尾したという自白をした。確定判決の事実認定は宮田

さんの自白によるものである。

これに関する自白には次のような特徴があった。

- ① 事実関係については詳細であったこと。
- ② この自白には、「G方の明かり」という確定判決によって「秘密の暴露」と位置付けられた自白が含まれていること。

この自白は、犯罪事実に関する自白ではないのにもかかわらず、その詳細さや迫真性が、宮田さんの犯行がまるであつたことであるかのような大きな誤解を生じさせる役割を果たした。

しかし、他方、よく検討すれば、次のような問題点も見えてくる。

- ① この追尾行為・待機行為自体を裏付ける客観的証拠は何も存在していないこと。
- ② 書かれているエピソードのいくつか（カラオケ店の音や犬の吠え声等）は、近辺の聞き込みで得られていた事実に基づいていたこと。つまり、捜査官には既に把握されていた事実であった。これに創作を付加すれば宮田さんの自白は出来上がる。
- ③ 確定判決の言う「秘密の暴露」は講学上の「秘密の暴露」とは異なるものであったし、捜査の経緯から「G方の明かり」のことを捜査官が知らなかつたとは考えにくいこと。
- ④ ③のほかには、捜査官が知らなかつた事実は含まれていないこと。例えば、被害者とK I はどの道を通ったのか、被害者はK I を送つていったにもかかわらず K 夫婦宅の近くで置き去りにしたのはなぜか、など捜査官が知らなかつた事実は、宮田さんも被害者を見失い知らなかつたことになった。

果たして、この追尾行為・待機行為は本当に存在したのか。再審請求に当たって、これは私たちが乗り越えるべき大きな課題となつた。

## (2) 熊本地裁の確定判決の証拠

追尾行為・待機行為について、原審での注目すべき証拠は自白のほかに、検証調書と夜間の見通しについての実況見分調書がある。

捜査機関は、1985年2月1日に（起訴は2月10日）早々と裁判官による検証を実施した。恐らく、捜査機関は、その捜査の経緯から、宮田さんの自白を検証により早く固めてしまいたいと考えていたのではないか。しかし、この検証は自白を固めるというよりは、その綻びを示すものとなつた。机上の見通しに関する自白は、現地でそのままでは見えないことに気が付いたため、夜道を歩いていく被害者とK I の後ろ姿を見た位置や見た姿勢などが変更される。

犯行当夜は満月の夜だった。夜間の見通しの実況見分は2月4日から5日にかけての夜間、満月の下で行われた。たとえ満月であつても距離の離れた2人の姿は見えない。道路にある街灯の下にいる2人がようやく確認された。そこでまた、2人の後ろ姿を見た位置が大きく変更された。

自白の変遷としては小さな変遷に見えるが、証拠が出るたびに変遷していることに注目すべきであった。

### (3) 再審請求準備

#### ① 現地踏査

私たちは、弁護団として活動を始めた当初から、何度も現地踏査を行った。弁護団会議は常に熊本で行い、熊本に集まるたびに現地に赴いた。今はすっかり現地の様子も変わってしまっているが、私たちが踏査を始めた時期には、まだ事件当時とはそう大きく変わらない街の佇まいがあった。

私たちは、何度も何度も、自白調書に書かれているとおりの追尾行為のルートを歩いた。被害者が当夜歩いたかもしれないルートも歩いた。自白に不合理な点はないか、歩き、調べ、議論し、再審の可能性を探った。

満月の夜を選んでの夜間踏査も行った。満月が結構明るいものだということを知った。1m～2mであれば、前にいる人をはつきり確認できる。しかし、5m～6m離れると怪しくなった。10mも離れるともう人の姿は分からぬ。10mほど先の人の姿は街灯がなければ全く確認できない。街灯の先であれば見えたとするには、道の湾曲の具合から、当初の目撃位置からさらに前進しなければならなかつた。

実際に歩いてみて、なぜ自白が変遷したのかよく分かった。

#### ② 追尾行為の選択

宮田さんは、なぜ追尾を行ったということになったのか。

ア 捜査官は、事件直後に、宴会に参加していたKIの妻KNから、被害者がKIを送ってきたという話を聞いていた。1985年1月15日付け熊本日日新聞朝刊（17面）には「有力手がかりなし 松橋町の殺人から一週間」と題する記事に、「(宴会の) 同席者の話では、被害者は深夜、客の一人を家まで送り届けているが、その後の行動はわかっていない。」とある。これは捜査機関が広く認識していた事実である。

イ 宮田さんが捜査機関に目を付けられたのは、宴会の席で被害者と口論したという事実が出たからだ。口論から激情にかられて殺そうと思ったという動機が想定された。それが激情である以上、犯人は一旦戻った自宅からすぐ被害者宅に戻らなければならない。

ウ 被害者が殺害された後の自宅は、宴会の跡も片付けられきちんと整頓されていた。

この3つをつなぐストーリーが必要だった。考えられる動機からは憤怒にかられてすぐに引き返さなければならないが、被害者がKIを送っていき、さらに台所を片付ける時間を持たなければならない。

しかし、当夜は寒かった。ただ1時間半もの時間を寒空の下にじっと待つて

いるというのはリアルさを欠く。また、じつと待っていたのでは、近隣での聞き込みの成果も生かせない。捜査官も知らなかつたとされたG方の明かりの話も使えない。そこで追尾したことになつたのではないか。追尾行為・待機行為の自白は、3点をつなぐ時間稼ぎのストーリーだったのだ。

### ③ 当夜の寒さについて

当夜の天候は問題である。1985年1月5日から6日にかけて、その寒さはどうだったのか。熊本気象台に問い合わせた。松橋町に一番近い甲佐町と熊本市の当夜の気温は次のとおりだ。

	甲佐地域気象観測所における 気温	熊本気象台における気温
1月5日23時	-0.6°C	0.3°C
1月6日0時	-0.8°C	-1.0°C
1月6日1時	-1.2°C	-1.2°C
1月6日2時	-1.4°C	-1.6°C

これらの数値は尋常ではない寒さを示している。

当夜の宮田さんの服装は、到底真冬の防寒着とは思えない薄くて軽いものだった。

供述調書では、寒さに触れているのはただ一か所だけ。被害者宅のぬれ縁に腰かけて後片付けが終わるのを待っていたとき、寒くなってきたので靴をはいたまま、縁の上に両足を乗せて、立て膝をして、両手を前に組んだ格好で座り直したというのである。追尾の途中で寒さに関する記述が一つもないことも不思議である。いかに酔っていたとしても、いかに激情にかられていたとしても、この寒さをずっと感じていなかつたはずはない。一時の憤怒をこの寒さの中で2時間も抱き続けたというのも不自然である。

### ④ G方の明かり

宮田さんは、追尾行為の途中でG方の窓に明かりがついていたと自白した。これが判決では「秘密の暴露」とされた。秘密の暴露に関する議論については別項に譲るが、宮田さんの自白の中で、G方の明かりの話が出てくるのは1985年1月25日の供述である。捜査官はそれまでG方に来客があり、G方の電灯がついたままになつていていた事実など知らなかつたとしていた。

そんなことは信じられない。宮田さんの供述の中でG方の話は各所に出てくる。G方に住むG Hは宮田さんの知り合いである。宮田さんの当初の供述では、宮田さんは1月5日、G方に年始の挨拶に行き、それからその近くのK夫婦宅に行き、そこで会つた被害者の自宅にK夫婦と共に行ったという話になつていて。この話は1月23日に、G方に行ったのは1月5日ではなく、1月4日だったと訂正される。宮田さんは、1月4日、妹の子どもたちを連れてG方に遊びに行った。G方には、宮田さんの供述の裏付けを取るために、捜査官が詳細な聞き込みをして

いたはずである。だからこそ宮田さんの供述は記憶違いで訂正された。

そこで、私たちはG方に住んでいたG Sを探し当て（その頃G Sは結婚して別の町に住んでいた。）、その自宅を訪ね、詳細な話を聞き、ビデオにも撮り、宣誓供述書まで作成した。G Sは、事件発覚直後から捜査官が度々聞き込みに来ていたこと、事件当夜客があつて遅くまで電灯がついていたことは早い時期に話していたことなどを話してくれた。

#### (4) 再審請求

##### ① 再審請求書への取りまとめ

以上のような調査を背景に、追尾行為・待機行為については、上記の熊本日日新聞の記事、G Hの宣誓供述書、熊本気象台からの回答書などを新証拠として、追尾行為・待機行為に関する自白は、たとえ詳細であつてもリアリティがなく、体験者が語ったものではないと主張した。

##### ② 検察官の主張

これに対して、検察官は意見書で、新聞記事や気象台の回答書については新規性も明白性もなく、追尾に関する自白はなくても供述可能であったのをあえて供述しているのであるから信用性は高いとし、たとえ一か所でも当夜寒かったとは述べているのであるから、当夜の気温など関係ないと切り捨てた。G Hの宣誓供述書については、たとえ捜査官の一部が知っていても、取調官が知らず、あるいは知っていても誘導や押し付けがなければこの点での宮田さんの供述の価値に変わりなく明白性がないとした。

##### ③ 再審開始決定

熊本地裁での決定では、この追尾行為・待機行為については、宮田さんの供述のほかには客観的証拠がなく、秘密の暴露にも疑問があり、宮田さんが、自己の知識や類似体験、捜査官や報道等から知り得た捜査情報を踏まえて供述することが可能な内容ばかりであり、経験していない事実を詳細に迫真性を持って供述する宮田さんの供述傾向を踏まえると、追尾及び待機に関する供述が直ちに宮田さんの自白の信用性を担保することには疑義が生じているとした。

追尾行為・待機行為を詳細に事実認定し、この事実には秘密の暴露が含まれるとし、これらの事実の供述を自白の信用性を担保するものと考えた確定判決の立場は否定されたのである。

## 7 秘密の暴露

#### (1) 確定判決における秘密の暴露の認定

本件の証拠構造は、凶器とされた小刀や殺害時履いていたとされるゴム底靴等数点の客観証拠はあるものの、殺害動機や殺害に至る経緯、犯行状況等、犯行の重要な部分については、宮田さんの供述証拠のみに頼るものであった。そのため、宮田さんの供述の任意性と信用性は、公判でも重要な争点となっていた。

その中で、確定判決は、皮底靴の金具発見の事実を皮底靴焼却の事実に関する一種の秘密の暴露と認定し、皮底靴の焼却は被告人が罪の意識のもと行った罪証隠滅行為とした。また、G方の居間の明かりがついていた事実は、被害者を殺害しようと追尾した事実についての秘密の暴露であると認定した。

すなわち、確定判決は、秘密の暴露について、次のように判示している。「被告人が焼却した皮底靴の金具が、被告人の供述どおりの場所から発見された事実を認めることができるが、右事実はこの点に関する被告人の供述の信用性を担保する一種の秘密の暴露にあたる重要な事実であるばかりでなく、…中略…右皮底靴焼却の事実は、被告人が罪の意識を抱き、罪証隠滅工作を行ったものと解するほかないとするのが相当」、「被告人は、1月25日付員面調書において〇を尾行した際前記G宅の居間に明かりがついていた旨供述しているが、…中略…被告人が右供述をした同月25日当時取調べ官らは右事実を知らず、被告人の右供述によって初めて右事実を知り、…中略…右は被告人が本件犯行前〇を殺害すべく同人を追尾した事実に関する秘密の暴露であって、看過しえない事実ということができる」

本件においては、無いはずの巻付け布の存在という、いわば証拠隠しによって、捜査の公正性と供述証拠の信用性が大きく揺らいでいたものの、宮田さんは具体的かつ詳細な供述を事件全般にわたって行っていたことから、宮田さんの供述の信用性を徹底して碎いておく必要があった。そのため、再審請求審においては、皮底靴の金具発見の事実、G方の明かりがついていたという二つの事実が秘密の暴露に該当しないことを裁判所に認めさせることができた。

なお、皮底靴については別項で論じ、本稿においては、G方の明かりのみを取り上げて論じる。

### (2) 秘密の暴露となる要件

秘密の暴露とは、犯人でなければ知り得ない事項（秘密）を自白することであるが、「あらかじめ捜査官の知りえなかった事項で捜査の結果客観的事実であると確認されたというもの」として説明されている（最高裁判所昭和57年1月28日第一小法廷判決、刑集36巻1号67頁「鹿児島夫婦殺し事件」、法曹会「自白の信用性」44頁）。また、たとえ、被告人が真犯人として知り得た事実を供述しているように見えたとしても、当該事実と本件の公訴事実との関連性は厳格に認定されなければならない（守屋克彦「自白の分析と評価—自白調書の信用性の研究」（勁草書房、1988年）185頁以下）とされる。

### (3) 再審請求審での主張

弁護団は、G方の明かりがついていた事実については、あらかじめ捜査官が知り得ていた点に重点をおいて、秘密の暴露とはならないと主張を行った。

すなわち、弁護団は、再審請求書に、G方の明かりについて新たに作成したG方のG.Hの2000年6月12日付け公証人の面前における宣誓供述書を新証拠とし

て提出した。その供述書では、事件直後から警察官が何度もG方を訪問していたこと、警察官に、事件前日から客が来ており、事件当日深夜2時頃に居間の電気を消したと話したこと、それは宮田さんが自白を行う前であったことなどが述べられていた。そこで、その内容を引用しながら、次のように主張を行った。「当時捜査官は、捜査の早い時期から、1月6日午前2時頃までG方の居間に明かりがついていたことを知っており、しかも、それは捜査官の間では広く知られていた事実であったということである。そしてもうひとつ明らかになったのは、G方の明かりのことは被告人から1月25日に聞くまでは知らなかつたという第12回公判でのU（当時松橋警察署巡査部長）の証言は嘘だったということである。」

#### (4) 検察官の意見書での反論

検察官は、弁護団の主張に対し、秘密の暴露となるためには取調官の誘導や押し付けがなければ良いとするかのような主張を行い、また、G方は事件と関連性のない家であるから一般的な捜査の対象となるだけであって、全捜査官の間で情報の共有はなく、実際に、宮田さんの取調官はG方の明かりのことは知らなかつた旨主張しているとし、新証拠については明白性がないとした。

#### (5) 証拠の収集

以後、秘密の暴露に関しては、再審請求審において、最終意見書まで含めて4度の主張を行い、3度の証拠開示請求を行つた。

弁護側の主張は、おおむね再審請求書に記載したとおりであり、これを証拠開示請求の結果出てきた供述録取書等の記載内容から判明した事実をもつて、主張を補充していった。開示を求めた証拠はG方に関する供述録取書の全てである。

弁護側で提出した新21号証とは、GHの2000年6月12日付け公証人の面前における宣誓供述書である。供述書作成に至るまでに何度か弁護団がGHを訪問して当時の話を伺っている。また、証人としての申請も検討していたことから、再審請求書提出後も再度訪問して話を伺っている。

このように、弁護団が継続して事件関係者と関係を持ち続けて作成された新証拠は、次の証拠開示へつながつていった。

すなわち、弁護団からの証拠開示請求に対し、検察は以下のように回答して、G方に関して供述録取書の任意開示を行つた。

##### 「3 「GHの供述調書等」について

弁護人らは、「新証拠」として、GHの宣誓供述書（「新証拠番号21」）を提出しているところ、当該証拠に明白性がないことは、前記意見書記載のとおりである。

ただし、再審請求審の審理促進に協力するとの立場から、弁護人が「新証拠」として提出した証拠と関連性が認められる

- ① 昭和60年1月23日付けGHの警察官調書
- ② 同年1月24日付けGHの警察官調書

- ③ 同年1月29日付けG Hの警察官調書
- ④ 同年1月28日付け司法警察員K O作成に係る捜査報告書
- ⑤ 同年1月30日付け前記K O作成に係る捜査報告書  
の写しを、それぞれ裁判所に対して任意に提示する。」

弁護団は、これら開示された供述録取書等から判明した事実を基に、主張の補充を行うとともに、開示証拠を新証拠としても提出した。

さらには、開示された供述録取書等の内容を精査して、あるはずの証拠の存在を想像し、更なる証拠の開示請求につなげていった。

#### (6) 証拠調べ請求

弁護側はG Hの証人尋問も要求した。当時、G Hは県外に居住しており、健康状態が悪かったことから居住地管轄裁判所での尋問の実施も求めた。

ただ、残念ながら、証拠採用はなされなかった。

#### (7) その他の主張（犬の鳴き声についての供述の不整合）

そのほか、直接秘密の暴露に関連するものではないが、事件当日夜の犬の鳴き声についても、書面を提出している。

すなわち、G 方の明かりがついていた事実は、宮田さんが被害者を殺害しようと追尾した事が真実であることを担保するものとされたところ、宮田さんは、追尾行為の際に、G 方の前付近で犬の鳴き声を聞いた旨の供述も行っていた。犬の鳴き声については、捜査官が早い段階からG 方の近所の住人から聴取し、その後も何度も複数人に対し聞き込み捜査を行っていたところ、宮田さんの犬の鳴き声についての供述内容と近所の住人のそれを精査すると、内容が整合しなかったのである。

G 方の明かりがついていた事実と近所で犬の鳴き声がした事実は、同時刻かつ同じ場所で体験したこととして、宮田さんは供述している。その一方である犬の鳴き声の供述内容に疑義が生じれば、G 方の明かりの事実についても、安易に信用することはできなくなると考えた。

犬の鳴き声についての書面の提出については弁護団の中でも見解が割れたものの、後述のとおり、開始決定においても触れられたことからすれば、提出は無意味ではなかった。

#### (8) 最終意見書

弁護団は、秘密の暴露のうちG 方の明かりがついていた事実に関し、最終意見書において、それまでの主張をまとめて、以下のような内容の主張を行った。

「G 方の明かりがついていた事実は、「あらかじめ捜査官の知りえなかつた事項」ではなく、「秘密の暴露」には当たらない。

G 方の明かりがついていた事実は、被告人の自白前から少なくとも捜査官が知りえた事実であったし、犬の鳴き声の供述の矛盾からすれば、G 方の明かりがついていた事実についての自白は誘導による可能性がある。」

## (9) 開始決定の判断内容

これまで述べた弁護団と検察とのやり取りを踏まえ、開始決定は、以下のような判断によって、秘密の暴露に当たらないとした。

「いわゆる秘密の暴露とは、自白中のあらかじめ捜査官の知り得なかつた事項で、捜査の結果客観的事実であると確認されたものをいい（最高裁判所昭和57年1月28日第一小法廷判決・刑集36巻1号67頁）、一般的に、秘密の暴露が自白の信用性を高度に保障するとされているのは、自白に真犯人しか知り得ない事項が含まれている場合には、その供述者が真犯人であり、自白も真実を述べているとの推認が働くためである。したがって、秘密の暴露に該当するか否かは、当該事項と犯行との関連において判断されるべきものであり（最高裁判所平成12年2月7日第一小法廷決定・民集54巻2号255頁参照）、当該事項が、犯行と関連性を有しないか、あるいは犯行との関連性が希薄であって、真犯人でなくとも供述し得るものである場合には、秘密の暴露には該当しない。また、そのような観点からすると、供述者が他から得た知識・情報により推定・想像した事実を供述し、これが偶然にも客観的事実と符合した場合は、もとより秘密の暴露に当たらない。

(ア) G方の明かりの件は、犯行に直接関係する事項ではないが、宮田が犯行当夜の酒宴から帰宅し、その後外出しなければ、事件当夜にG方の明かりを目にするとは考えられないから、事件当夜にG方の明かりを見たという宮田の供述は、犯行との関連性を有するといえる。また、GHの宣誓供述書等の新証拠を踏まえても、G方の明かりの件は、あらかじめ捜査官の知り得なかつた事項であり、宮田がまず供述し、その後の捜査によって裏付けられたとする確定判決の認定は揺るがない。

(イ) しかし、既に検討したとおり、本件巻き付け布に関する新証拠や大野鑑定（衣服と創傷）により、宮田が、犯行に関連する事項につき、真に体験した事実ではないのに、詳細かつ迫真性に富む供述をする場合があることが明らかになった。

このような宮田の供述傾向に鑑みると、G方の明かりの件についても、宮田が推測・想像した事実を供述したところ、これが偶々客観的事実に合致したという可能性の有無も、検討する必要性が生じているといえる。

そこで検討すると、宮田が、被害者らを追尾したと述べているのは、1月6日（日曜日）午前零時過ぎ頃のことであり、民家の部屋に明かりがついていたとしても不自然な時間ではない。また、明かりがついていたかどうかは二者択一でもあり、特殊性の高い事項でもない（後述するTが乗ってきたマツダボンゴの件と比べると、理解し易いであろう。）。そして、宮田は、G家と古くから付き合いがあり、本件当時も将棋仲間であるK夫婦方の隣であるG方をたびたび訪れていた（確定審検35）。もとより、G方の間取り等も熟知していたと

考えられる。そうすると、宮田が、G方の明かりの件につき事前の知識、経験等から、推測・想像して供述することもさほど難しくない。

そして、宮田は、G方の明かりの件を供述した警察官調書（確定検103）において、それ以外に、「G方前の三又路に立って被害者が帰ってくるのを待っていたところ、G方の犬、K夫婦方付近の犬、O方かY方付近の犬の3匹くらいがしきりに吠えていた」と供述し、別の警察官調書（確定審検129）において「G方前三又路に被害者の様子を見に行くなどしていたところ、G方の南側縁側のブロック塀の中に飼っている飼い犬がしきりに吠えており、それにつられてK方方面やO方かY方方面の飼い犬も吠えだした」とより具体的に供述している。しかし、G方の犬が本件事件当夜吠えていたことに関する裏付けは得られなかった（GSやTは、1月6日午前零時頃にはまだ起きていたはずであるが、GHを含め、G方の家人やTは、事件当夜、G方の飼い犬を含め、犬の吠え声を聞いたかどうか覚えていない旨述べている（新71）。）。また、宮田は、やはりG方の明かりの件を供述した警察官調書（確定審検103）において、「しばらく、G方のブロック塀の門から入ったところに座って隠れていた」と供述している。しかし、宮田は、事件当夜、G方ブロック塀の門内には、普段は停まっていないTが乗ってきた白色のマツダボンゴが、門から入つてすぐの位置に停まっていた事実（Tの警察官調書（新72）参照）には言及していない。事件当夜のG方の様子に関する宮田の供述のうち、客観的事実に合致する事が確認できたのはG方の明かりの件のみである。更にいえば、被害者とKIを追尾した状況に関する宮田の多岐にわたる詳細な供述のうち、客観的事実に合致する事が確認できたのは、G方の明かりの件以外に見当たらないのである。

(ウ) 本件立証命題に関連して提出された新証拠によっては、宮田の供述に先立つて、G方の明かりの件を、捜査官が知っていた可能性があるとの疑いは生じない。しかし、そもそも、G方の明かりの件は、捜査官があらかじめ知り得たか否かに関わらず、宮田が、自らの知識、経験等から、推測・想像して供述することが容易な内容であって、他の立証命題の検討において明らかになった宮田の供述傾向等も考慮すると、宮田が、推測・想像して供述がありがちな事実であったために、偶々客観的事実に合致した可能性を否定し去ることは容易ではないのである。

そのような観点からすると、G方の明かりの件を秘密の暴露とみるのは適切であるとはいはず、自白の信用性を担保するそれなりに重要な事情と位置付けている確定判決の評価をそのまま維持するのは難しいというべきである。」

結果としては、G方の明かりについて秘密の暴露性は否定された。

しかし、裁判所がその理由としたところは、弁護団が主張してきた「あらかじめ

「知りえない事実」であるとはいえないからではなく、「捜査の結果、客観的事実であると確認された」事実とはいえないとするものであった。真犯人しか知り得ない事項とはいえないこと、すなわち宮田さんが推測・想像していた供述がたまたま客観的事実に合致した可能性が否定できないからであった。

なお、開始決定で裁判所が触れたマツダボンゴの部分については、弁護団提出の新証拠を根拠とはしていたが、マツダボンゴについて供述がなされていないことの不自然さに弁護団は気づいておらず、請求審でも主張してはいなかった。

## 8 皮底靴の焼却について

### (1) 確定判決の判示内容

確定判決は、宮田さんが逮捕される前日に皮底靴を風呂の焚口で焼却し、実際に風呂の焚口から靴を焼却して焼け残った靴の金具が発見されたことをもって秘密の暴露と捉え、自白の信用性が認められる根拠の一つとして判示した。これは、皮底靴の焼却をもって宮田さんが罪の意識のもとに行つた罪証隠滅行為と捉え、この罪証隠滅行為に関する供述が秘密の暴露によって裏付けられ、ひいては自白全体の信用性が担保されるというものである。

この点、確定判決は「被告人が焼却した皮底靴の金具が、被告人の供述どおりの場所から発見された事実を認めることができるが、右事実はこの点に関する被告人の供述の信用性を担保する一種の秘密の暴露にあたる重要な事実であるばかりでなく、… 中略 … 皮底靴焼却の事実は被告人が罪の意識を抱き、罪証隠滅工作を行つたものと解するほかないとするのが相当」と判示している。

### (2) しかし、皮底靴焼却があったことは事実であるが、これをもって秘密の暴露ととらえた確定判決の判断は到底首肯できない。

そもそも、秘密の暴露の自白の信用性判断における重要度は対象となる事項によって異なる。この点は、司法研修所編「自白の信用性—被告人と犯行との結び付きが争われた事例を中心として—」（法曹会、1991年）においても指摘されている。すなわち、「死体や贓物、凶器等典型的な事項」に関する秘密の暴露は自白の信用性判断の決め手になるとされるが、「犯行前後の被告人の行動等犯行との関連性が薄い事項については、自白の信用性判断に占める比重も小さくなり、他の基準と相補関係に立ったり、場合によっては従属的、補助的な役割しか果たさない」とされている（同書49頁）。

その観点から見ると、この皮底靴の焼却は、犯行後に任意の取調べが重ねられ逮捕も間近な中で行われた行為で宮田さんの犯行前後の行動との関連性が薄く、しかも、捜査段階での宮田さんの供述によれば、宮田さん自身の記憶が混乱していて皮底靴を火の中に入れた直後に「入れてしまった、… 中略 … 事件を起こした時履いていた靴は以前警察に差し出した靴だった」と思い、焼却をやめようとしたが間に合わなかつた旨供述している。

そもそも、確定判決の認定では事件当時宮田さんが履いていた靴は焼却した皮底靴ではなくゴム底靴であり、確定判決を前提としても、犯行とは無関係の靴を記憶が混乱して焼却したと言わざるを得ない。

すると、本件においては、犯行とは本来無関係の皮底靴を記憶が混乱して焼却したことについて、「犯人だから精神的に動搖して混乱して焼却したのか、犯人ではないが被疑者との追及を受けて混乱して焼却したのか」が問題である。

弁護団は請求審において、当時の宮田さんに対する任意捜査の名の下に行われた厳しい取調べ状況や逮捕直前の追い詰められた心理状況を証拠に基づいて主張し、宮田さんが厳しい追及を受けて混乱して焼却したことを主張した。

#### (3) 開始決定の判断内容

請求審の一審は、皮底靴の焼却の事実を秘密の暴露あるいはそれと同価値の証拠価値を有する事実とは認めなかった。すなわち、「皮底靴の焼却の件は、そもそも犯行自体に直接関連する事項ではなく、捜査開始後の事実関係について述べたものであるところ、当時の宮田の立場、捜査の在り方に鑑み、肉体的・精神的にかなり疲弊し、相当追い詰られた心境にあった宮田が、間もなく逮捕されると感じ、混乱や狼狽の余り、とっさに事件との結び付きを疑われかねない本件皮底靴を焼却することも、不合理とはいえないと思われ、そのような趣旨を述べる宮田の公判供述の合理性を否定し得ない。」と判示した。

請求審の即時抗告審では以上に加えて、同時期になされた巻付け布に関する供述が虚偽であれば皮底靴の焼却の供述の位置付け自体確定判決には従うことができず、罪の意識に基づく証拠隠滅工作ならば金具を処分していたはずだとも述べ、証拠価値を完全に否定した。

#### (4) まとめ

本件は、物証によって裏付けられない自白の信用性が主たる争点となる事件にあって、裁判所が犯行との関連性に乏しい事実を秘密の暴露として過大に評価することがあり得ること、それに対しては秘密の暴露とされた供述の内容と犯行との関連性、取調べ状況などの供述がなされた背景的な事実関係を明らかにする必要性を教えている。

### 9 ポリグラフ

#### (1) 確定判決の判断内容

ポリグラフ検査に関し、確定判決は、有罪意識の有無を判別する対照質問法において、「被告人は、… 中略 … 「被害者を刃物で刺したのはあなたですか。」という質問及び「被害者を刃物で刺し殺して逃げたのはあなたですか。」という質問に対しての顕著な特異反応を、… 中略 … また個々の犯罪事実の認識の有無を判別する緊張最高点質問法においても、… 中略 … 、犯人でなければ知りえない認識を有していたものと確定される。… 中略 … K I の右結論と対比すると、被告人

につき生じた前記反応の意義は相当に重いといわざるを得ない。」として、「供述の信用性を担保し得べき事情」と判示した。

## (2) 弁護団の提出した新証拠

この判示を弾劾するために、弁護団は次のような新証拠を提出了。

### ① 越智啓太教授作成の意見書

法政大学文学部心理学科の越智啓太教授にポリグラフに関する意見書を作成することを依頼することができた。越智教授においては意見書を2通作成していただいた。

1通は、本件ポリグラフ検査は質問の設定が適切ではなく、結果が信頼できないこと、2通目は越智意見書に対する検察官の反論が誤りであることを明らかとした。

### ② 法律学小辞典

ポリグラフ検査結果を実質証拠として使用することは問題があることを明らかとした。

### ③ 司法修習所編「科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方」

2013年に法曹会から出版されているものである。

ポリグラフ検査結果の証明力については慎重な評価が必要であること、ポリグラフ検査の刑事裁判における証拠としての許容性は消極的に評価されるべきことを立証趣旨とした。

### ④ 「研修732号乃至735号」

2009年の時点で、現職検事であり警察の犯罪鑑識官でもあった田辺泰弘氏がポリグラフ検査の証拠能力及び証明力を肯定させることを目的の一つとして論文を執筆したものである。

田辺氏は、「研修」の中で、ポリグラフ検査で、再現性が確保されている理由として、「質問内容と生理的反応変化の記録を事後的に他の専門家が検証することは可能である」ことを挙げ、また、ポリグラフ検査の留意事項として犯人でなければ知り得ない具体的な事実の存在、ポリグラフ検査の時期、犯人の記憶に残っている事実を選ぶこと、質問の等質性、客観的事実であることについて、様々な事項を要求している。他方、ポリグラフ検査の手順につき、質問の言い回しを変える手法について一切指摘していないことを明らかにした。

## (3) 開始決定の判断内容

開始決定は、対照質問法によるポリグラフ検査の結果は、定型的類型的に信用性の乏しい証拠で最低限度の証明力を有さず、自然的関連性を欠くものとして証拠能力そのものが否定されるとした。また緊張最高点質問法は、証拠能力は否定されないものの、各質問表を個別に検討し、宮田さんの反応は犯人であること以外の事情に由来しないとの具体的立証がないとした。

その結果、本件ポリグラフに関する新旧証拠を総合すれば、宮田さんの自白の信用性に関する確定判決の判断を相当程度動搖させるとした。

## 10 確定一審最初の弁護人

### (1) 公判廷で自白を維持したこと

本件の自白の特徴として、第1に逮捕前に自白をしたこと、第2に自白を大きく変遷させたことと並んで、第3に公判段階でも自白を維持したことがある。

宮田さんは公判段階では否認をしようとした。しかし前国選弁護人の指示により、第1回公判で捜査段階の自白を維持せざるを得なかった。この前国選弁護人が指示を出したことについて再審請求審で新証拠入手・提出し、その新規証拠性を認めさせた。

### (2) 確定審での前国選弁護人の公判廷供述の承諾の拒否

#### ① 公判廷における自白と否認

第1回公判前の接見において前国選弁護人は有罪を認める方針を示し、無罪を主張するならば私選弁護人を選任せよと述べた。宮田さんは私選弁護人を選任する資力もなく、やむなく第1回公判で殺人を認めると答弁した。そして第4回公判の被告人質問で事実上自白を翻す供述を行い、第5回公判ではっきりと否認に転じた。これを見て前国選弁護人が辞任申出書を提出した。

#### ② 公判廷で自白を維持した理由

公判段階で自白を維持した理由として、宮田さんは、国選弁護人から無罪を主張するならば弁護はできない、私選弁護人を選任せよ、と言われ、資力もないのやむなく公判でも自白を撤回できなかつたと確定審公判で供述していた。

#### ③ 前国選弁護人の供述に対する承諾拒否と確定一審における判断

その前国選弁護人は、第18回公判で証人として出頭した際、宮田さんとの秘密交通権に関する事項であるとしてこの点についての供述を拒否した。そこで裁判長がその供述の承諾を宮田さんに求めたところ、宮田さんは弁護人と相談した上で承諾を拒否した。この点を捉えて、確定審一審判決では、「被告人は自己の弁解が正しいことを立証する好い機会であったにもかかわらず、右承諾を拒否していること」などと挙げて、「「被告人の当公判廷における自白は、自己が本件犯行の犯人ではないとの確信があるのに主として経済的理由から心ならずもしてしまった内容虚偽の不任意なものである」という被告人の当公判廷における供述は到底信用しえず、その任意性につきこれを疑わしめる事情は認められない」とした。

### (3) 新証拠入手の作業

弁護団は、前国選弁護人に面会を求めたところ、面会は拒否された。しかし当時の経過について書面による回答が得られた。この書面では、同弁護人は、接見で宮田さんが自白内容を否定し始めたので心身耗弱の主張でいくと述べ同意を得たこと、

全面否認でいくならば私選弁護人を選任し、最初から説明をやり直したほうがいいと伝えた、としていた。公判段階で否認しようとしたが国選弁護人の同意が得られず、否認するならば私選弁護人を選任するようにと言われた、との宮田さんの確定第一審の公判供述がこの回答によって裏付けられたのである。

前国選弁護人は、当初の請求証拠のみから有罪心証を得てしまったのである。確かに極めて詳細かつ具体的な自白がなされており、それだけ読めば有罪の心証を抱きかねない。国選弁護人は、有罪心証を持ってしまった自分は無罪の弁護はできないと考えたのであろう。しかし、宮田さんが無罪を主張するのであるから、さらに被告人の調書その他について開示を求め、さらに検討をすべきであった。それでもなお有罪心証を持つとしても、弁護人としては、有罪とするに足りる証拠はない、との観点からの弁護を当然行うべきであった。

#### (4) 前国選弁護人の証言に関する承諾拒否と証拠の新規性

確定審で宮田さんが承諾をしていれば、前国選弁護人は、「第1回公判前、被告人が否認の意向を持っていたが、元国選弁護人はその方針を探らず、否認するならば私選弁護人を選任するように伝えた」旨確定審の法廷で証言したであろう。宮田さんは、確定審で法廷に顕出できたのにその顕出の承諾を拒んだことになる。その宮田さんが前国選弁護人の証言と同一内容の証拠を再審請求で新証拠として請求できるのか、という点について、検察官は、確定一審で宮田さんの意図的阻止行為があり、そのような場合には再審にて証拠の新規性を認めるべきではないとした。

有罪心証を持ってしまった前国選弁護人が法廷で供述することを拒否することは、弁護人として当然の選択である。そのような正当な理由で確定審に顕出することができなかつた証拠と実質的に同じ証拠を再審請求審で新規証拠として提出することは当然許されると我々は主張した。

再審開始決定では、裁判所は証拠の新規性については特段の事情がない限り証拠の未判断資料性を意味するものと解することが相当であるとした。そして、前国選弁護人が確定第一審公判で証言をしなかつたことにつき、宮田さん側に帰責性があったということはできないとした。宮田さんによる証拠顕出の阻止行為は、上記の特段の事情に当たり得るが、その阻止行為に帰責性がない場合には、宮田さんに責任の問えない阻止行為として、上記の特段の事情に当たらない、とするものと思われる。

なお、抗告審決定でのこの問題についての判断が注目されたが、この判断はなされていない。抗告審では、使用された凶器に関するものと巻き付けた布切れに関するもののみが新証拠として取り上げられ、前国選弁護人の回答に触れることなく、原決定の開始決定は維持できるとしている。予想される検察官の特別抗告を踏まえて、論点を整理したとも見得るところである。

## 第2 三者協議

### 1 弁護人、検察官のやりとりと裁判所の対応

再審請求後、証拠開示を含めた進行及び主張に関する弁護人と検察官とのやりとり、裁判所の対応については次のとおりである。

2012年 3月12日 再審請求の申立て  
同 年 5月18日 証拠開示命令申立及び三者協議申入れ  
同 年 8月28日 弁護人と裁判所による二者協議  
同 年11月27日 第1回三者協議  
同 年12月12日 検察官から再審請求書に対する意見書及び証拠提出  
2013年 2月18日 弁護人意見書（1）及び証拠提出  
同 年 3月 1日 第2回三者協議  
同 年 裁判所から検察官に対し証拠開示命令申立に対する求意見  
同 年 4月24日 証拠開示命令申立に対する検察官意見書提出及び一部証  
拠の任意開示  
同 年 4月30日 弁護人意見書（2）（ポリグラフ検査について）提出  
同 年 5月28日 検察官意見書提出  
同 年 6月19日 弁護人から証拠開示の勧告を求める意見書提出  
同 年 6月21日 第3回三者協議  
同 年 9月 6日 弁護人から意見書（3）（宮田さん以外の者による犯行  
の可能性）  
同 年 9月17日 第4回三者協議  
同 年12月 9日 裁判所（松尾裁判長） 証拠開示勧告（14項目）  
同 年12月17日 第5回三者協議  
同 年12月18日 裁判所追加で上記14項目の証拠物についても証拠開示  
勧告  
2014年 2月17日 検察官から回答書に基づき証拠開示  
同 年 2月24日 第6回三者協議  
同 年 5月23日 第7回三者協議  
同 年 7月24日 弁護人意見書（5）提出  
同 年 8月12日 第8回三者協議  
同 年 8月19日 求釈明書（2014年2月17日付け検察官回答に対する  
る）  
同 年 9月18日 第9回三者協議  
同 年 9月29日 弁護人から追加の証拠開示勧告を求める意見書提出  
同 年10月 3日 裁判所から検察官に対して検察官回答書に対する求釈明

同 年10月24日 檢察官回答書提出  
同 年10月28日 第10回三者協議  
同 年11月11日 弁護人から検察官回答書に対する意見書提出  
同 年12月 3日 第11回三者協議  
同 年12月15日 檢察官から回答書提出  
同 年12月24日 弁護人から検察官の回答書に対する意見書提出  
同 年12月25日 第12回三者協議  
2015年 1月28日 第13回三者協議  
同 年 2月26日 弁護人から証拠開示の勧告及び事実取調べに関する意見書提出  
同 年 2月27日 大野証人尋問  
同 年 3月 1日 第14回三者協議 弁護人口頭で検察官に対して弁護人の2014年12月24日意見書の求釈明事項について釈明を求める。検察官は釈明の必要がないと回答したが、これに対し裁判官は釈明を求めるとした。  
同 年 4月 1日 裁判長が松尾裁判長から溝國裁判長に交代。  
同 年 4月21日 第15回三者協議  
同 年 7月15日 第16回三者協議  
同 年 9月 8日 第17回三者協議  
同 年 9月18日 裁判長交代に伴い、パワーポイントによるプレゼンテーションを実施。  
同 年10月26日 第18回三者協議  
同 年12月 4日 第19回三者協議  
同 年12月24日 第20回三者協議

## 2 三者協議の状況

松橋事件では再審請求から決定が出るまでに4年余の年月を費やしたが、その間の三者協議は20回に及んだ。その間弁護側からいくつものかなりの分量の意見書を提出し、検察側の反論書に対しても再反論の意見書を提出した。その中で確定判決の具体的な問題点について特に明白性の要件について詳細な主張を行った。

また書面の提出だけでは裁判所の顔が見えないし、裁判官の反応を推し量ることもできない。三者協議の場は弁護側が疑問に思ったこと、どうしても指摘すべき事項を裁判官に直接告げられる格好の場である。三者協議には、1～2名の検察官に対して弁護士が毎回少なくとも10名以上は必ず出席した。また三者協議の場と時間（30分～60分）を使って理屈の面でも検察官を圧倒したのではないかと思っている。

また三者協議の後には毎回マスコミへのレクチャーを行い、その内容については必ずマスコミが報道していたので、報道内容については裁判官の眼にも留まったはずで

ある。このような経過を経て、裁判所が少しづつ心証を固めていったのではないかと思われる。

なお、裁判所は三者協議の記録として毎回「協議メモ」を書記官名義で作成し、裁判長が認め印をした。内容は、通常の公判調書よりも詳細で各当事者及び裁判長の発言が記載されていた。

### 3 三者協議の重要性

刑訴法には、再審請求手続における三者協議に関する明文の規定はない。ただ、読んで字のごとく、三者協議というのは法曹三者である裁判官、検察官、弁護士が集まって、再審請求審での主張の予定や新証拠等の提出等について協議を行い、今後の再審請求の手続がスムーズに進行するための協議の場である。再審請求審は当事者主義及び公開法廷での審理を予定しておらず、極端に言えば法曹三者が面と向かって顔を突き合わせなくても、訴訟法上は違法の問題を生じないのかもしれない。しかし、再審開始決定を取るためには、新規明白の証拠を提出して、確定判決の誤りを指摘して、確定判決を突き崩す必要がある。そのためには、実際に裁判官を目の前にして、検察官の主張や証拠を徹底して排斥しなければならない。そのための場として三者協議は重要な場となる。裁判所によっては、再審請求がなされた場合でも、一度も三者協議を行うことなく、決定を出すこともある。

しかし、三者協議を経ないで、裁判所の心証を弁護側に向けさせるというのは至難の技である。

実際問題としても、三者協議を行わないで、再審開始を認めた例は存在しないのではないかと思われる。

もちろん、三者協議が頻繁になされたからと言って、再審開始決定が出されるという保障はない。しかし、特に裁判所を説得する場として三者協議は不可欠の機会である上、三者協議で弁護側と検察側の双方の意見を聞こうという裁判所の姿勢が見えないのに、再審開始決定を勝ち取るということも至難である。

また、松橋事件の三者協議は全部で20回に及んだ。その大半は証拠開示に関するやりとりであった。証拠開示について、検察側が極めて消極的な状況の中で、三者協議は証拠開示を押し進める唯一の場でもあり得る。粘り強い三者協議での攻防が必要である。

## 第3 証拠開示

### 1 できる限り開示すべきこと

再審開始決定のためには、無罪を言い渡すべき新たな証拠を提出する必要があり、ただ単に確定判決の判断が事実を誤認しているとか常識に反する判断をしているなど、「確定判決の判断がおかしい」というだけでは再審開始の要件を満たさない。確定判決当時には提出されていなかった新たな証拠を収集して、その新たな証拠によれば、

確定判決の判断が明らかな誤りであるということを示す必要がある（証拠の新規性及び明白性の要件）。

よって、再審請求のためには新規かつ明白な証拠を収集する必要があり、証拠開示の必要性がある。

検察官は、無制限に証拠を開示することは、いわゆる「証拠あさり」につながることであり、証拠の新規性や明白性による制限があるなどということを理由として、証拠開示については極めて消極的であった。

しかし、本件の裁判所（松尾裁判長）は、証拠開示の必要性の有無については再審に関する判断の前提として新規性や明白性を判断するまでの材料を提供する機会であるという理解をしていた。したがって、客観的に存在している証拠をもとに、新規性、明白性を判断すべきであるから、判断に必要と思われる証拠については出来る限り開示すべきである旨の指摘を受けた。

弁護団では、この点の裁判所の指摘は再審請求審の在り方に関する重要な指摘であると理解した。

## 2 裁判所に積極的な姿勢をとらせること

再審請求審では、証拠開示をめぐって弁護側と検察側とで激しい応酬がなされる。検察側は弁護側が要求した証拠開示の要求に対して極めて消極的であり、検察側が任意に証拠開示に応じるというのはまれであり、激しく抵抗する。

しかし、証拠を独占しているのは警察や検察などの捜査側であり、再審請求審で検察からの証拠開示がなされなければ、再審開始決定を勝ち取ることは困難である。再審制度というものが存在している以上、裁判所が証拠開示の勧告なり、決定を出せば、いかに検察が証拠開示に対して消極的であるとしても、証拠開示に応ぜざるを得なくなる。

そもそも再審請求というのは確定判決の誤りを正すというものであり、最高裁まで争われて確定した判断が誤っているという弁護側の主張に裁判所が簡単に乗って来るはずはない。このような状況で弁護側は証拠開示を要求することになるのであり、裁判所をいかに説得して、その気にさせるのかが問題である。すなわち裁判所が証拠開示に積極的な姿勢になるようにするにはどうすれば良いかという観点で三者協議にも臨んだ。

裁判所が証拠開示に対して姿勢が変わってきたのではないかと思えるようになったのは、相当の期間の審理経過を経た後のことである。

もとより、証拠開示の問題と再審開始の心証とは理論的には別の事柄である。

証拠開示については積極的であった裁判官の出した決定が、再審請求棄却となった例も、必ずしもまれではない。

しかし、実際には裁判官が再審開始の方向へ心証が傾かないと、証拠開示についてもなかなかその気にならないのではないだろうか。

実際裁判所が証拠開示に積極的原因には、証拠開示によって、出された新証拠が新規性や明白性の要件を備えているのかの判断に必要であると考えるからである。個別の問題点について、意見書で具体的に意見を述べ、再審の審理にとって、証拠を開示させないと、真実が見えてこないし、新規性や明白性の判断が出来ないと裁判所が考えるようになったからである。判断材料のために証拠開示の必要がないというのでは、そもそも裁判官が再審開始の方向へは目が向いてないということにほかならない。

その意味では、証拠開示を進める三者協議の場で検察官を圧倒し、裁判所の姿勢を変えるということに併せて、手持ちの新証拠を基に意見書の中で主張をしっかりと組み立てて、心証を弁護人側に向けさせるということが重要である。

### 3 証拠開示勧告

熊本地裁は、弁護側が求めていた証拠開示の申立てについて、2013年12月9日、検察官に対して証拠開示勧告を出した（なお、同年12月18日、証拠物に関して追加して開示勧告。）。

この証拠開示勧告は、犯行現場に残された血痕や指紋、足跡などに関する鑑定書等の客観的な証拠や未提出の関係者の供述書等14項目についてのものである。それは①目録を作成の上、これを裁判所及び弁護側に開示せよ、②証拠を弁護側に開示せよという内容のものである。

このように裁判所が出した証拠開示の勧告は、裁判所に証拠を開示せよ、というものではなく、弁護側に対して証拠を開示せよというものであった。

裁判所は証拠調べを行っているのではなく、再審に関する判断の前提として、新規性や明白性を判断するまでの材料を提供してもらう場として証拠開示を捉えていた。そこで、検察官から裁判所ではなく、弁護側に任意に開示して、その開示された証拠を弁護側で裁判所に提出するという構図を想定していた。

検察官は、裁判所の任意の開示の要請に対しては、開示を拒否するという姿勢に終始していた。

そのため弁護側では証拠開示の勧告を出すように何度も求めた結果、裁判所はようやく証拠開示の勧告を認めた。

他方検察官は証拠開示の勧告に対しては裁判所に対しては開示するが、弁護側に対しては開示しない、という姿勢であった。

検察官が証拠開示に応じるのは、あくまで、審理に協力するという立場からであり、再審が職権主義的構造を取っている以上証拠開示は裁判所に対しては行うが、弁護側には開示できないと主張していた。検察官は、そもそも無制限に証拠を開示することはいわゆる「証拠あさり」につながることであり、証拠の新規性や明白性による制限があるなどということも理由としていた。

### 4 職権主義との関係

職権主義的証拠構造を取っているか否かという問題と証拠開示に応じるか否か、応

じるとしても開示の相手方を弁護側にするのか裁判所にするのかという問題が論理的必然の関係に立つとは思えない。

検察官は職権主義的ということを強調することで裁判所に対して証拠開示を消極的に運用させることができるのであり、この点についても弁護側でもきちんと反論し、三者協議の場でも職権主義が証拠開示を制約するものではないことを強調した。

## 5 証拠関係カードの作成と未開示証拠のリスト

弁護側は証拠開示に伴って、裁判所に証拠関係カードの作成を要求し、実現した。

さらに弁護側はすべての未提出証拠について、目録（リスト）を作成の上、その作成した目録を開示するように求めた。

弁護側の方では、一体いかなる未提出の証拠があるのかについて、その全体像を把握することは不可能である。また、検察官から、証拠の存在について「不見当」という回答がなされると、これ以上の追及はなかなか困難である。未開示証拠の目録（リスト）が出されれば、そのリストに従って、新たに証拠開示を求める証拠を特定することが可能となるし、検察官の「不見当」という回答に対する対応も可能になる。

しかし、検察官はリスト開示については極めて消極的であり、松橋事件でも未提出の証拠の全体について、検察官へのリスト開示の勧告にまでは至らなかった。

## 6 まとめ

いずれにしろ、証拠開示の在り方については、再審請求審の当該裁判官の訴訟指揮に委ねられている側面が強く、証拠開示について積極的なのか、消極的なのかについては、当該裁判官次第という側面があるということも否定できない。前記のとおり、裁判官を動かすための粘り強い活動が必要であると同時に、証拠開示に関する法整備の必要性についても、訴えていかなければならない。

松橋事件については、証拠開示の必要性について裁判所の理解があり、検察官の強い抵抗があったにもかかわらずスムーズにいったこと、そしてそれが最終的には再審開始決定につながったという評価ができる。

そして、裁判所が証拠開示について積極的であったのは、既に再審請求前の時点で、巻付け布などの主要な新証拠については証拠開示を受けており、さらなる証拠開示の必要性について、裁判所を説得できるだけの材料を弁護側が確保していたということができるのではないだろうか。

その意味でも、三者協議での証拠開示をめぐる攻防のみでなく、再審請求前の証拠開示の重要性については、強調してもしそうことはないと考える。

## 第4 証人尋問

### 1 GH証人は採用されなかった

弁護人らは、裁判所に対し、大野教授の証人尋問を請求したが、それだけでなく、事件当日の夜にG方に来客があって、深夜、居間の明りが灯っていたことについて、

宮田さんが逮捕される前、初期の段階で警察官に聞かれて話をしたというG Hの証人尋問を請求し、宮田さんの確定審の第1回公判で国選弁護人となっていたZ弁護士の証人尋問を請求した。

しかし裁判所は、大野教授の証人尋問だけを採用して、その他の証人尋問を採用しなかった。弁護人としては裁判所の対応に不安を感じる面もあり、その他の証人尋問について、その必要性を強調する書面を提出したが、裁判所の判断は変わらなかった。

## 2 大野証人尋問

そのような状況で、2015年3月16日に大野教授の証人尋問が実施された。

主尋問のポイントは、創8と創14が本件凶器とは矛盾する創傷であること、この矛盾を押し下げ現象では説明できないことを分かりやすく説明することにあった。

大野教授が、創8の首の創傷について、指で押しても1.5cmもへこまないところ、刃物であれば皮膚が離断するから、そんなにへこむはずがないと述べて、実際に自分の首の部分を指で押して見せたとき、裁判官の中に、実際に自分の首を同じように指で押している者がいた。この時弁護人らは、大野教授の分かりやすい説明が役に立ったと思った。

次に検察官は、神田教授が創の深さを計測するに当たって生じる測定誤差について主張していたところ、大野教授は、創8について、頸椎骨に達して骨損傷ができるため、創の深さについて測定誤差が生じないこと、創14については皮膚下の浅い部分を下方から上方に向かう傷であり、創底の部分について皮膚面に変色が見られることから、創の深さについて測定誤差が生じないことを証言した。

反対尋問では、上記の重要な部分について、疑問を生じさせるような尋問は何もなく、検察官は、被害者の姿勢が変化することによって、創の長さが変化するという見解に基づき、大野教授の行った被害者の姿勢を変えて創の長さを測定した実験について、実験では行っていない姿勢だとどうなるかという観点からの質問を行った。

そのため弁護人は、証人尋問後に、追加で被害者の姿勢を変えた実験を行って、その際に創の長さがどのように変化するか測定し、これも結果として提出した。

全体として見ると、凶器と傷の不一致を押し下げ現象で説明できること、創8と創14の深さについて、神田教授の測定誤差が少ないことを説得的に証言できたことが役に立ったと思われる。

## 第5 パワーポイントによるプレゼンテーション

大野教授の証人尋問後、主任の伊藤ゆう子裁判官に異動はなかったものの、裁判長裁判官が、溝國禎久裁判官に交代した。そこで、新しい裁判長裁判官に弁護人の主張のポイントについて理解してもらうため、パワーポイントによるプレゼンテーションを行いたいと申し入れた。

これに対し裁判所が了解して、2016年9月8日に裁判官3名と検察官が同席する

中で、弁護人の主張について、パワーポイントによるプレゼンテーションを行った。

プレゼンテーションでは、本件切出小刀は凶器ではないこと、創3は自白と異なってセーターの上から刺されていること、創5～創11は、自白と異なり、被害者が倒れた後に形成されたこと、燃やしたはずの巻付け布が存在していたこと、自白には捜査に合わせた供述の変遷があること、秘密の暴露が存在しないこと等、ポイントとなる論点についてスライドを作成して説明を行った。

弁護人としてはこのプレゼンテーションの時の裁判所の反応が好印象だったことから、開始決定に向けて期待を持ったという面があった（プレゼンテーションで使用したスライドのうち、凶器と傷の不一致と巻付け布に関するスライドを本報告書の最後に参考資料として掲載している。）。

## 第6 宮田さんの長男による再審請求の追加申立て

再審請求審の段階では、請求人の死亡は手続の終了原因となるというのが判例（最高裁判決平成3年1月25日、最高裁判決平成16年6月24日、最高裁判決平成25年3月27日など）や通説である。

2015年当時、宮田さんの体調は芳しくなく、宮田さんが亡くなってしまうことにより、同年9月8日の時点で三者協議を17回も重ねていた再審請求事件の手続が終了してしまうことが危惧された。

このような万一の事態に備えるため、「有罪の言渡を受けた者が…中略…心神喪失の状態に在る場合」の「その…中略…直系の親族」（刑訴法439条1項4号）である宮田さんの長男を再審請求人として、2015年9月17日付で、係属中の再審請求と同旨の再審請求を行った。

以後、両事件は併合審理され、宮田さんの死亡により再審請求事件の手続が終了するという事態は回避できることとなったが、弁護団は、宮田さんが生きているうちに再審開始を勝ち取り、宮田さんに再審開始の吉報を届けたいとの思いを強くし、その後の弁護活動に取り組んだ。

ただ、宮田さんの長男は、即時抗告審係属中に病気で亡くなってしまい、再審開始確定を届けることができなかった。

## 第7 再審開始決定

### 1 はじめに

2012年3月12日付で再審請求がなされ、二者協議を1回、三者協議を20回、大野曜吉証人尋問を経て、2016年6月30日に熊本地裁は再審開始決定を行った。再審請求から再審開始決定まで4年以上要したことになる。この期間をどうみるかは今後の評価に委ねることになるが、少なくとも弁護団は裁判所に対して確定一審判決が維持しがたい旨の説得を続け、かなり広範な証拠開示の勧告を受け、その結

果、検察側が存在を認めるものについてはほぼ全部開示を受けることができ、この開示証拠から更に新規証拠を発見し請求することができた。

## 2 前提事項について

### (1) 確定判決の証拠構造

決定は、被害者の殺害は証拠上明らかであり、確定審における争点は、宮田さんの犯人性である、本件犯行の直接証拠は宮田さんの自白のみであり、それ以外に本件犯行と宮田さんを結び付ける目撃証拠や決め手となるような物的証拠は存在しない、つまり確定審における判断の分岐点は、宮田さんの自白に任意性及び信用性が認められるか否かであった、とした。

### (2) 判断手法の明示

#### ① 証拠の新規性

証拠の新規性は、証拠の未判断資料性を意味するとした。また鑑定については、鑑定の方法又は鑑定に用いた基礎資料が異なったり、新たな鑑定人の知見に基づき検討が加えられたりして、証拠資料としての意義、内容において従前の鑑定と異なると認められるときは、新規性が認められる、とした。

#### ② 証拠の明白性

証拠の明白性については、最高裁白鳥決定を引用し、合理的疑いの有無で判断するとし、旧証拠を含めた総合的評価により判断すべき、としている。

また決定は以下のように述べている。犯人性を示す証拠が自白のみである本件では、「… 中略 … 新証拠によって、確定判決において自白の信用性を支えるとされていた補助事実や補助証拠の一部の存在や証明力に疑いが生じ、自白の信用性判断にも動搖が生じることとなった場合には、その動搖の程度によっては、新証拠による直接的な影響を受けない補助事実や補助証拠についても、その証明力等を改めて評価し直すべき場合もあり得る … 中略 …。その上で、確定判決の事実認定の基礎とされた自白が、これらを総合してもなお有罪認定を維持するに足りる信用性を肯定できるか否かについて検討するべきである。… 中略 …」

すなわち、新証拠による直接的な影響を受けない補助事実や補助証拠についても、その証明力等を改めて評価し直すべき場合もあり得る、として全面的再評価説の立場をとることを明らかにした。また一定の動搖があった場合、全面的再評価を行うとする点では、いわゆる2段階説を採ったものと解することができる。

## 3 卷付け布と小刀創傷に関する新証拠の検討

### (1) 卷付け布

決定は、巻付け布に関する新証拠からは、単に宮田さんが本件切出小刀に巻き付けた布は本件シャツ左袖から切り取った布ではなかったという事実がいえるだけではなく、本件切出小刀に血液が付着しないように布を巻き付けた旨の供述が宮田さんの体験に基づく供述ではないのではないか、すなわち本件切出小刀に布を巻き付

けたという事実そのものが存在しなかったのではないかという合理的な疑いが生じてくるとした。

さらに、実行行為に密接に関わる事項に関する自白に、非体験供述が含まれている疑いが生じていることは、宮田さんの自白全体の信用性をも相当程度動搖させるものであるとし、宮田さんの自白の他の部分についても、供述が具体的であること、詳細であること、あるいは迫真性に富むことが、自白の信用性を担保する事情にならないことを示している、と踏み込んで判断している。

また決定は、自白の変遷という観点から、確定判決において解消されたとする本件切出小刀に血液が付着していないことの不自然性、不合理性が復活することになるとしている。

#### (2) 創傷と切出小刀の形状との矛盾

検察官は大野鑑定は新規性が認められないと主張するが、決定は、牧角鑑定と結論が異なるのみならず、鑑定の基礎資料に新規かつ重要な資料が付加されていることから新規性は優に認められるとした。

決定は、大野鑑定によって創8及び創14が本件切出小刀の形状と矛盾し、それは押し下げ現象では説明できないので、本件切出小刀では成傷し得ないのではないかとの合理的疑いが生じているといえるとした。

#### (3) 2点の検討の効果

決定は、大野鑑定は本件切出小刀と凶器との同一性について疑いを生じさせるが、巻付け布に関する新証拠により、本件切出小刀から血液が一切検出されなかつことに関する疑問が復活していることを併せみると、本件切出小刀は本件犯行の凶器ではないのではないかという疑いは、一層強いものになるといえる、とした。そして前者（凶器が何であるか）と後者（凶器の具体的な用い方）は、犯行に関する自白の核となる部分を構成し、これはかなりの程度動搖していると評価できるとした。

このように、巻付け布に関する新証拠と創傷と切出小刀の形状に関する新証拠から自白の核となる部分においてかなりの程度動搖しているとして、以下総合評価に入ると宣言している。

### 4 総合評価

#### (1) 大野着衣鑑定と致命傷の刺突行為

致命傷とされる創3は、宮田さんの自白では着衣の上からではなく頸部に直接突き刺したとしているところ、これは大野着衣鑑定ではセーターの上から刺した傷であった。決定はこの事実を認めながら、各刺突行為が着衣越しのものか否かを明確に意識して供述していたとはいえないとし、宮田さんの自白の信用性を動搖させることにはならないとした。

#### (2) 秘密の暴露

##### ① G方の明かり

確定一審判決は、犯行直前、被害者を尾行した際G方の居間に明かりがついていた旨の宮田さんの自白を、被害者の尾行についての秘密の暴露だとして、宮田さんの自白の信用性を担保する事情として評価している。

決定は、宮田さんの自白前に捜査官が来て、その捜査官にG方の居間の明かりがついていたと告げたとするGHの宣誓供述書について、なぜ15年以上にわたり記憶を保つことができたのか納得できる説明がないとして、G方の明かりの件は、あらかじめ捜査官の知り得なかつた事項であり、宮田さんがまず供述し、その後の捜査によって裏付けられたとする確定判決の認定は揺るがないとした。しかし、宮田さんが推測、想像して供述することがありがちな事実であったため、たまたま合致した可能性を否定し去ることは容易ではないとした。結論としては秘密の暴露に当たらないとしたのである。

弁護団は、GHの供述が明確であったので裁判所は当然採用すると考えていたが、同人は請求審で証人申請したが採用されなかった。そして同人の宣誓供述書の信用性がこのように否定されたのは意外であった。確かに同人の供述内容は居間の明かりについて警察官が聞きに来たとされる内容であり、なぜ警察官がわざわざG方の居間に特に関心を持つのだと裁判所が疑問に持つことは想定すべきであった。

このG方の明かりについての宮田さんの自白が秘密の暴露に当たるとはいえないとの点は抗告審では維持されない危険があった。抗告審では弁護団は、①G方は被害者の生存が最後に確認された場所にあるので警察官が当然聞き込みの対象にする場所であること、②宮田さんは追尾の過程で灯火がついていた家などを數か所述しており、その中でG方の明かりはたまたま事実であったこと、を主張したところ、この点について、検察官から反論はなく、事実上争点からはずすことができた。

## ② 皮底靴焼却

確定一審判決は、宮田さんが焼却した皮底靴の金具が供述どおりの場所から発見され、この皮底靴焼却の事実は、宮田さんが罪の意識を抱き、罪証隠滅工作を行ったものとして、秘密の暴露に当たるとした。これに対して決定は、肉体的・精神的にかなり疲弊し、相当追い詰められた心境にあった宮田さんが、間もなく逮捕されると感じ、混乱や狼狽のあまり、とっさに事件との結び付きを疑われかねない皮底靴を焼却することも不合理とはいえないとして、本件犯行に関する秘密の暴露ないしそれと同視できるほどの証拠価値がある事実と見るのは適切ではないとした。

この判断は、新証拠とは無関係に、旧証拠の再評価によってなされている。

## (3) ポリグラフ

ポリグラフに関しては、弁護団は法政大学の越智啓太教授の意見書、司法研究所

「科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方」(法曹会、2013年)などを新規証拠として提出し、決定はいずれも新規性を認めた。

決定は、対照質問法によるポリグラフ検査の結果は、定型的類型的に信用性の乏しい証拠で最低限度の証明力を有さず、自然的関連性を欠くものとして証拠能力そのものが否定されたとした。また緊張最高点質問法は、証拠能力は否定されないものの、各質問表を個別に検討し、宮田さんの反応は犯人であること以外の事情に由来しないとの具体的立証がないとした。本件ポリグラフに関する新規証拠を総合すれば、宮田さんの自白の信用性に関する確定判決の判断を相当程度動搖させるとしている。

#### (4) 軍手の処分方法

軍手処分については、大野川の捜索によって発見された本件とは無関係の軍手、大野川捜索に関する捜査報告書などを新規証拠として提出し、これらはいずれも新規性が認められた。

決定は、捜査官が、大野川に投棄された軍手が発見されないことはあり得ないと認識の下、宮田さんに対して客観的事実との矛盾を具体的に示して追求した結果、供述が変更されたことが明確になったとし、取調官の追求に迎合し、客観的事実との矛盾を解消する内容の供述を創作したのではないかとの疑惑が生じているとした。さらに、軍手処分について、客観的証拠が存在しないことの疑惑が復活し、これも自白の信用性を動搖させる事情となる、とした。

#### (5) 追尾行為・待機行為

追尾行為・待機行為については、事件前夜被害者が客の一人を家まで送り届けたこと、被害者は自宅で炬燵の中で殺されていたことなどを報ずる1985年1月15日付け熊本日日新聞記事、事件前夜の気温に関する熊本地方気象台の照会回答書を新規証拠として提出した。

決定は、宮田さんの自白は、具体的で詳細ではあるが、自らの知識・経験、報道に基づき、あるいは捜査官が把握している捜査情報に接すれば、いずれも供述可能な内容であるとした。

#### (6) 自白の任意性

決定は、自白の任意性についてはこれを肯定した確定判決の判断は支持できるが、任意性の検討結果は、自白の信用性の判断にも影響する部分があるとしている。

##### ① 公判廷の自白の任意性

###### ア 新規証拠

弁護団は、前国選弁護人からの回答などを新規証拠として提出した。既に指摘したとおり、前国選弁護人の公判廷での供述を宮田さんが拒否したことについては、宮田さんに帰責性がないとして、上記回答書などの新規性を否定すべき事情があるとはいえないとした。

#### イ 決定の判断

決定は、被告人等が、刑事弁護人と相談の上、応訴方針を決定した場合、その方針に従つてする供述に一般的・類型的に虚偽が混入するおそれが高いとはいえば、供述の自由を侵害するような違法な圧迫が加えられたともいえないから、弁護人の助言や指示自体に違法な強制的要素が含まれるなどの特段の事情があれば格別、通常被告人等の供述の任意性が否定されることはないとの基準を示し、本件では公判廷の供述が否定されるような特段の事情があったとはいえないとした。しかし、経済的・時間的に余裕がなかったため、Z弁護士の弁護方針にやむを得ず従つた旨の宮田さんの公判供述は、新証拠であるZ回答によってその信用性が否定できなくなったとしている。

宮田さんは、取調べ官からの強制的圧力の存在にはほとんど言及していない。宮田さんが自らの知識や見通しに基づき任意に自白を続けていたと認めるのが妥当であるとした。

#### ウ 問題点

刑事被告人が国選弁護人を依頼する権利は憲法37条で保障されている。そして、国選弁護人が付されてさえいればこの権利は行使されていると評価できるものではない。無罪を求めている刑事被告人に対しては、その方向で援助する国選弁護が求められているのである。国選弁護人は宮田さんと協議の上、その同意を得て無罪の主張ではなく有罪を前提とした主張をすることがあり得るだろう。しかし、本件では当初の国選弁護人は、無罪主張は自分はできないとした上、無罪を主張するならば、私選弁護人を選任せよ、との指示を宮田さんに行っている。何らかの理由で国選弁護人が解任された場合、裁判所は更に別の国選弁護人を選任する。その意味でも、この前国選弁護人の指示は誤っていると思われるが、宮田さんからすれば、無罪の主張をするならば国選弁護は受けられない、ということを意味している。殺人罪について自白していくながら、これを翻し無罪を主張することは、死刑の危険など情状面で不利になると想え、弁護人の援助なしにこのような主張の変更は怖くてできないと宮田さんが考えることは不自然ではない。また無罪の主張をした場合、法廷ではどのような争い方をするのか、宮田さんは知るはずもないことである。

宮田さんは無罪の主張について憲法で保障された国選弁護人の援助を受ける権利行使しようとしたが、その援助が受けられなかつた。決定がこの点を見過したことは問題である。

#### ② 捜査段階の自白の任意性

検査段階の自白の任意性について、弁護団は新証拠を提出できていない。

決定は、在宅検査段階の相当長時間にわたる追及的な取調べにより心理的圧力を受け続けていた宮田さんが、肉体的・精神的にかなり疲弊し、追い詰められた

心境になっていたであろうことは想像に難くない。しかし、宮田さんは、取調べ官からの強制的压力の存在にはほとんど言及していない。決定は、宮田さんが自らの知識や見通しに基づき任意に自白を続けていたと認めるのが妥当であるとした。

警察は、在宅で11日間、ほぼ毎日朝から晩まで取調べを行い、最後は警察署への出頭を拒否した宮田さんの自宅にまで押しかけて取調べを行った。決定では、任意捜査であるが故に期限がないと感じていた宮田さんが自白に追い込まれた経過については問題点の指摘がなされていない。

決定は、2月1日検証時の宮田さんの言動は、自分が犯人であると信じてもらえるよう捜査情報を頭に入れ筋書きを考えていたという公判供述を裏付け、宮田さんの自白は、任意になされたものであっても、虚偽情報（創作）が含まれている場合があることを明確に示す、として自白の信用性の問題に言及している。

## 5 決定の結論

決定は、新証拠及び旧証拠を総合して検討すると、宮田さんの自白には、その重要な部分に客観的事実との矛盾が存在するとの疑義が生じており、自白の信用性が揺らいでいるところ、確定判決において自白の信用性を担保するとされた各補助事実についても、その証明力や証拠価値に疑問が生じており、宮田さんの自白の信用性を支える根拠が相当に減弱している、確定判決の事実認定には合理的疑いが生じているとした。

## 6 決定の評価

本件の争点、宮田さんの犯人性について、弁護団が持っている疑問を裁判所は理解した。理解した上で、なぜ宮田さんの供述が具体的で詳細なのか、それにもかかわらず信用性がないのか、について踏み込んで判断した。また新証拠の射程外の皮底靴の焼却についても、確定判決の誤りを指摘した。弁護団は裁判所の説得に成功したのだ、ということが実感された。

# 第2節 即時抗告審

## 第1 三者協議

### 1 はじめに

再審請求審における三者協議の重要性は前述したとおりであり、弁護団は、即時抗告審においても三者協議を申し入れた。

福岡高裁での三者協議は、4回にわたって実施された。

### 2 2016年8月30日第1回三者協議

第1回の三者協議は、2016年8月30日に実施された。

この三者協議は、なにより裁判官（及び検察官）との顔合わせという面があった。三者協議の結果、即時抗告申立書に係る検察官の意見書の提出期限が同年11月17日と定められ、第2回の三者協議の日時が同月24日とされた。

第1回の協議のとき、山口雅高裁判長は、本件の論点を三つに絞ると発言した。その論点とは、一つ目は布の出所の問題。二つ目は凶器と傷の不一致の問題。三つ目は、詳細な自白があるのにどうして自白が危ういのかである。原審はあまりにも論点を広げすぎているきらいがある、というものであった。

そして、検察官に対して、これらの三つの問題について原審の開始決定に対する意見及びそのための証拠の提出を要求した。

その上で、検察官に対して、いつまでに書類を提出できるのかを尋ね、検察官が年内は難しいというようなことを述べたところ、それでは遅すぎる、11月までに提出しなければ、審理を打ち切って決定を出すと明言した。

その結果、検察官は前記の第2回期日までに意見書及びそのための証拠を提出することについて了解した。

このような第1回目の三者協議のやりとりは、高等裁判所の強い職権発動の表れであること、しかしながら、高等裁判所の裁判官は必ずしも検察官寄りではなく、証拠に基づいて公正に判断しようとしている姿勢があることが見て取れた。よって当日の裁判官とのやりとりは、即時抗告審での弁護側の活動に、強い勇気と即時抗告審でも再審開始決定を勝ち取ることの確信を持たせるに十分なものであった。

### 3 2016年11月24日第2回三者協議

この三者協議においては、まず、裁判所から、弁護側に対して、創傷についての争点との関係で検察官の意見書に対する弁護側の反論をどうするかの質問があった。それに対して、弁護側としては、大野教授の補充意見を提出する旨を回答した。その際、裁判所からは、どのくらいまで誤差があってもよいかといった決め手になるものが出でくるとありがたい旨の発言があった。

次に、裁判所から、検察・弁護側双方に対して、巻付け布に関する争点についての対応をどうするかについての質問があり、弁護側が検察官の意見書に対する反論の書面を提出することになった。

また、裁判所からは、自白の評価については水掛け論的なところがあるとしつつ、最初の2点（創傷と巻付け布）については、イメージどおりである旨の言及があった（ただ、この時点では、これらの関係についての新証拠の精査は未了との発言もあった。）。

弁護側の意見書の提出期限が翌年2月28日と定められた。その際、裁判所からは、こういう観点で見るべきだという検察官の意見に対して、こういう観点で見るべきという弁護人の意見を出してくれると判断しやすい旨の発言があった。

この第2回の三者協議によって、裁判所の問題意識（特に創傷と巻付け布について大きな関心を持っている。）がわかり、即時抗告審における再審開始決定の維持を目指す上でも役に立った。

#### 4 2017年3月16日第3回三者協議

第3回の三者協議は、2017年3月16日に実施された。

この日までに2月15日付けで検察側、同月28日付けで弁護側の意見書が提出されたので、この三者協議においては、それらの確認がなされた。

弁護側は、検察官意見書に対しては、GHに対する聴取とG方の明かりに関する点につき、反論書面を提出することになった。ただ、裁判所からは、G方の明かりは重要なこととは思われない旨の発言があった。

検察側は、弁護人意見書に対しては、創傷と凶器の整合性に関する点につき、大学の専門家と協議中であるとし、反論の意見書提出まで2か月欲しいとのことであった。裁判所は、創傷に関しては議論が尽きているとの認識を示したものの、検察官の意見書提出期限を5月10日と定めた。

この三者協議は、前回の三者協議同様、裁判所の問題意識をつかむ上で有益であった。

#### 5 2017年5月31日第4回三者協議

第4回三者協議は、2017年5月31日に実施された。

検察側は、前回の三者協議で述べた大学の専門家の意見書を提出することが出来なかつた。裁判所は、弁護・検察の主張・立証が尽きていることを確認し、これを踏まえて即時抗告審の決定を出すことになった。なお、決定をいつ出すかを双方に通知するかどうかについては、裁判所が検討の上、支障がなければ、通知することであった。

#### 6 即時抗告審における三者協議の意義

即時抗告審における三者協議の内容は、上記のとおりである。

弁護団としては、再審請求審のときと同様、できるだけ多くの弁護人が参加することを心掛けた。第1回の三者協議は8名の弁護人が参加し、以後の第2～4回の三者協議は13～14名の弁護人が参加した。

三者協議においては、本件の多くの争点の中で、裁判所が特に強い問題意識を持っている争点がどこか、といったことを把握することができ、即時抗告審における主張・立証活動をする上で有益であった。

### 第2 検察官の主張、弁護人からの再反論と即時抗告審決定

#### 1 凶器と傷の不一致関係

##### (1) 検察官の主張

検察官は、即時抗告審において、①「身体の姿勢による創長の変化に関する実験結果」及びこの実験結果についての大坂大学法医学教室の松本博志教授の見解、②押し下げ現象に関する「他殺か災禍死か（廣き出刃包丁に係る狭深なる刺創）」と題する論文及びこの論文に関する松本教授の見解、③松本教授が過去に解剖を実施

した案件について、皮膚の弾力性によって刃幅よりも短い創長が形成されたという松本教授の見解、④解剖時に、創縁を接着させた上、それを指で創の長軸方向に伸展させて創長を計測する方法を用いているという慶應義塾大学法医学教室の藤田真幸教授の見解を提出した。

その上で、次のように主張した。

大野鑑定の経過及び結論には、①本件被害者の死体解剖を行った神田瑞穂教授による創長及び創深の計測値の評価、②被害者の姿勢の変化による創長の変化に関する見解、③押し下げ現象に関する見解、④人間の皮膚の弾力性に関する考慮の欠落という大きな問題が存し、これに依拠して本件切出小刀と被害者の創傷との間に矛盾があるとの判断を導くことは到底できないものであることが明らかとなった。

そして、即時抗告審で提出する証拠を合わせて検討するならば、創8及び創14のいずれにおいても、本件切出小刀で成傷されたとみて矛盾はなく、「創8及び創14は、本件切出小刀では成傷し得ないのではないかとの合理的疑いが生じている」とする原決定が誤っていることは明白である。

## (2) 弁護人からの反論

弁護人からの反論のうち、主要なものは次のとおりである。

### ① 神田教授による計測の正確性について

創8の創洞は頸椎骨に達していて、神田教授は創8について、ゾンデを挿入しただけでなく、皮下の内部を切開して頸椎骨内部の骨損傷の長さも計測しているのであって、その創洞の深さの計測が正確であることは明らかである。

創14については、創底部の皮膚が変色していて、皮膚上から創底部の位置を確認できるので、その創洞の深さの計測値が正確であることも明らかである。

### ② 押し下げ現象について

創8や創14の部位は指で押しても1.5cmもへこまないのであって、刃物によって皮膚が切れずに1.5cm以上も押し下がるとは考えられず、押し下げ現象が生じにくい部位であることが明らかである。

### ③ 被害者の姿勢による創の長さの変化

被害者の姿勢の変化による創の長さの変化について、被害者の死体は顔の右側を下にした状態で発見されているから、創8は、そのままの姿勢で刺入されたか、あるいは顔を右側に刺入されて発見時の状態になったかのいずれかであって、顔を右側方向や正面下に向けていた姿勢で刺入された場合を検討する必要がなく、創の長さの変化は、大野実験でも検察官が行った事件でも1mmに過ぎない。

創14について、検察官が行った実験では、創14の創底部に関する検討が欠落しているし、被害者の左腕が邪魔になって創14を形成するのが困難な場合や、左腕に防御創が形成されると考えられる場合についての検討も欠落している。

これらの実験結果は、創14の長さの変化を検討する上で参考にならない数値

である。

④ 犯罪学雑誌論文の実験

犯罪学雑誌論文の実験は、そもそも人間の皮膚とはその構造や強度が大きく異なる犬の皮膚で実験されたものであるから、押し下げ現象の有無、程度、本件切出小刀と創8、創14の矛盾を検討する上で参考にならないものである。

⑤ 刃物が左胸に刺さったままの状態で発見された遺体についての松本教授の見解

刃物が左胸に刺さったままの状態で発見された遺体について刃物が刺さった状態の創の長さよりも刃物を抜いた状態の創の長さの方が0.3cm短くなったという松本教授の見解は、そもそも計測されている数値に誤りがある。

⑥ 人間の皮膚の弾力性について

大野教授が、本件被害者の創の長さとその創に対応するセーターの傷の長さを比較したところ、両者はほぼ一致していた。仮に皮膚が刃物の刺入によって、刃幅の方向に伸びたのであれば、皮膚よりも弾力性があり容易に伸び縮みするセーターは、それ以上に刃幅の方向に伸びるはずである。その結果刃物を抜いた後で、より伸びたセーターの傷の長さの方が短くなるはずである。しかし皮膚の創の長さと、皮膚よりも伸びやすいセーターの創の長さが一致しているということは、切れ味の良い刃物が刺入され、皮膚、セーターとともに刃物の刺入によって切れて、刃幅の方向に伸びるという現象が生じなかつたことを示している。本件において、皮膚の弾力性によって、皮膚が刃幅方向に切れずに伸びた可能性を指摘する見解は誤りである。

⑦ まとめ

以上のとおり、「創8及び創14は、本件切出小刀の形状と矛盾し、本件切出小刀では成傷し得ないのではないかとの合理的疑いが生じているといえる。」と判示した再審開始決定の判断は正当であり、これを否定する検察官の主張は失当である。

(3) 即時抗告審決定

即時抗告審決定は、上記弁護人の反論の正当性をほぼ全面的に認めて、検察官の主張を排斥した。

このうち、創8と創14の創傷の状態と本件切出小刀の形状の矛盾については、次のように判示している。

「大野鑑定及び大野の原審供述は、この点について次のように説明している。」「創8は頸部左側、創14は前胸左外側上部の傷であり、これらの部位は脂肪層が少なく、皮膚から骨までの筋肉軟部組織もそれほど厚いわけではなく、皮膚が容易に陥凹するわけではないから、被害者の創8及び創14の創傷の状態と本件切出小刀の形状との矛盾は、「押し下げ現象」によって説明できるものではないというのである。大野鑑定及び大野の原審供述は、創8及び創14の部位から「押し下げ現象」の影

響を十分合理的に説明している。」（11頁）

加えて、創8と創14について、被害者の創の長さと被害者の着衣であるセーター、その下に着ていた肌色下着、白色下着の傷の長さがほぼ一致していることについて、即時抗告審決定は次のように判示している。

「被害者が着用していた着衣には、創8と対応するセーターのとっくり部分に長さ15mmないし長さ16.6mmの損傷（とっくり部分の外側と内側の長さが異なる）、創14に対応して、セーターに長さ15.3mm、肌色下着に長さ15mm、白色下着には長さ15mmの各損傷があり、これらの長さは創8及び創14の刺入口の長さ約1.5cmとほぼ一致している。これらの衣類がことごとく、皮膚と同様に約1.5cmも押し下げられてから切断されたとみるのはいささか困難であるから、大野鑑定のいうとおり、創8及び創14の刺入口の長さと着衣の損傷の長さが一致したことは、被害者の身体は切れ味の良い刃器で刺され、そのため大きな「押し下げ現象」はなかったとみる十分な根拠になるということができる。」（11頁）

その上で「大野鑑定は、合理的な根拠をもって、本件切出小刀と被害者の創8及び創14との間の矛盾を説明しているということができるから、本件再審開始の成否の判断に当たっては、大野鑑定に依拠することができるというべきである。」（11頁）と結論を示している。

## 2 巻付け布関係

### （1）巻付け布に関する原決定の認定

原審において、検察官は巻付け布供述について、変遷がある、曖昧である、思い込みや勘違いによる、意図的なすり替え供述だ、などの主張をしていた。

原決定は、これらを否定し、本件巻付け布に関する新証拠から、単に宮田さんが本件切出小刀に巻き付けた布は本件シャツ左袖から切り取った布ではなかったという事実が言えるだけではなく、本件切出小刀に血液が付着しないように布を巻き付けた旨の供述は宮田さんの体験に基づく供述ではないのではないか、すなわち、本件切出小刀に布を巻き付けたという事実そのものが存在しなかったのではないかという合理的な疑いが生じてくる、との認定をした。

### （2）抗告審における検察官の主張

抗告審における検察官の主張は、「巻付け布に関する宮田の主張は変遷、あいまいな説明になっている」、「特定のシャツを念頭に置いているとしても思い込みや勘違いによるものである可能性」、「本件シャツ左袖が残存していると認識しながら意図的にそれを隠していた可能性」、「さらに宮田の供述傾向などを総合考慮して判断されるべきであるが、原決定はかかる総合考慮をしていない」とするものである。本件シャツ左袖は、切出小刀に巻き付けたものではないことは明らかなので、別の布を巻き付けたものだとする。宮田さんの自白は布を切出小刀に巻き付けたという点は信用でき、本件シャツの左袖部分だったという点のみの信用性を否定しようと

しているのである。しかし、上記の主張はいずれも原審での主張の繰り返しにすぎず、原決定で否定されたものであった。

#### (3) 抗告審裁判長の指摘

抗告審の山口雅高裁判長は、第1回三者協議で、本件の争点は、巻付け布の出どころ、傷と小刀、詳細な自白の3点であると指摘した。原審における検察官の巻付け布についての主張は、宮田さんの自白は、他の布との取り違えということになるが、そうだとしたら実際に巻き付けた布は何なのか、出所を示せ、と指示したものと思われる。

しかしながら、検察官は実際に巻き付けたとする布の特定はできず、「この布と用途や形状が共通する布切れが2階作業場に多数あった」と指摘するのみであった。抗告審での新たな主張はこれだけであったが、抗告審裁判長の求めに応ずるものではなかった。

#### (4) 抗告審の決定

抗告審決定では、まず他の布との取り違えについては、以下のように判示した。これは、原審決定とほぼ同じである。

「宮田は、同年2月5日付け警察官調書（本文4丁のもの）において、本件切出小刀に巻いたのは、ネル地様のスポーツシャツをいくつかの片に切り破った物の1つであり、自宅2階作業場には、このスポーツシャツを裂いたほかに、同じような柄の別のシャツを裂いた物はなかったから、そのような柄のボロ切れがあれば、同じシャツの切れ端である旨供述している。このように、宮田は本件切出小刀に巻いた布片を明確に特定して供述していた上、その供述は、真実を供述するとして、従前の供述を訂正してされたものである。」

また、検察官の「この布と用途や形状が共通する布切れが2階作業場に多数あった」との主張については、以下のように判示して、重ねて取り違えの可能性を否定した。

「当審検察官提出の昭和60年1月21日付け捜査報告書によると、同日宮田方2階作業場を捜索した結果、同日押収した赤、茶、白のチェックのスポーツシャツ3片のほか、白色布切れ、緑花柄布切れ、赤色布切れ、青黒等で汚れた布切れの各1片が発見されているにすぎず、宮田方2階作業場に、宮田が取り違えるほど多数の布切れがあったということはできない。そうすると、宮田が、捜査段階において、本件切出小刀に巻いた布切れを取り違えて供述したとは考え難いことになる。」

### 3 秘密の暴露関係

(1) 弁護団は、再審開始決定において、秘密の暴露性が否定されたことについては安堵したものの、その理由が、弁護団が主張してきた「あらかじめ知りえない事実」であることではなく、宮田さんが推測・想像してした供述がたまたま客観的事実に合致した可能性が否定できないから「捜査の結果客観的事実であると確認された」

事実とはいえないことであったことに、強い不安を感じた。開始決定は、供述内容は宮田さんの推測によってもできる内容であるからとして秘密の暴露要件を否定したが、弁護団としては、この理由が即時抗告審でも維持されると確信できなかつたのである。

そのため、即時抗告審においても、引き続き、秘密の暴露部分についての主張を継続することとし、即時抗告審においても2通の書面を提出した。「あらかじめ知りえていた」事実であることをより分かりやすく強調するために、当時の捜査状況や関係者の人間関係等に一層重点をおいた詳細な書面となつた。

- (2) しかし、即時抗告審での三者協議の場で、3通目の秘密の暴露についての書面提出予定を裁判所に伝えたところ、裁判所から、秘密の暴露についての更なる書面の提出は不要とする発言がなされた。

そのため、以降、秘密の暴露についての書面は提出しなかつた。

- (3) 即時抗告審の決定

即時抗告審においても再審開始決定は維持されたが、その理由の中で秘密の暴露に触れた部分はなかつた。

即時抗告審において裁判所が秘密の暴露についてどういった判断をしたのかは知る由もないが、弁護団としては、粘り強く、秘密の暴露の要件に該当しないことを主張し続けたことが、再審請求審の秘密の暴露非該当という判断が即時抗告審においても維持される結果につながつたものと信じたい。

### 第3 即時抗告棄却決定全体

#### 1 はじめに

抗告審決定は、原決定と同じ結論に達し、検察官の即時抗告を棄却した。

しかし、原決定と比較すると、採用した新規証拠の範囲は大きく異なり、また総合評価の内容も異なつてゐる。

#### 2 抗告の趣意と決定の結論

検察官の抗告の趣意は、原決定は、殺人事件について、新規性のない証拠あるいは明白性のない証拠を新たに発見した無罪を言い渡すべき明らかな証拠として再審開始決定をしているのであるから、原決定を取り消した上、本件再審請求を棄却すべきであるとする。

抗告審は、原決定の説示するとおり、巻き付けた布切れに関する新証拠及び使用された凶器に関する新証拠は、宮田さんに無罪を言い渡すべき新規かつ明白な証拠ということができる、として原決定は相当で維持すべきである、とした。

#### 3 証拠構造

検察官は、自白以外に宮田さんが犯人であることを示す間接事実がある、すなわち本件は怨念による計画的な確定的な殺意によるものであり、宮田さんが着用していた

灰色ゴルフウェアには、ルミノール化学発光検査により血痕予備検査用陽性部が認められる、と主張した。

決定は、確定判決はそのような間接事実から宮田さんを犯人と認定したものではない、本件は怨念に基づく計画的犯行と断定できるようなものではなく、ゴルフウェアの血痕も被害者殺害との関連が認められるようなものではない、被害者殺害の犯人を示す証拠は、宮田さんの自白以外にはなかったということが出来る、とした。

#### 4 巻き付けた布切れに関する新証拠及び使用された凶器に関する新証拠による判断

##### (1) 使用された凶器に関する新証拠による判断

決定は、大野鑑定は合理的根拠をもって本件切出小刀と創傷8及び創傷14との間の矛盾を説明しているとし、検察官の①伸展接着創を測定していない、②神田教授は隣接の創にゾンデを挿入した可能性を否定しがたい、③被害者の姿勢の変化による相違、④犬の大腿部の刺突実験による押し下げ現象の影響、⑤皮膚の弾力性による伸張の主張をいずれも排斥した。さらに神田教授が「大約」として計測した創傷9つは大野教授は度外視しているところ、そのうち4つが本件切出小刀の形状と一致していない可能性があるとした。

##### (2) 巻付け布に関する新証拠

決定は、宮田さんが燃やしたと供述していたネル地のスポーツシャツ左袖部分の布片が残存したことになるから、宮田さんは巻き付けについて虚偽の供述をしたことになり、捜査段階において、本件切出小刀に巻いた布切れを取り違えて供述したとは考え難いことになる、とした。

##### (3) 使用された凶器に関する新証拠と巻付け布に関する新証拠に基づく宮田さんの自白の信用性

決定は、凶器の取り違えは考え難く、本件切出小刀は被害者殺害に使用されなかつたのではないかという合理的疑いが払拭できない。犯行の基調となる部分である使用した凶器に関する供述について、事実に反する合理的疑いが生じた上、「観念して本当のことをいう気になった」という、本件切出小刀に布切れを巻いたこと 자체が虚偽である可能性が表れてきた。確定判決の宮田さんを犯人とする理由の主要な部分が相当に疑わしくなったというほかはないとした。

つまり使用した凶器に関する供述に合理的疑いが生じたので、「観念して本当のことを言う気になった」という自白に疑問を呈しており、以下総合評価によって自白の理由について検討をしている。

#### 5 確定審で取り調べられた証拠による検討

決定は、巻付け布の自白の経過を検討し、宮田さんは、捜査官に迎合して、巻付け布供述をした可能性が否定出来ないとした。また皮底靴焼却の事実を検討し、宮田さんが、確定審において、毎日の長時間の取調べで混乱して皮底靴を焼却してしまった旨の供述は、あながち否定出来ないとした。またこのことに照らすと、宮田さんが犯

人ではないのに、それまでに事実関係を見聞したことから、ポリグラフ検査で反応したというのはあながち信用性を否定できないとした。さらに犯人ではないのに、ポリグラフ検査で特異反応が現れ、そのことを取調べで追及され、追い詰められ、被害者を殺害したことについて詳細な自白をするに至った可能性は十分にあるということができるとした。

決定は、こうしてみると、使用された凶器に関する新証拠と巻き付けられた布切れに関する新証拠によって、宮田さんが被害者殺害の犯人であることを示す唯一の証拠である宮田さんの捜査段階の自白全体の信用性が大きく揺らぐことになるということができる、原決定が、使用された凶器に関する新証拠と巻き付けられた布切れに関する新証拠によって、宮田さんが被害者殺害の犯人ではないという合理的な疑いが生じたとするのは相当であるとした。

すなわち、抗告審決定は、凶器に関する新証拠と巻付け布に関する新証拠から使用した凶器に関する供述について合理的疑いが生じたとし、さらに旧証拠を含め総合評価を行い、「観念して本当のことを言う気になった」のではなく、犯人ではないのに長時間の取調べで混乱し、ポリグラフ検査の特異反応を追及され、追い詰められ、殺害の自白をするに至った可能性が十分にあるとした。そして結論として、宮田さんが被害者殺害の犯人ではないという合理的疑いが生じたとしているものである。

## 6 原決定の判断手法についての検討

### (1) 証拠の新規性について

検察官は、原決定が新規性を認めた多数の証拠についてその新規性を争っている。抗告審決定は、凶器についての新証拠と巻付け布についての新証拠のみを判断の根拠にしている。大野鑑定については、新たな資料を加えて新たに鑑定したものであるから「鑑定資料が同一である」場合には該当しないと判断した。

### (2) 確定判決の心証形成に介入との点

抗告審決定は、確定判決は、宮田さんが自己の体験したところを素直に供述したと判断するが、新証拠によって、犯行の手段、方法につき客観的証拠に基づき不自然、不合理な点が現れ、巻付け布供述により宮田さんの捜査官への迎合の姿勢が看取され、そのことは取調べにより精神的に混乱して皮底靴焼却に繋がり、これらが、自白の直接的な契機となったポリグラフ検査において犯人ではないのに特異な反応を示した合理的な疑いに結び付く、このような連鎖により、新証拠による犯行の手段、方法が自白と整合しないことは、自白全体の信用性を否定し、宮田さんの確定審供述の信用性を肯定することにいきつく、とした。これは上記5の判断の繰り返しである。

その上で、抗告審決定は、原決定は、新証拠の存在を根拠にして、判決裁判所の心証形成に介入しているのであり、その判断手法は違法、不適切なものではない、としている。

## 7 抗告審決定の特徴と評価

### (1) 2段階の評価

抗告審決定は、巻き付けた布切れに関する新証拠（以下「巻付布新証拠」という。）及び使用された凶器に関する新証拠（以下「凶器新証拠」という。）により、確定判決の認定にどのような影響があるかを検討し、その次に総合評価を行っている（「5 確定審で取調べられた証拠に基づく検討」は巻付布新証拠及び凶器新証拠による評価も含んでいる。）。この新証拠のみの評価と引き続く総合評価という2段階の評価という意味では開始決定と同じ手法を探っているといえる。

### (2) 新証拠は巻付布新証拠と凶器新証拠のみであること

しかし、抗告審で対象とした新証拠は、巻付布新証拠及び凶器新証拠のみである。その余の新証拠は、次の総合評価でも一切出てこない。つまり抗告審決定は、証拠は巻付布新証拠と凶器新証拠のみで開始決定の結論を導き出せるとしているのである。この点が抗告審決定と開始決定との大きな相違である。

### (3) 新証拠の意義の「強化」

抗告審決定は、上記のように新証拠は巻付布新証拠と凶器新証拠のみで足りりしているが、その証拠の意義については、以下のように「強化」している。

開始決定は、凶器新証拠については、大野鑑定は創8と創14の二つが本件切出小刀の形状と矛盾すると指摘するにとどめている。抗告審決定は、さらに「大約」とされた創傷9つについても、そのうちの4つが本件切出小刀の形状と一致していない可能性があるということができる。そうすると、被害者の死体に残された創傷を神田教授が計測した結果は、本件切出小刀の形状と相當に矛盾しているといわざるを得ない」としている。開始決定と比較して新証拠の範囲を限定することになるので、凶器新証拠の意義を大きく評価したものとも取れるところである。

### (4) 総合評価で行ったこと

抗告審決定の「5 確定審で取り調べられた証拠に基づく検討」は、巻付布新証拠及び凶器新証拠も含んだ総合評価である。ここでは、専らなぜ虚偽自白がなされたのか、という分析がなされている。すなわち、捜査官への迎合、毎日の長時間の取調べによる混乱、犯人でもないのにポリグラフで特異反応が現れたこと、これによる取調べでの追及があげられ、被害者を殺害したことについての詳細な自白に至ったとしている。総合評価で問題にされ得る事項は開始決定をみるとなく多々考えられるところ、なぜ抗告審決定が、虚偽自白の理由なし自白経過に的を絞り、それで足りると考えたのか、必ずしも明らかではない。

### (5) 自白が具体的かつ詳細なこと

本件では追尾の状況など、自白が非常に具体的で詳細な点に特徴がある。このように具体的で詳細な自白がなぜ信用されないと判断されることになるのか、それなりの説明が必要なのであろう。

開始決定は、「在宅捜査段階の相当長時間にわたる追及的な取調べにより心理的圧力を受け続けていた宮田が、肉体的・精神的にかなり疲弊し、追い詰められた心境になつていただろうことは想像に難くない」（78頁）とし、宮田さんが、「取調官に迎合して供述したことなどと述べるが、…中略…そのような心情から自白供述が詳細化していくことが、不自然、不合理であつておよそあり得ないこととはいえない」（86頁）などの説明をしている。

抗告審裁判長は、審理の冒頭で、切出小刀と創傷との関係、巻付け布の出どころ、なぜこのような詳細な自白がなされたのか、の3点をポイントとして指摘した。やはりこの詳細な自白がなされた理由の究明が必要と考えたのであろう。

#### 第4 福岡高検、最高検に特別抗告をしないように求める申入れ

弁護人は、2017年11月30日、最高検に対し、特別抗告をしないように求める申し入れを行った。

申入書には、次の点を記載した。

「…中略…過去の多くの著名な再審請求事件で、再審開始決定が出た後に、検察官が不服申し立てをして即時抗告又は異議申立が棄却された場合、検察官は特別抗告を行っていない。

具定例を挙げると、財田川事件、松山事件、梅田事件、徳島ラジオ商殺し事件、島田事件、東京電力女子社員殺人事件、東住吉事件などがそうである。免田事件では、再審請求棄却決定に対して弁護人が即時抗告をして再審開始決定が出され、それに対して検察官は特別抗告を行っているが、検察官の不服申し立ては一度だけである。足利事件では再審請求棄却決定に対して弁護人が即時抗告をして再審開始決定が出され、検察官は特別抗告をしていない。

もはや、これ以上の期限の延期は許されない。検察官が、本日の決定に対して、特別抗告を行うことにより、再審開始の道をさらに引き延ばすことは、宮田さんやその家族に対して新たな人権侵害になると言つても過言ではない。

そのため弁護団は、最高検察庁に対し、これ以上再審開始を引き延ばすことなく、特別抗告を行わず、速やかに再審公判が開始されるよう求める次第である。」

弁護人は、最高検の担当の検察官と面談して、口頭でも上記の点を伝えたが、検察官は、これに反して特別抗告を申し立てた。

#### 第3節 特別抗告審

##### 第1 検察官の特別抗告申立理由

検察官は、2017年12月4日付けで特別抗告を申し立てた。

検察官による特別抗告の申立理由は、証拠の新規性に関する判例違反、明白性に関する

る判例違反、著しく正義に反する重大な事実誤認を理由とするものであった。

しかし大野鑑定について証拠の新規性がないという検察官の主張は、再審請求審及び即時抗告審で既に否定された主張であり、新たな理由を加えることもなく、従前の主張を繰り返しているだけであった。

次に検察官が明白性に関する判例違反と主張するその内容は、凶器や巻付け布に関する新証拠について、自白の信用性を弾劾する重大な証拠価値を認めた再審開始決定及び即時抗告審決定について、明白性の判断に誤りがあると主張するものであり、その実質は明白性の判断に関する事実誤認を主張するものに過ぎなかった。

そしてその理由として述べているところも、主として、再審請求審や即時抗告審で検察官が主張し、弁護人らが反論し、裁判所から否定された内容をただ繰り返しているだけであり、従前と異なる新しい内容を含むものではなかった。

## 第2 弁護人から反論の意見書を提出

弁護人らは、2018年2月27日付で意見書を提出し、証拠の新規性、証拠の明白性に関する検察官の主張の誤りを明らかにした。

## 第3 検察官から補充書の提出無し

弁護人らは、その後検察官から特別抗告申立理由を補充する書面が提出されるのではないかと考えていたが、検察官からは補充書が提出されることも、検察官の主張を裏付ける証拠が提出されることもなかった。

## 第4 最高裁が特別抗告申立を棄却

そして、最高裁は、2018年10月10日付で検察官の特別抗告申立を棄却した。

## 第5 検察官の特別抗告申立の不当性

検察官が、最高裁に特別抗告を申し立てたものの、その後何ら補充する主張、立証をしなかったことは、検察官において、特別抗告審で決定を覆すに必要な戦術、戦略が何もなく、ただ時間稼ぎのために特別抗告申立をしたことを強く示唆している。

最高裁で特別抗告申立が棄却された当時、宮田さんは85歳と高齢であり、重い病気を患っていた。したがって場合によっては、最高裁で決定が出るまでの間に宮田さんが病死する可能性があったことは否定できない。

そして、宮田さんが病死してしまうと、再審請求手続が遺族に承継される規定がなく、再審請求手続は終了してしまうというのが現行の刑訴法の判例である。

本件のように再審請求審で開始決定が出され、即時抗告審で開始決定が維持されているとしても、これらの手続きは終了し、遺族が再審請求を行おうとすればもう一度、新たに熊本地方裁判所に再審請求を申し立てなければならないのである。

検察官はこのような事態が起り得ることを知った上で、いわば時間稼ぎとして、特別抗告申立をしたものであり、このような申立ては、無実の者を救済する制度である再審請求手続の理念に真っ向から反するものであって、公益の代表者としての検察官の職責に反し、極めて不当である。

再審に関する法律を改正して、再審開始決定に対して検察官が不服申立できないようすべきこと、一旦、再審開始決定が出された後は、再審公判に攻防の場を移して決着させるべきこと、再審請求審において、有罪判決を受けた者や再審請求人が死亡した場合の承継の規定を設けるべきことを提案したい。

## 第3章 再審公判

### 第1節 事前打合せ

#### 第1 弁護人から裁判所への申入れ

再審開始決定が確定した後、2018年12月17日付けで弁護側から裁判所に再審公判手続についての意見書を提出した。その内容は、再審公判手続きが続審としての性格を有することから、公判手続の更新に準じて、職権で全部取り調べるべきである、検察官は再審公判で提出された新証拠を全て同意すべきである、検察官は再審公判で新たな有罪の主張立証を行うべきではないというものであった。

#### 第2 弁護人からの申入れに対する検察官の見解

再審公判に向けての第1回目の三者協議で、検察官は新たな有罪の主張、立証はしないと述べ、確定審で取り調べられた証拠及び再審請求審で提出されたすべての証拠を裁判所で取り調べた上で、その判断を求めるということを回答した。

#### 第3 事前打合せにおける裁判所の見解

##### 1 裁判所の見解

第1回目の協議で裁判所は次のように述べた。

「確定審での証拠及び再審請求審での新証拠を全て調べるとなると、証拠の分量からして判決言い渡しまで、かなりの時間を要する。本人の高齢化や体調など、報道関係から承っている範囲でいうと速やかに判決を出すことが必要であると考えているが、確定審の証拠や再審請求での新証拠の全てを調べると判決言い渡しまでかなりの時間を要することになる。また、現在の合議体の構成が3月で変わる可能性もあり、そうなると3月までに判決を出すことは実際は困難だし、さらに相当の時間が必要となる。検察官は有罪立証しないというのであるならば、確定審での本人の自白調書等乙号証は調べなくても良いのではないか。乙号証の証拠請求をして、弁護側が不同意

としたときに、刑訴法322条の証拠請求はしなくてもよいのではないか。検察官は、立証方法について検討してほしい。」

## 2 検察官の対応

その後、検察官は、第1回での協議での回答を変更せず、全ての証拠を取り調べるべきであると主張し、その旨の意見書を提出した。

## 3 弁護側の対応

弁護側は、検察官の対応は、裁判所の早期判決の要望を無視するもので遺憾と検察官を批判した。その上で1回で速やかに結審して、直ちに判決を出すことを要望した。

## 第4 これに対する弁護人の対応

- 1 裁判所は2回目の協議で銃刀法については続審、殺人については覆審で行いたいと思うがどうか、という打診があった。これに対して、弁護人、検察官双方が同意した。その上で、乙号証だけでなく、凶器に関する証拠についても証拠採用しない方向を示唆した。
- 2 本来覆審であれば、再審公判において確定審の審理と離れて新たな主張立証を行って、争うことも可能となるはずであるが、検察官が有罪立証のための新たな主張立証はしないという方針のため、結果的には覆審は確定判決の証拠とりわけ乙号証について裁判所が採用しない方向に傾いたものと思われる。

審理の促進が図られ、高齢化した宮田さんが生存中に無罪判決を本人に届けるというのが弁護人の共通の思いであったことから、変則的であるという感は否めないものの、裁判所の提案について弁護側も同意して審理の促進を図ることを優先させた。

また、裁判所は確定審の殺人の証拠で同意できる証拠と同意できない証拠を事前に整理するように訴訟指揮した。また、裁判所の訴訟指揮に従って、検察官は新たな証拠関係カードの作成を行うと答えた。

## 第5 これに対する検察官の対応

- 1 3回目の協議では、具体的に同意書証と不同意書証を選別した。弁護側では、乙号証に関しては、身上経歴以外はすべて不同意とすること、甲号証も凶器に関する証拠は不同意と回答した。また、新証拠は、検察官が新証拠を提出しない限り、弁護側でも新証拠は提出しないと回答した。
- 2 検察官は、確定審の全ての証拠を証拠請求し、不同意であれば、乙号証は刑訴法322条請求、甲号証は全て撤回することが予想できたので、そのための対応を弁護側で検討した。その結果、宮田さんの公判調書による自白調書は、任意性及び必要性なし、否認調書は必要性なし、捜査段階の調書は必要性なしと回答することを決定した。

## 第6 事前打合せにおいて合意した内容

以上3回の協議を経て、再審公判は速やかに行い、弁護側としても1回の公判で再審公判を終了させるという方針で臨むことにした。

## 第2節 再審公判と無罪判決

### 第1 再審公判

#### 1 再審公判の経緯

(1) 再審開始に至る長い年月を経て、2019年2月8日、ついに再審公判第1回期日を迎えることとなった。宮田さんが熊本地裁で有罪判決を受けてから、実に34年ぶりのことである。

この日、弁護団は午前中に再審公判に向けた最終打合せを行い、熊本地裁正門前の門前集会を経て、再審公判へ臨んだ。門前集会には多数の支援者が詰めかけ、宮田さんに代わって補佐人（刑訴法42条）として出頭する成年後見人の衛藤二男弁護士、弁護団共同代表の齊藤誠弁護士、主任弁護人の三角恒弁護士が、再審公判に向けた意気込みを語った。

(2) 13時30分、熊本地裁101号法廷において、溝國禎久裁判長が開廷を宣言し、再審公判の審理が開始された。まず、冒頭において、病床にある宮田さんが「心神喪失の状態に陥りその回復の見込みがない」ため、宮田さんの出頭はないまま審理を行うこと（刑訴法451条2項2号、3項）、宮田さんの補佐人として成年後見人である衛藤二男弁護士が出頭していることが確認された。続いて、検察官が1985年2月10日付け起訴状（殺人罪の公訴事実）及び同年3月30日付け起訴状（銃刀法違反及び火薬類取締法違反の公訴事実、以下「銃刀法違反等の公訴事実」という。）を朗読し、裁判所により、銃刀法違反等の公訴事実について、公判手続の更新に準じて確定第一審の主張立証を引き継ぐことが確認された。再審公判においては、再審開始事由が認められた殺人罪についての公訴事実と併合罪の関係にある銃刀法違反等の公訴事実も審理の対象となるところ、殺人罪の公訴事実については、覆審的運用により確定第一審の証拠を引き継がずに改めて再審公判において証拠調べ請求及びそれを受けの証拠決定を行い、銃刀法違反等の公訴事実については、続審的運用により公判手続の更新に準じて確定第一審の証拠を引き継ぐことが、事前の進行協議において確認されている。

上記の取扱いにより、再審公判においては殺人罪の公訴事実が実質的な審理対象となるところ、殺人罪についての罪状認否において、主任弁護人の三角恒弁護士が、被告人は無罪であるとの意見を述べた。

(3) 証拠調べ手続に入り、検察官は、まず冒頭陳述において、殺人罪の公訴事実につき、被告人が有罪である旨の新たな主張・立証は行わないこととし、確定審で取調べ

べ済みの証拠及び再審請求手続で提出された証拠に基づき、裁判所において、適切な判断を求めるべく述べ、これらの全ての証拠の取調べを請求した。これに対し、弁護人は、死体検査書等、本件殺人事件が発生したという客観的事実（事件性）に関する書証についてのみ同意し、その余の書証については不同意、証拠物（凶器とされた切出小刀）については異議がある旨の証拠意見を述べた。

検察官は、不同意とされた乙号証について、捜査段階における被告人供述調書については刑訴法322条1項本文、公判廷における被告人供述調書については刑訴法322条2項に基づき、改めて証拠調べを求めたが、これに対して、弁護人は、捜査段階における被告人供述調書については必要性及び任意性なし、公判廷における被告人供述調書については必要性なしとの意見を述べた。これを受けて、裁判所は、「確定審及び再審請求審の経緯を踏まえると必要性なし」として、不同意とされた書証及び異議の出された証拠物（凶器とされた切出小刀）の証拠調べ請求をすべて却下した。この裁判所の証拠決定に対し、検察官は、必要性のある証拠の取調べ請求を却下しており法令違反であるとの異議を述べたが、弁護人は異議に理由はないとの意見を述べ、裁判所も検察官の異議に理由なしとして、異議を棄却した。これによって、再審公判において採用された証拠において、殺人罪の公訴事実と宮田さんを結び付ける証拠は何一つないこととなつた。

こうした証拠決定を経て、採用された証拠について検察官が要旨の告知を行い、証拠調べ手続は終了した。

(4) 検察官は、論告求刑において、再審請求審の経過や本件での証拠構造を踏まえ、「殺人の公訴事実につき、被告人が有罪である旨の新たな主張・立証は行わないこととし、裁判所に対し、取調べ済みの証拠に基づき、適切な判断を求める。」との意見を述べた。

弁護人は、最終弁論において、まず冒頭において、再審請求から再審公判に至るまでの経緯を明らかにした。その後、殺人事件について、宮田さんが被害者殺害の犯人であることを示す唯一の証拠である宮田さんの自白及び凶器とされた切出小刀を証拠とすることがすべて退けられ、その結果、公判廷で取り調べられた証拠の中に、殺人事件の犯人と宮田さんとを結び付ける証拠は何一つ存在しないことを述べ、裁判所に対し、殺人罪の公訴事実について、速やかな無罪判決を求めた。また、銃刀法違反等の公訴事実については、本件における諸情状を述べ、執行猶予付きの判決を求めた。そして最後に、宮田さんの有罪判決が確定してから再審公判に至るまでの長い歩みと宮田さんの苦難の人生を述べ、宮田さんが生きているうちに宮田さんに無罪が認められたことを伝えるため、一刻も早く無罪判決が言い渡されることを求めて、最終弁論を締めくくった。

以上の経過を経て、再審公判における審理は結審し、2019年3月28日10時からの第2回公判期日において、判決が言い渡されることとなつた。

## 2 再審公判の評価

(1) ここまで述べたとおり、松橋事件の再審公判は極めて異例の経過をたどった。弁護団は再審公判前の三者協議に臨むに当たって、当初、検察官が確定審及び再審請求審で提出した全ての証拠の取調べを請求してくることを想定し、弁護団もこれを受けて、再審請求審で弁護団が提出した全ての証拠の取調べを請求することを予定していた。しかしながら、三者協議の冒頭において裁判所から検察官と弁護団へ提案されたのが、再審公判の「覆審的運用」であった。

(2) 松橋事件の確定判決の証拠構造において、宮田さんと殺人事件の犯人を結び付ける直接証拠は宮田さんの自白しかなく、宮田さんの自白の任意性・信用性が松橋事件の最大の争点である。そして、再審請求審において宮田さんの自白の信用性が否定され、この判断は即時抗告審及び特別抗告審においても維持され、再審開始が確定した。そして、再審公判においても、引き続き宮田さんの自白の任意性・信用性が最大の争点になると考えられていた。

しかしながら、検察官・弁護側双方が、自白の任意性・信用性に関する膨大な証拠を提出するとなれば、裁判所がそれらの証拠を踏まえて判断を下すためには必然的にかなりの時間が必要となる。その一方で、宮田さんは既に85歳（当時）の高齢であり、健康状態は小康を保っているものの、予断を許さない状況であった。こうした状況において、「再審開始が確定するまでの経緯を踏まえ、可及的速やかに再審公判を結審し判決を出したい。そのためには覆審的運用を採った上で、再審公判において取り調べる証拠を思い切って絞る必要がある。」という裁判所の提案は、宮田さんの命あるうちに、1日でも早く再審無罪を勝ち取り、宮田さんの雪冤を果たしたいという弁護団の最大の目標とも一致した。

(3) もっとも、「覆審的運用」によるだけでは取り調べる証拠を絞ることにはならない。松橋事件の再審公判において、裁判所は、「覆審的運用」を前提とした上で、再審開始が確定するまでの経緯を踏まえ、宮田さんの自白や凶器とされた切出小刀について、取調べの必要性がないという理由で証拠採用しなかった。このように宮田さんの自白に関する膨大な証拠を排除して初めて取り調べる証拠が大幅に絞り込まれ、早期に判決を出すことも可能になるが、「覆審的運用」であることと宮田さんの自白の証拠調べの必要性判断は、理論的には直結しない。

裁判所は、再審無罪判決において、宮田さんの自白についての証拠調べの必要性判断に関し、再審請求審で自白の信用性が弾劾されたことを考慮要素として挙げているところ、本来再審公判とは別個の手続である再審請求審での審理経過を再審公判における証拠調べの必要性判断において考慮することの理論的整合性が問題となり得る。裁判所は、再審公判における宮田さんの自白に関する証拠調べの必要性判断の考慮要素として、再審請求審で自白の信用性が弾劾されたことのほか、検察官が再審公判において新たな有罪立証を行わないことを宣言したことや、確定判決か

ら非常に長い年月が経過しており、宮田さんの年齢や体調を考慮すると、再審公判での迅速な審理及び判決が求められていること等を挙げ、結論として宮田さんの自白に関する証拠調べの必要性を否定した。しかしながら、確定審で取り調べられた自白及び再審請求審において提出された自白に関する新証拠を再審公判において採用することなく、再審請求審で自白の信用性が弾劾されたことを再審公判での証拠調べの必要性において考慮した裁判所の判断には、上述の他の考慮要素を加えたとしても、なお異論もあり得るところであろう。

- (4) 現に、検察官は、再審公判において、宮田さんの自白や切出小刀の取調べを必要性なしとした裁判所の証拠決定について異議を述べ、上訴の可能性を残した。結果的に、検察官は再審無罪判決の当日に上訴権を放棄し、宮田さんの再審無罪が確定したが、もし検察官が控訴して争った場合、控訴審において、証拠の採否につきどのような判断がなされたかは分からぬ。

その一方で、再審請求審において検察官・弁護側双方の主張立証によって実質的な審理が尽くされ、検察官の即時抗告及び特別抗告による徹底抗戦を経てもなお、宮田さんの自白の信用性を否定して再審を開始する判断が維持されたという再審開始確定に至るまでの経緯の重みは、再審公判にも反映されるべきである。白鳥・財田川決定によって、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が再審請求手続においても適用されるべきことが明らかにされたが、この画期的判断は、再審請求審において実質的に再審公判における実体審理にも比肩し得る主張立証が行われることにもつながり、「再審請求審の再審公判化」ともいるべき現象が生じている。こうした再審請求審における経過が再審公判における審理に何ら反映されないとすれば、再審公判における審理はいわば屋上屋を架すものになりかねず、再審請求手続における検察官上訴が常態化している現状も踏まえると、再審請求人は、再審無罪を勝ち取るまでに大きな負担を強いられることになる。

松橋事件においても、熊本地裁への再審請求から再審開始決定までに4年以上の期間を要し、熊本地裁で再審開始決定が出されてからも、検察官の徹底抗戦による即時抗告審及び特別抗告審を経て、再審開始が確定するまでに2年以上の期間が経過している。その間において、宮田さんの体調が悪化して回復が危ぶまれたこともあり、その後幸いにも回復して小康を得たものの、依然として予断を許さない状況が続いていた。宮田さんが命あるうちに雪冤を果たすためには、再審公判を1回で結審した上で、1日でも早く再審無罪判決を得る必要があったのである。

- (5) 事前協議において裁判所の提案を受け、極めて異例ともいえる再審公判の進め方を受け入れるか否かについては、弁護団の中でも議論があった。しかし、宮田さんの利益に最もかなうものは何かという観点から、弁護団は最終的に裁判所の提案を受け入れ、再審公判は上述の経過をたどった。

このように、松橋事件における再審公判の在り方は、宮田さんの状況や本件にお

ける再審開始確定に至るまでの経緯を踏まえた上で裁判所及び弁護団の決断であり、あくまでも個別の事例判断であって、直ちに一般化出来るものではない。しかしながら、本件の再審公判が、確定審、再審請求審と再審公判との関係について、今後の運用を考える上で大きな一石を投じたものであることは間違いないと言える。

## 第2 無罪判決

### 1 無罪判決主文について

2019年3月28日午前10時に熊本地方裁判所において判決が言い渡された。

同判決の主文は、以下のとおりである。

本件公訴事実中殺人の点については、被告人は無罪。

1986年12月22日熊本地方裁判所が言い渡した判決の判示第二の罪につき、被告人を懲役1年に処する。

原審における未決勾留日数中その刑期に満つるまでの分をその刑に参入する。

熊本地方検察庁で保管中のけん銃1丁（昭和60年領第217号符号5）及び熊本銃砲火薬株式会社で保管中のけん銃実包5発（同号符号6の2ないし4並びに符号7の3及び4）を没収する。

### 2 判決理由中の判断について

そして、同判決の理由中の判断として、熊本地方裁判所は、判決書4頁「(3) 当裁判所の判断」以下において、

「本件再審公判で取り調べた証拠によれば、被害者は、昭和60年1月6日頃、熊本県下益城郡松橋町所在の同人方において、左総頸動脈の切損により失血死しており、その顔面、頸部等に認められた複数箇所の創傷状況から、被害者は、何者かによって刃物様の凶器を使用して殺害されたものと認められる。」とした上で、

「しかし、被告人が被害者殺害の犯人であることを示す証拠はなく、被告人が被害者を殺害したとは認められない。」と判示した。

### 3 被告人の自白の却下について

これに続けて、熊本地方裁判所は、なお書きとして以下のことを述べている。

「なお、検察官は、被告人の自白を含めて、確定審で取調べ済みの証拠及び再審請求審で提出された証拠のうち、検察官が請求した証拠を中心として数多くの証拠を本件再審公判でも証拠請求した。しかし、本件再審公判における検察官請求証拠のうち、被告人の自白については、再審請求審における数年にわたる審理の中で、確定審が認めた自白の任意性、信用性の弾劾を目的とする詳細な弁護人の主張を踏まえ、前記大野の証人尋問を含む多くの事実取調べの結果、自白の重要な部分に客観的事実との矛盾があるとの疑義が生じたことなどから、その信用性が否定されたのである。そして、本件再審公判に際し、検察官は、被告人の自白を含む確定審及び再審請求審において取り調べられた多くの証拠を請求する一方で、再審請求審における裁判所の上記判断

が確定したことや、その手続における一連の経緯、本件の証拠構造等を踏まえ、本件につき被告人が有罪である旨の新たな主張・立証は行わない旨を宣言したのである(なお、検察官は、確定審で取調べ済みの証拠及び再審請求審で提出された証拠に基づいて、適切な判断を求めるにしながら、再審請求審で提出された証拠の中でも最も重要性の高い証拠の一つである、犯行に使用した後で燃やしたとされる前記布きれなどは請求していない。)。」と続けて、

「すでに述べた本件再審公判に至った経緯等を十分に念頭に置くなら、仮に、被告人の自白を、他の確定審で取調べ済みの証拠及び再審請求審で提出された証拠等と共に採用し、相当の時間を掛けて改めてその信用性を検討したとしても、検察官による新たな立証がされない以上、客観的事実と矛盾する疑いがあることを根拠とする再審請求審の判断と異なる結論に至ることは想定し得ない。しかも、弁護人は、確定判決宣告から約30年という月日が経過しており、被告人の年齢や体調などを考慮して、本件再審公判の迅速な審理及び判決を求めている。このような再審開始までの経緯や再審請求審の判断、本件再審公判の進行に関する当事者の意見に加え、確定判決から非常に長い年月が経過していることなどを踏まえると、被告人の自白を、本件再審公判で採用し、その信用性について改めて検討を加える必要性があるとは考えられず、可能な限り速やかに判決を言い渡すことが最も適当である。このように考えて、検察官が請求した証拠のうち、被告人の自白などを却下した。」

として、宮田さんの自白を却下した理由について述べている。そして、

「よって、本件公訴事実については、犯罪の証明がないから、刑訴法336条により、被告人に無罪を言い渡すこととする。」と結論付ける。

本人の体調など諸般の事情を考慮した結果、長期の審理を避けるべく宮田さんの自白を却下する扱いとなつたため、宮田さんの自白聴取に至る過程、特に宮田さんの自白からは存在しないはずの巻付け布の存在を隠して、その事実とは異なる内容の自白を維持し続けた検察官の行為が違法か否かについて、判決理由では明確な判示はなされなかつた。

#### 4 銃刀法等違反の件について

別件の公訴事実である銃刀法等違反の件については、熊本地方裁判所は、判決書5頁の「第2 別件の公訴事実について」の項目において、以下のことを述べている。

「本件再審公判の審理対象は、併合罪の関係にある本件及び別件の公訴事実であるが、実質的な審判の対象となるのは再審開始事由があるとされた本件の公訴事実についてのみであり、その余は形式的に審判の対象となつてゐるに過ぎない。」とした上で、「そこで、別件の公訴事実について、確定判決が認定した事実を前提として、その宣告当時の法令を適用し、当時認められた諸般の量刑事情（所持に至る経緯等からして、本件けん銃や実包が真正品と同等の性能を備えているとはいえず、組織的背景等もうかがえないとはいえ、被告人は、自宅にあったけん銃を修理し、実包を自作して、人

の生命や身体、社会生活の平穏を害する危険性がある状況を、安易かつ能動的に作出了した上、これらを相当期間自宅で隠匿保管していたこと、見るべき前科がないことなど)を基礎として、当時であればどのような量刑がされたのかを想定して刑を定めた。」と銃刀法等違反につき懲役1年の実刑とした理由を述べた。

### 第3節 無罪判決を受けて

#### 第1 宮田さんへの報告

##### 1 再審の申立てと宮田さん

再審の準備が整い、2011年8月18日に、日弁連の再審支援決定を得て、再審申立の段階で、2011年の終わり頃(12月11日)、宮田さんに会った。ところが、宮田さんは裁判も刑務所にいたことも全て覚えていなかった。

そこで、2012年1月11日に宮田さんについての成年後見の申立てを行ったのである。

##### 2 再審開始決定と宮田さん

20回に及ぶ三者協議及び大野教授についての証人尋問を行った結果、2016年6月30日、再審開始決定を得ることができた。この日の記者会見に宮田さんが臨み、「齊藤弁護士です」との声をかけた後、「再審が認められました。」と言った言葉に宮田さんが反応し、こちらを見て涙を浮かべた。このときに宮田さんに再審開始の報告を伝えることができたのかなと思っている。

##### 3 再審公判の無罪判決と宮田さん

再審公判は、宮田さん自身の健康に裁判官が配慮し、判決を早期に出すことを優先し、弁護人もそれに従った結果、1回で結審し、2019年3月28日に判決宣告期日が開かれた。判決は「無罪」と宣告された。同日、申入れを受けていた検察官が上訴権放棄に応じたとの連絡を受け、弁護側も上訴権を放棄し、即日この無罪判決は確定した。

そこで宮田さんがいる施設を訪問した。宮田さんに何度も「齊藤弁護士です」と呼びかけているうちに宮田さんが少し反応を示したので「無罪となった」と報告を伝えたところ、宮田さんは嬉しそうにしたのである。そこで、宮田さんが長い間待ち望んでいた「無罪」を伝えることができたと思っているところである。

#### 第2 検察官による上訴権放棄

##### 1 熊本地検への申入れ

宮田さんに悲願の無罪判決が言い渡された直後、弁護団は、熊本地検へ上訴権放棄の申入れに向かった。

熊本地検では、担当検察官が対応するのではなく、事務官が対応に当たった。弁護

団は、申入書を渡す際、宮田さんの健康状態もあり、早急に上訴権放棄をするよう、重ねて申し入れた。熊本地検からは、確たる回答もなかった。弁護団は、その姿勢から、熊本地検が上訴権放棄をしないのではないかという、不安すら抱かざるを得なかった。

ところが、それは杞憂に終わった。熊本地検は、判決が言い渡されるや、数時間も経過しないうちに、上訴権放棄する旨を熊本地裁へ申し立てたのである。午後1時過ぎにそれを聞いて、安堵の気持ちが広がったのを覚えている。

熊本地検は、再審公判において新たに有罪立証することはしないとしていたことから、上訴までする可能性は低いと弁護団では考えていた。他方、熊本地検は、宮田さんの自白調書など確定審での証拠全てを、再審公判で証拠調べをするよう求めていたことから、上訴権放棄をせず、自然確定させる可能性も懸念していた。そのような経緯からすれば、熊本地検が速やかに上訴権放棄をしたことは、驚きでもあった。上訴権放棄の速さからして、熊本地検は、判決言い渡し後即座に上訴権を放棄するとの方針を事前に決めていたと推測される。

## 2 弁護団の上訴権放棄

### (1) 銃刀法等違反の実刑判決について

宮田さんは、殺人罪では無罪となったものの、当時起訴されていた銃刀法等違反（拳銃の不法所持等）では、再審公判において、懲役1年の実刑判決が言い渡されていた。

しかし、当該拳銃は、宮田さんが、自宅の解体中、屋根裏から偶然見つけた物だった。見つけた当初は、銃把が壊れ、鎗などが付着し、全く使用できなかった。その後、宮田さんが暇つぶしと好奇心から修理した後、一応は、銃弾が発射できるようになった。しかし、弾丸が直線で飛ぶ距離はせいぜい10mほどであるなど、著しく性能が劣っていた。このことからしても、宮田さんに一部でも有罪判決、しかも実刑判決が言い渡されたままになるのは耐えがたいのも事実であった。しかし、再審開始決定がなされたのは、殺人事件のみであること、銃刀法等違反については刑期に満つるまで、未決勾留日数を参入する旨の判断がされており、再度服役しないことが明らかだったこと（逮捕から、最高裁で有罪判決が確定するまでの間、未決勾留日数は約5年にわたる。）、他方、弁護団が上訴した場合、殺人罪の無罪の確定が先延ばしになることになることや、宮田さんの健康状態を考えれば、一刻も早く無罪判決を確定させることが、最も重要であるという事情があった。

このような次第もあって、弁護団としては、苦渋の決断であったが、銃刀法等違反が実刑判決の場合も、熊本地検が上訴権を放棄次第、即座に上訴権を放棄することを事前に決めていた。

### (2) 成年後見人が上訴権放棄することの可否について

熊本地検の上訴権放棄を確認した後、同日午後には、弁護団も上訴権を放棄する

旨、熊本地裁に申し立てことになった。上訴権放棄に際しては、主任弁護人の三角恒弁護士と成年後見人の衛藤二男弁護士の連名で、上訴権放棄を申し立てることにした。

ところが、弁護団からも上訴権放棄すべく、熊本地裁に連絡したところ、思わぬ問題が生じた。熊本地裁から、宮田さん本人の意思確認が必要ではないか（刑訴法353条、360条は、法定代理人による上訴権放棄について、書面による被告人の同意が必要であると定めている。）、このまま上訴権放棄を申し立てても、受け付けられない可能性がある、との指摘があったのである。

熊本地裁からの指摘はあったものの、弁護団としては、やはり宮田さんの健康状態などを考えると、上訴権放棄の申立てはすべきである、ということになり、同日、上訴権放棄の申立てをした。

提出後、ほどなく、熊本地裁から、弁護団が提出した上訴権放棄の申立書を受理した旨の連絡があった。

これにより松橋事件は、2019年3月28日に言い渡された判決が同日中に確定することになり、宮田さんの無罪が確定した。1985年1月20日に殺人罪で逮捕されてから35年目にして、やっとえん罪が晴らされるに至った。

### 第3 刑事補償、費用補償

#### 1 再審請求事件と再審裁判

(1) 宮田さんの成年後見人は、2012年3月12日、再審請求弁護団の長期間に渡る周到かつ緻密な事前準備を経て、熊本地裁に対し、再審請求の申立てをした（同裁判所平成24年（た）第3号）。

この再審請求事件は、2016年6月30日の熊本地裁の再審開始決定、検察官からの即時抗告の申立てに対する2017年11月29日の福岡高裁の即時抗告棄却決定（同裁判所平成29年（く）第119号）、更に検察官からの最高裁への特別抗告申立に対する2018年10月10日の棄却決定（同年（し）第718号）を経て、熊本地裁の再審開始決定が確定した。

再審請求申立てから再審開始決定の確定までに要した期間は、実に6年半に及んでいた。

(2) 熊本地裁の再審開始決定が確定したことにより、2019年2月8日、同裁判所において、再審裁判の第1回公判手続が開始され、同日結審し、同年3月28日、宮田さんに対する殺人被告事件について無罪判決が下された。そして、即日、検察官及び弁護人双方から上訴権放棄がされ、宮田さんに対する殺人被告事件は無罪判決の確定により終結した。

#### 2 刑事補償請求

(1) 宮田さんの身柄拘束期間

① 宮田さんは、殺人罪により 1985 年 2 月 10 日に熊本地裁へ起訴され、同年 3 月 30 日に銃砲刀剣類所持等取締法違反及び火薬類取締法違反の罪により追起訴されたが、殺人罪によって逮捕されたのは同年 1 月 20 日である。宮田さんは、同日以後、原判決、控訴審判決及び上告審判決を経て懲役 13 年の刑が確定してその刑に服し、1999 年 3 月 26 日に仮出所した。

その結果、宮田さんが逮捕されてから仮出所するまでの日数は合計で 5179 日に及んでいた。

② その後、再審請求の申立て、再審開始決定を経て、再審裁判により 2019 年 3 月 28 日、宮田さんに対し、殺人罪について無罪、併合罪として起訴されていた銃砲刀剣類所持等取締法違反及び火薬類取締法違反各被告事件については懲役 1 年、原審における未決勾留日数中その刑期に満つるまでの分をその刑に算入するとの判決が言い渡され、この判決が確定した。

③ 以上の結果、宮田さんに対する刑事補償の対象となるべき身柄拘束期間は、1985 年 1 月 20 日の逮捕からその後の勾留期間を経て原判決の懲役 13 年の刑で服役し、1999 年 3 月 26 日に仮出所した日までの合計 5179 日から懲役 1 年に相当する日数 365 日を控除した 4814 日（実際は仮出所した日の前日までの拘束期間で 4813 日）となる。

#### (2) 刑事補償請求の申立て

成年後見人は、以上の事実を踏まえて、2020 年 5 月 7 日、熊本地裁に対し、刑事補償法 1 条 1 項及び 2 項に基づき、宮田さんに対する刑事補償請求の申立てをした（同裁判所令和元年（そ）第 1 号）。請求した補償金額は、身柄拘束期間の 1 日当たり最高額である 1 万 2500 円として 4814 日を乗じた 6017 万 5000 円であった。

この申立てに対し、2019 年 9 月 13 日、熊本地裁は、宮田さんに対して 6016 万 2500 円を交付するとの決定をした。なお、請求額との差額 1 万 2500 円は、身柄拘束日数の 1 日分の計算違いによるものである。

#### (3) 刑事補償金の払渡し請求と受領

成年後見人は、2020 年 9 月 20 日、上記補償決定に基づき、熊本地裁支出官に対して刑事補償金 6016 万 2500 円の払渡請求手続をした。

そして、同年 11 月 8 日、前記刑事補償金が財務省会計センター会計管理部長から熊本地裁を通じて成年後見人名義の通帳へ振り込まれた。

#### (4) なお、成年後見人は、補償決定が確定したことにより、刑事補償法 24 条に基づき、裁判所に対して補償決定公示の申立てをした。

### 3 無罪費用補償請求

#### (1) 無罪費用補償請求の申立て

成年後見人は、前記 1 の経緯を経て宮田さんが再審裁判において殺人事件につい

て無罪判決が確定したので、熊本地裁に対し、2019年7月1日、刑訴法188条の2第1項に基づき、この無罪判決の裁判に要した費用につき相当額の補償を求める旨の無罪費用補償請求の申立てをした（同裁判所令和元年（な）第2号）。

この申立てに対し、2020年4月6日、熊本地裁は、宮田さんに対し1222万1938円を交付する旨を決定した。補償の内訳は、前記決定書添付の別紙1「補償すべき費用額」によれば、以下のとおりである。

「第1 請求人（被告人であった者）に対する旅費及び日当

1 確定審

- (1) 旅費 0円
- (2) 日当 5万7257円

2 再審（再審開始決定後の打合せ期日を含む。）

- (1) 旅費 5256円（成年後見人の出頭を請求人の出頭とみなす。）
- (2) 日当 2万3700円（同上）

第2 弁護人であった者に対する旅費、日当、宿泊料及び報酬

1 確定審 0円

2 再審（再審開始決定後の打合せ期日を含む。）

- (1) 日当 34万5250円
- (2) 旅費 140万5329円
- (3) 宿泊料 8万5800円
- (4) 報酬 1029万9328円

第3 合計

1222万1938円 」

(2) 無罪費用補償金の払渡し請求と受領

成年後見人は、2020年4月14日、前記費用補償決定に基づき、熊本地方裁判所支出官に対し、費用補償金1222万1938円の払渡し請求手続をした。そして、同年5月15日、前記費用補償金が財務省会計センター会計管理部長から熊本地裁を通じて成年後見人名義の通帳へ振り込まれた。

## 第4章 弁護団活動等を外側からみて

本章では松橋事件に協力いただいた方の寄稿を掲載する。

### 第1 松橋事件と私（日本医科大学名誉教授（法医学）大野 曜吉）

松橋事件は1985年に熊本県松橋町（当時）で発生した刺殺事件で、被害者の将棋仲間である宮田さんが警察の執拗な聴取に負けて犯行を自供、裁判で一転無罪を主張するも、懲役13年の刑が最高裁で確定、出所後の2012年熊本地裁に再審請求したものである。

再審を支援する弁護団の方々（恐らく齊藤誠・野嶋真人弁護士ではなかったか）が最初に日本医大法医学教室に来られたのはいつのことだったろう。記憶が曖昧であるが、Wikipediaによると1993年となっているから、1992年5月に日本医大的教授となって間もなくのことだったらしい。

その後、確かなのは1997年9月、熊本地検に赴き、証拠物である被害者の着衣の傷の詳細な検査を行ったことである。その検査手控え（1998年1月8日付け）が当時使っていたPCであるX68030のHDD内にあり、現在はそこからデータを今のPCにコピーして保存してある。そして1998年1月8日付けのファイルは「検査結果報告書」とのタイトルとなっており、内容的にはほぼ最終版がこの頃までに完成していた。これをなぜ、そのまま出さなかつたかについて、これまた現在となつては判然としないところもあるが、弁護団で検討したところ、特に押し下げ現象（後述）や創のでき方についての考え方、検察側から予想される反論を踏まえた議論があり、さらに鑑定書の記載内容について検討し、正確性を期す必要があつたのである。

PC内にはそれらの議論を踏まえながら、更にその過程の中で以下のようないくつかの試みを行つた記録が残つてゐる。

まず、控訴審（1987～1988）での牧角三郎九州大学名誉教授の鑑定の根拠となつた「押し下げ現象」についての検討である。牧角名誉教授は九州大学教授当時、高速度フィルム撮影でこの現象を記録し、学会で発表していた。1999年1月時点では既に創8と創14が成傷器とされる切出小刀と合わない（先端から創洞の深さのところの刃幅が実際の創の長さより長い、しかも着衣の創も皮膚と同じ長さであった）ことが判明したが、控訴審でも成傷器が合わないことは争点となつていて、その理由として「押し下げ現象」が根拠となつてゐた。すなわち、刺入時に皮膚が刃先で押し下げられ、皮膚が切れた直後、皮膚がまだ陥凹した状態であるときに素早く引き抜くと凶器の形状より細長い創洞が形成され得る、というものである。これによると理論的にはどんな刃器でも刺創と矛盾しないということになる。そこで2001年1月末、この押し下げ現象を確認するため、そしてどの程度なら現実に起り得るのか、ブタを用いての刺創形成実験を行うこととなつた。

実験用の仔ブタを獣医師により麻酔の上安樂死させ、直後に臀部に凶器とされる切出小刀と同様のものを刺入、高速度ビデオで撮影しその挙動と皮膚面の動きを専門の業者により解析する、というかなり大掛かりなものである。押し下げ現象は起こらない、という結果を期待しなかつたわけではないが、起こるにしてもどの程度のものなのか、また、先端で押し下げられた皮膚が戻つてくる前に素早く引き抜くようなことは実際に可能なのか、その感触というか感覚をつかみたかったのも目的の一つであった。実際に數か所を刺入したところ、素早く引き抜くことをある程度意識していれば、皮膚面が元に戻る前に引き抜くことは可能であった。そしてブタの臀部の皮下はかなり厚い脂肪・筋肉層なので、皮膚は刃が刺入される前に刃尖により相当程度陥凹することがVTRで確

認できた。

ただ、これはあくまでブタの臀部での結果であり、問題となっている成人男性の頸部とはその皮下の構造が大きく異なる。凶器が引き抜かれた時点で最低でも1.5cm以上皮膚が陥凹していなければならず、先端の鋭利な凶器では不可能であろうことは容易に想像がつく。

創8を例にとると、刺入創の長さは1.5cm、創洞の深さは4.7cmで、凶器とされる切り出し小刀の先端から4.7cmのところの刃幅は2.1cmであり、刃幅1.5cmのところは先端から3.2cmのところである。したがって、少なくとも1.5cm（4.7cm - 3.2cm）は陥凹していなければならない。ということは先端が皮膚に刺入される直前にはそれよりさらに深く押し下げられていなければならないことになるのだ。

また2003年5月、神田鑑定の測定の正確さを証明するため、教室員の和田健太朗医師の左側頸部の皮膚上に被害者の検視・解剖時の創傷の写真をプロジェクターで投影して皮膚上に立体的に傷を再現し、それを測定する、今でいうプロジェクション・マッピングのようなことを試みたことがある。こうすると傷が写真に対して正対していないとも傷の長さなどを直接測定できるのである。これは私が考案した方法だが、光学の専門家にもプロジェクターの投影方法などで協力をいただいた。

また、同君にはさらに2003年10月、頭頸部のCTの撮影のモデルとなつてもらった。CT上で実際の創洞の深さの再現を期待したのであるが、CT上での3次元計測は当時所有のPCのパワー不足から思い通りにならず、残念ながらCTを用いての被害者の創の深さの正確さの証明は断念せざるを得なかつた。このあたりはやや場当たり的なものであったが、CTの被爆危険性を考えれば和田君には感謝するしかない。

やはりこの頃のことだと思われるが、齊藤弁護士が美術専門家に依頼して粘土でほぼ同大の胸像を作成、凶器とされた切り出し小刀を多数用意して刺入方向を検討したのである。これには当時大学院生の早川秀幸君（現在筑波剖検センター長）が協力してくれたが、のちに重要な意味を持つてることになった。神田鑑定書控えの記載どおりに小刀を創洞の方向に従って刺入すると、ほとんどが体内に刺入されるのだが、中にどうしても皮膚から中に行かないものがあったのである。創6は後頸部左側の創であるが、創洞の方向が「後下やや外方」と記され、皮膚から出てしまうのである。となると、この鑑定書控え全体の創洞の方向を見直さなければならなくなる。創の長さや位置などはいわゆるアナトミカル・ポジションに従って、被害者の右が右、頭方向が上、背中方向が後として記載され、写真ともよく一致しているにもかかわらず、である。この矛盾は鑑定書を完成させる上で、解決しておかなければならぬ重大問題となつた。なぜなら、神田鑑定書控えの全体の信憑性に関わってくるからである。そこで、神田教授のただ一人の直弟子である当時熊本大学の恒成茂行教授にこの件について訊ねてみることになった。

この松橋事件は1985年1月発生、第一審判決は1986年12月、そして神田教授が理事長職を2年残して急逝されたのが1986年4月30日であり、まさに松橋事件第一審公判の真最中だったということになる。当時私には、そのような事件が裁判中であるとは知る由もなかったのである。その事件が将来20年以上も関与することになるとは、今となっては偶然とは思われない。この事件では神田教授は正式な鑑定書を提出されていないが、1985年12月3日の第9回公判の証言記録の創洞の深さの「約」と「大約」との説明の部分を読んだとき、どこか投げやりな証言のように感じたのは、既に神田教授がその死をある意味覚悟されていたせいだったのでとも思われる。あるいは、この頃既に凶器が合わないことに気づかれていて、鑑定書の提出をあえて控えたのかもしれない。実際鑑定書控えには、死因と死後経過時間推定の記載はあるが、成傷器の推定については記載されていないのである。

さて、沖縄での助教授時代も、また、日本医大で教授になった後も、恒成教授には目をかけていただいていると感じていた。そこで、2004年3月18日、神田教授の傷の記載のうち、創洞の方向についての記載方法について、齊藤弁護士らと熊本大に赴いて直接協力をお願いした。すぐには良い返事はいただけなかったが、その後、齊藤弁護士らの熱心さに負けたのか、神田教授独自の記載方法の証言を得たことはこの事件の流れの中でも重要なポイントの一つであった。

恒成教授によると、神田教授は、通常の創傷などの所見の記載は一般に行われているとおり、被害者の上下左右前後で記載されていたが、刺創による創洞の方向に限って、加害者からみた上下左右であること、また前後は加害者の前方の遠いほうが後と表現されたというのだ。そうだとすれば、全ての創洞の方向の記載が全く問題なくなる。そしてこのことが判明したこと、私が既に恒成教授の信頼を得ていたことが一つの要因となった、と評価されるのなら望外の喜びではある。

ただ、上下左右は恒成教授の説明で了解したが、前後についてはその後も長く理解できかねていた。それが再審決定後のある日ふと気づいたのである。それは教卓から学生らを見ているのを想定すると理解できるのだ。教卓の自分から見て遠くが後ろ、近くは前ということだと思い至ったのである。神田教授がやはり教壇に立つ教育者であったということに改めて気づかされ、感銘を受けたところである。

その恒成教授も2008年3月定年退官され、その後まもなく御病気のため逝去されることになるが、世良完介初代教授より続いた熊本大学法医学の伝統はここでついに途絶えることとなったのである。

なお、初めに恒成教授を訪ねたその日、齊藤・野嶋・武村弁護士らと熊本の黒川温泉で1泊の合宿をした。特に武村さんはなかなか厳しく、私の鑑定書案の文言について、あるいは押し下げ現象の批判の仕方などについて激論となつたが、それが鑑定書の完成度をさらに高める結果となり、ひいては再審開始につながつたものといえよう。今では懐かしい思い出である。

以上のような経緯を含め、結局、前述したように検察側の主張する「押し下げ現象」に対しての検証実験等を行い、さらに被害者の着衣に形成された創と併せて検討することで、被害者の14の刺創のうち少なくとも2つは凶器とされた切出小刀では生じ得ないとの結論で、2007年9月10日付けで鑑定書を提出するに至った。

鑑定書提出後、検察側から時々に反論があり、そのたびごとに実験や写真撮影などを行ひ徹底的に反論することとした。

検察側は初めに熊本大の西谷教授（恒成教授の後任だが師弟関係はない）の調書を出してきたが、問題なく反論、そして、その師匠に当たる大阪大松本教授の鑑定書が提出された。そこで齊藤・野嶋弁護士らと検討したが、なんと、各頁が赤ボールペンの書き込みだらけとなった。それほど反論の余地の多い、また、引用など間違いだらけの問題の多いものであり、徹底的な反論の意見書を作成した。神田鑑定の解剖所見にない損傷が憶測で加えられていたりと、問題の多い鑑定書と言わざるを得なかった。

そして最後には慶應義塾大学の藤田教授（大阪大出身）の調書の提出があったが、創を接着した上、さらに引き延ばして測定する、という独自の内容だった。さすがに検察側からは法医学者によるそれ以上の反論はなく、地裁での再審開始決定となる。

その後も検察側の反論があるごとに、野嶋弁護士の弁護士事務所に現場を作つての犯行態様の再現実験を2回、皮膚の創の長さの姿勢による変化の程度の実験を2回行うなど、結果をそのたびごとに報告書や意見書として裁判所に提出した。

2015年2月27日、熊本地裁で私の鑑定人尋問（非公開）が行われた。この時検察側は、神田教授が創縁を接着せずに測定したのではないかと主張した。

しかし、創13は大きく開いた創であるが、その記載は $3.5\text{ cm} + 4.5\text{ cm}$ の「へ」の字型の記載となっているのである。つまり、創縁を接着しないとそのような形状を確認できないのだ。神田教授が創縁を接着して慎重に創の長さを測定していたことは間違いないのである。このようなことも含め、裁判官には十分に鑑定内容を理解していただいたと確信できる内容の尋問だった。

2016年6月30日熊本地裁、2017年11月29日福岡高裁でいずれも再審開始決定がなされ、検察側の特別抗告も2018年10月10日最高裁で棄却され、2019年3月28日熊本地裁で再審無罪が確定した。同年9月には刑事補償金約6千万円の交付が決定した。

今回本稿を纏めるに当たっては、教授定年直後ということで、教授室の資料は大急ぎで仕分けされ多くは廃棄、松橋事件の資料はその大部分を教室で保存することとなり、段ボール詰めのまま、2020年夏ごろに予定される教室の引っ越し（印旛地区へ解剖室の建設とともに移転）を待っている段階で、開封しての再確認が困難な状況にある。また教授室から持ち帰った最低限の資料も未整理のままとなっている。従って、本稿には不正確な点、あいまいな点が多々残っている。

印旛の新教室に移転される資料について、再度日の目を見るのはいつのことになるの

だろうか。その時まで、本稿よりさらに正確・詳細な経緯を残すべく、誰かの手によつて封印が解かれるのを待っているのだろう。

(2020年3月脱稿)

なお、本稿の末尾に「完成した鑑定書の内容をそのまま添付する（写真は省略）。

着衣と皮膚との創の関係などの詳細は鑑定書を参照されたい」としたが、本報告書編集者の意向により、添付しないこととなつたことを付記する。

## 第2 成年後見人からみて（弁護士 衛藤 二男）

### 1 はじめに

そもそも松橋事件とは、なんぞや？

私は、主任弁護人の三角恒弁護士から、実は、松橋事件という殺人事件の確定判決について被告人であった宮田浩喜という人を無罪とするために再審請求の裁判を申し立てる準備中であるが、宮田さん本人には判断能力がないので成年後見人選任の申立てをする、そこで、成年後見人を引き受け、再審請求手続についての宮田さんの法定代理人として再審請求の請求人になってくれないか、との打診を受けた。

当時、私は熊本県弁護士会の高齢者・障害者委員会に所属しており、また、成年後見人の経験もあったが、三角弁護士からの打診があったときは、「松橋事件」とか「再審請求」という言葉から通常の成年後見事件とは違う、何か想像もできないような大きな事件に関わることになるのではないかという一抹の不安もあった。しかし、再審請求事件は弁護士としては滅多に遭遇する事件ではないし、どうせ、弁護人が中心となってことに当たるであろう、成年後見人とは「一種の飾り」、再審請求の手続上の単なる当事者に過ぎないであろうという安易な予測の下、これを引き受けてしまった。

その後、熊本家庭裁判所で後見事件の記録の謄写をし、宮田さんにも面会したが、口数の少ない物静かな性格の人見えた。ただ、記録では宮田さんが述べたという、昔、南海ホークスにいた野村克也氏と正捕手の座を争っていた人とは到底見えなかつたことだけは間違いない。

### 2 再審請求事件の請求人として

#### (1) 松橋事件の基礎知識からの勉強

成年後見人に就任して、まずは「松橋事件」を理解するために、三角弁護士から確定裁判の判決書（第一審・控訴審及び最高裁の判決書）の写しを入手し、「松橋事件」の勉強から始めた。これらの判決のどこに再審事由となる事実が存在するのか。これらの判決書だけでは再審請求の理由となる事実が分からぬ。

そこで、入手した再審請求書に一通り目を通した。143頁にも及ぶ再審請求書のうち、136頁に亘って述べられている再審請求の理由、なかんずく「第2 確定判決の証拠構造と脆弱性」から「第4 新旧全証拠の総合的評価」に至るまでの細部に渡り緻密で説得力のある論述を熟読して、ようやく、「松橋事件」といわれ

る殺人事件の内容とその確定判決の問題点、再審請求の理由を理解することができた。

- (2) いよいよ、熊本地方裁判所に対する再審請求の申立てである。

多数の弁護団と共に裁判所へ向かう。多数の支援者に見守られながら、宮田さんに代わって再審請求の当事者本人ということで弁護団と共に先頭に立って行くことになったが、いよいよ、これから大事件の裁判が始まるのだという気持ちが高まり、当初、成年後見人を引き受けたときの安易な予測が大きく揺らいできた。それと共に、この再審請求事件の裁判は、いつ、どのような結果で終わるのであろうかとの新たな不安も起こった。御本人の宮田さんは高齢であり、脳梗塞を何度も起こされていて健康状態にも不安があり、宮田さんにとって良い結論が早く出ることを祈らざるを得なかった。

### 3 再審請求の裁判

- (1) 長い戦いが始まった。大変なのは、弁護団の先生方。熊本地方裁判所における再審請求裁判は、多数回に渡る三者協議での侃々諤々の議論、裁判所による検察官に対する証拠開示の要請、弁護団からの意見書とこれに対する検察官からの反論意見書の提出、それに対する弁護団からの再反論書の提出等その詳細は弁護団の報告に委ねるが、まさに、再審開始決定後の再審裁判の様相を呈するような戦いであったといつても過言ではない。再審請求審の第一審の担当裁判官（裁判長）は途中で交代となつたが、交代した裁判長は、弁護団の熱意もあったが、これまでにも増して積極的な訴訟指揮を執られたように感じられた。

- (2) そして、再審開始決定。忘れられない日である、2016年6月30日。熊本地震があった同年4月からわずか2か月後の誠に素晴らしい日であった。成年後見人である請求人は、裁判所が弁護団の主張していた再審請求理由と証拠を丁寧に分析し判断した結果であると理解している。

弁護団の先生方、ありがとうございます。まずは、宮田さん本人に代わってお礼を申し上げます。

早速、宮田さんが入所している介護施設へ報告に行った。宮田さん、勝ったよ、裁判所が裁判のやり直しを認めてくれたよ。宮田さん、言葉が出ないが眼にはうつすらと涙が浮かんでいたように見えた。その涙は私の涙でもあった。

宮田さんの喜びは、その後の記者会見の席で弁護団の共同代表である齊藤誠弁護士から声を掛けられた際の、宮田さんの顔の表情にも現れていた。

- (3) しかし、良いことばかりは続かない。熊本地裁の再審開始決定に対し、検察官から即時抗告が申し立てられた。仕方なく福岡高裁まで付き合うこととなった。ここでも多数回に及ぶ三者協議が開かれた。詳細は弁護団報告書に譲るが、成年後見人である請求人は、その三者協議における裁判長の言葉の端々に、高裁が検察官の即時抗告に対してどのような心証を懷いているかが何となく感じられた。このことは、

弁護団の弁護士達も同じではなかったか。

案の定、福岡高裁は検察官からの即時抗告を棄却した。2017年11月29日のことであった。

(4) しかし、どういうことか、検察官のメントを保つためか。福岡高裁の即時抗告棄却決定に対し、検察官から最高裁へ特別抗告がされた。しかし、2018年10月10日、最高裁は、「本件抗告を棄却する」との決定をした。ここでようやく、再審開始決定が確定した。

#### 4 再審無罪の判決

(1) 2019年2月8日、熊本地裁において、再審裁判の第1回公判手続が始まる。

この公判手続においては、これまでの三者協議の結果や再審開始決定の結果を踏まえて、検察官の論告求刑があり、これに対する弁護人からの弁論要旨の陳述がされて結審し、判決言渡日が2019年3月28日午前10時と指定された。検察官の論告求刑は、一言で言えば、「裁判長、良きに計らえ！」であろう。

(2) そして、迎えた3月28日午前10時、熊本地裁の一番大きい101号法廷。宮田さんに対し、溝國裁判長は、「殺人罪について被告人は無罪」との判決を言い渡した。なお、殺人罪とは別の銃刀法違反等の罪については有罪判決である。

即日、弁護人は上訴権を放棄することとして上訴権放棄手続を取る。検察官からも、同日、上訴権が放棄された。これにより、宮田さんに対する殺人罪については、無罪判決が判決言渡日に即日確定することとなった。

(3) その日に、宮田さんのもとへ共同代表の齊藤弁護士や主任弁護人の三角弁護士と共に報告に行く。宮田さんの体調は前よりも衰弱しているようであったが、無罪判決の報告を受けるや、宮田さんの顔にはほほえみが浮かんでいたようにも見えた。しかし、再審開始決定の報告記者会見のときのような表情を伺うことは到底無理であった。

#### 5 その後の成年後見人としての業務

(1) 刑事補償請求手続、無罪費用補償請求手続

こうして宮田さんの成年後見人としての再審請求手続、再審裁判手続に関与してきたが、それに関連する成年後見人の役割はまだ終わっていない。

宮田さんの無罪判決が確定したことから、成年後見人は、熊本地裁に対し、2019年5月7日に刑事補償請求の、同年7月1日に無罪費用補償請求の各申立手続をした。そして、9月13日、同裁判所から刑事補償請求について宮田さんの請求額満額（ただし、請求した勾留期間に1日の計算違いがあったため、1万2500円の差額あり。）6016万2500円を認める決定がされた。更に、2020年4月6日、無罪費用補償請求については1222万1938円を認める決定がされた。

刑事補償額6016万2500円は2019年11月4日に財務省会計センター

会計管理部長から成年後見人名義の口座へ振り込まれた。他方、無罪費用補償額1222万1938円は、2020年4月14日、払渡請求手続をし、同年5月15日、前同様に、成年後見人名義の口座へ振り込まれた。

## (2) その他の業務

成年後見人に就任してからは、通常の財産管理業務とともに、身上監護に関して宮田さんが生活保護受給者であることから熊本市との連絡協議をし、入所している老人介護施設の担当者との連絡や本人との面会もし、再審請求裁判や再審裁判も含めて家庭裁判所に対する報告等の業務をしてきた。

また、再審無罪判決の確定により、再審請求弁護団の御協力のもとに、国と熊本県を被告として、国家賠償請求訴訟が提起された。

## 6 宮田さんの状況

宮田さんは、一時、体調を崩されて入院されたこと也有ったが、回復してもとの介護老人施設に戻られた後、2020年10月29日に満87歳で亡くなつた。

## 7 終わりに

私は、成年後見人として、松橋事件の再審請求事件についてはわずか7年足らずの短い期間のお手伝いをさせていただいたが、再審請求弁護団の長期にわたる労苦を考え、ほとんど何も役立つ仕事はしていないように思われてならない。

宮田さんの無罪判決を獲得される決意をされるまでの調査や準備、その決意をされてからの準備活動や多数回に亘る弁護団会議での協議、そして再審請求の申立てとその裁判の遂行、再審開始決定後の活躍等、再審請求の弁護人としての多大かつ熱心な弁護活動を拝見させていただき、改めて敬服する次第である。

# 第5章 再審法の改正、今後のえん罪防止について

## 第1 えん罪原因の分析

### 1 捜査段階

#### (1) 捜査を尽くさずに宮田さんを犯人と決めつけたこと

本件は、被害者と顔見知りと思われる犯人が被害者の頸部を刃物でめった刺しするという犯行態様であり、強い怨恨による殺人であることが遺体の状況から明らかである。

被害者は、地元で生まれ育った人物で地元には知り合いも多く、十分な身辺捜査を行う必要があるところ、そのような捜査はなされなかつた。すなわち、被害者の遺体が発見された直後から、殺害から近接した日時の被害者宅での会食における宮田さんと被害者との口論があつたこと（それも酒の席での極めて些細なことが原因の口論である。）だけを根拠に宮田さんを犯人と決めつけて、被害者と交際のある他の人物による犯行の可能性を十分考慮しなかつた。

## (2) 虚偽自白が作出されたこと

### ① 参考人段階の強制捜査に近い過酷な取調べ

宮田さんは、自宅が松橋警察署に近かつたせいもあって、参考人段階から強制捜査と変わらない過酷な取調べを受けた。

そのため、「自分はやっていないから逮捕されても不起訴になる、仮に起訴されても裁判で無罪になるはずだ」という考えにすがりつくかたちで心理的に自白に追い詰められていった。

### ② ポリグラフを自白の獲得手段として使用した捜査手法

任意の取調べの最終段階で不適切なポリグラフ検査を行い、その結果を楯にとって自白を迫り、虚偽自白をさせる一因となった。

### ③ 検察官が自白の信用性をチェックしなかったこと

逮捕後、警察の取調べでは、宮田さんは犯行に至る経緯、殺害状況、犯行後の行動について詳細な供述を求められたが、真犯人ではないため重要な部分について供述が変遷し、内容の異なる調書が作成された。

このような状況はそれ自体、自白の信用性に疑問を投げかける状況である。自白を裏付ける客観的証拠が皆無であることともあいまって、検察官としては、警察の自白調書の信用性を改めて吟味する必要があった。

しかるに、検察官は内容の異なる員面調書の内容をいわば巧みに編集し、一読すると極めて信用性のあるかのごとき虚偽自白の検面調書を作成し、起訴後は罪体に関して問題のある員面調書の証拠調べを請求せずに、専ら編集された虚偽自白というべき検面調書のみを証拠調べ請求した。

ここでは、公益の代表者として、問題のある警察段階の自白調書の任意性・信用性をチェックするという検察官に求められる姿勢が全く見られなかった。

## (3) 自白を裏付ける事実の有無について十分な捜査がなされていないこと

宮田さんが殺害に用いた凶器であると供述し押収された切出小刀は刃の形がかなり特異で、しかも殺害時に付着するはずの被害者の血液反応が全く出てこないといった問題点があった。これについても、専ら宮田さんの自白によって説明させてついつまを合わせることに終始し自白を裏付ける事実の有無について十分な捜査がなされなかった。

再審無罪の有力な物証となった巻付け布はその典型で、小刀の木製の柄の部分に血液の付着がないことを説明する巻付け布が存在しないことを説明するために「燃やした」との虚偽の供述をさせただけで巻付け布の有無について十分捜査を行わなかった。

もっとも、この点については、巻付け布として使用され燃やされて存在しないはずのシャツの切れ端を捜査官が意図的に隠した可能性もあり、そうだとすると単に捜査が不十分というにとどまらず自白と矛盾する証拠の隠匿という違法行為がなさ

れることになる。

#### (4) 客観的証拠の軽視

自白によれば、犯行に及ぶ前にかなりの時間、被害者宅の裏手の濡れ縁で殺害の機会をうかがっていた。濡れ縁に上がる手前の土は湿っていて足跡のつきやすい土で、実際に多数の足跡が見つかり足跡の型がとられ誰の足跡かが検査されている。しかるに、数多くの関係者の足跡があるにもかかわらず、宮田さんの足跡だけがない。このように、自白によれば本来発見されるべき物証がまったく発見されておらず、にもかかわらず自白の信用性が問題とされることがなかったのには、自白偏重で物証を軽視するという日本の検査手法の問題点が如実に現れている。

また、犯行現場には、恐らく殺害の際に犯人か犯人と格闘になった被害者によって生じたと思われる碁石の散乱した状況があった。その位置は、宮田さんが自白で被害者を殺害しようとして近づいた方向と異なる位置にあり、また、自白には碁石の散乱については言及がない。

そのほか、犯行現場には点々と血痕がついているが、この点についても解明がなされないまま終わっている。

これら、真犯人であれば自白で何らかの説明がなされてしかるべき事項について全く説明がないことも問題とされていない。

#### (5) 小括

以上、検査段階では、専ら宮田さんの具体性・迫真性のある自白の獲得が優先されて物証等客観的証拠の収集・検討がおろそかになっている。

## 2 公判段階

#### (1) 一審段階

##### ① 当初の国選弁護人の弁護

当時は、被疑者国選弁護人制度がなく、公判段階から国選弁護人が選任されているが、当初選任された弁護人は、公判直前に2回接見し、宮田さんが公訴事実を否認する態度を示すと、自らの有罪心証を根拠に、否認をするのであれば私選弁護人を選任するように言った。

この弁護人が有罪心証を抱いた主たる根拠は検査段階で作成された自白調書だったと思われる。弁護人が宮田さんの言い分を虚心坦懐に聴取して自白調書の取調べに同意せずに任意性・信用性を争い、警察段階で作成された供述内容に変遷の見られる員面調書が当初から開示されていれば公判の行方は大きく異なった可能性がある。

##### ② 裁判所による自白偏重の不適切な事実認定

第一審の裁判所の審理も自白偏重で判決文を検討する限り、自白を裏付ける客観的証拠が皆無と言ってよい中、いかにして自白の任意性・信用性を肯定するかしか関心がなかったとすら思われる。

その結果、宮田さんが犯行の機会をうかがって歩いて行く被害者を追尾したときに通りかかった家の明かりがついていたかどうかといった些末な事実を秘密の暴露であると過大評価し、あるいは、犯行とは無関係とされる皮底革靴の焼却を証拠隠滅に関する秘密の暴露であるとの外れの証拠評価をし、問題のあるポリグラフ検査の結果を自白の信用性を補強する証拠としてこれまた過大評価するなどの誤りを重ねている。

## (2) 控訴審段階

控訴審段階で選任された国選弁護人は、被害者の身体に残された創傷の形状と凶器とされた切出小刀の刃の形状との不一致という論点を控訴理由の中心に据えた。この方針自体は適切な弁護方針だったといえる。実際、再審無罪の根拠とされた一部の創傷（第8創）と小刀の刃の形状の不一致はこの段階で既に主たる論点として控訴理由書に述べられていた。

また、控訴審の国選弁護人は、独自に法医学者にあたって意見を求め、創傷と小刀の形状の矛盾について弁護側に有利な意見を得ていたことがうかがえる。実際に、控訴審の公判ではその法医学者を鑑定人の候補として推薦している。

ところが、裁判所は、弁護人の推薦した鑑定人候補者ではなく、検察官が推薦した法医学者を鑑定人として選任した。この点、裁判所は理由を明らかにしていないが、恐らく、自白でクロ心証を既に得ていた、裁判所にとって鑑定は念のための確認の意味しか有していないかったのではないかと思われる。

検察と弁護人それぞれが異なる鑑定人候補者を推薦し、相異なる鑑定内容になることが予想される鑑定人の選任においては、基本的には双方の鑑定人に鑑定を命じる複数鑑定を行うべきであって、そうでなければ公正な訴訟指揮とはいえないと思われる。

本件では、控訴審のこの偏頗な訴訟指揮がえん罪の一因となっている。

## 3まとめ

えん罪事件において、自白偏重の捜査が行われその結果作成された虚偽自白に基づき誤った有罪判決が下される例は少なくない。本件も典型的な事例である。

本件が他の事件と異なるのは、警察段階における自白偏重の捜査に加え、遺憾ながら当初の国選弁護人を含め法曹三者ともに自白を偏重してえん罪事件を引き起こした点である。

検察官は疑問の多い員面調書を批判的に検討するどころかこれを糊塗する内容の検面調書を作成し、当初の国選弁護人は検察官が作成したこの自白調書によって有罪心証を抱いて宮田さんの否認の主張に十分耳を貸さず、裁判所にも物証によって全く裏付けられていない自白調書の信用性を真剣に検討する姿勢が見られなかった。

法曹三者自身が自白の偏重と物証軽視の傾向から脱却できているか改めて自己反省を迫る事件と思われる。

## 第2 再審法の改正の動きと松橋事件

### 1 再審事件の現状

#### (1) 2000年以降の再審事件の動向

1986年の島田事件の再審開始決定以降は再審の「逆流現象」が続いたと言われる。1990年代には、日産サニー事件と榎井村事件で再審開始決定が出されたが、日産サニー事件は即時抗告で取り消され、特別抗告も棄却された。結局再審無罪につながったのは、榎井村事件のみだった。

2000年になり、状況が動き始めた。2000年以降の再審開始決定には以下のようなものがある。

	(開始決定日)	(事件名)
1	2002年3月26日	第1次大崎事件
2	2003年4月15日	第3次横浜事件
3	2005年4月5日	第7次名張事件（高裁）
4	2005年9月21日	第2次布川事件
5	2007年4月12日	氷見事件
6	2008年10月31日	第4次横浜事件
7	2009年6月23日	足利事件
8	2011年11月30日	福井事件（高裁）
9	2012年3月7日	東住吉事件
10	2012年6月7日	東電会社員殺害事件（高裁）
11	2014年3月27日	第2次袴田事件
12	2015年2月27日	大阪市強姦虚偽証言事件
13	2016年6月30日	松橋事件
14	2017年6月28日	第3次大崎事件
15	2017年12月20日	湖東事件
16	2018年7月11日	第2次日野町事件
17	2023年2月27日	第2次日野町事件（高裁）
18	2023年3月13日	第2次袴田事件（高裁）

上記のうち、第1次大崎事件、第7次名張事件、福井事件などは、上級審で再審開始決定が覆された。まだ「逆流現象」の影響を脱し切れていない。

しかし、特に、布川事件の再審開始決定以降、布川事件、氷見事件、足利事件、東住吉事件、東電会社員殺害事件、大阪市強姦虚偽証言事件、湖東事件そして松橋事件と再審無罪につながった事件が続いた。第2次日野町事件は目下特別抗告審で係争中である。再審も新しい段階に踏み出したのである。

ところが、近時、第3次大崎事件では、鹿児島地裁及び福岡高裁宮崎支部では再審開始を認めたが、特別抗告審で最高裁は再審請求を棄却した。第4次大崎事件では、鹿児島地裁及び福岡高裁宮崎支部は再審を認めない決定をした。「逆流」はまだ終わってはいない。再審が認められる事件、否定される事件が拮抗して事態が進行している。

### (2) 九州では

九州に目を向ければ、現在、いくつもの再審事件が動いている。

死刑執行後の事件である飯塚事件、最高裁で再審棄却とされた大崎事件、遺族がハンセン病に対する差別・偏見を恐れて再審請求できない菊池事件（2020年には請願権を根拠に一般市民1205人が国民的再審請求を行い、これに励まされた遺族が翌年匿名で再審請求し、現在熊本地裁に再審請求事件が係属中）、既に死刑が執行され再審請求人もいない福岡事件、死刑囚の事件であるマルヨ無線事件等がそれである。各弁護団は、互いに情報交換しつつ、事件を進めてきている。

### (3) 問題点

多くの事件で再審請求が進められる中でいくつかの問題点も明らかになってきた。幾つかを例として挙げる。

- ① 三者協議が行われるものとそうでないものとがある。
- ② 証拠開示が十分に行われていない例が多い。
- ③ 証拠調べが十分に行われていない例が多い。
- ④ 再審請求人が確保できず誤判を正すことができない。
- ⑤ 憲法違反が再審事由として明文化されていない。
- ⑥ 刑訴法の明文の中には再審請求に関する審理手続が書かれておらず、裁判体による「再審格差」が生まれている。
- ⑦ せっかく下級審で再審開始が認められても、上級審でそれが覆される例が続いている（名張事件、大崎事件、袴田事件）。

## 2 松橋事件がもたらした教訓

松橋事件の経過の中で、極めて重要なのは、証拠の保管を事前に請求し、その上で証拠物の開示を求めたところ、全ての証拠物について開示されたことである。なぜ、全ての証拠物が開示されたのか理由は分からぬが、この証拠物開示がなければ、燃やしたはずのシャツの片袖を見つけることもなかつたし、凶器の正確な形状を知ることもなかつた。

しかし、同じ頃に請求した未提出の証拠書類については、開示が拒否された。これについては、再審請求審において、三者協議が丁寧に開かれ、証拠開示についての勧告が出され、検察官がこれに応じるなど、比較的広く証拠が開示された。

「再審格差」が言われる中で、証拠開示の点では松橋事件は恵まれていたと言えるかもしれない。証拠開示は是非とも必要な手続である。

松橋事件の場合、特に時間がかかったのは再審請求までの準備だった。証拠物の開示で、巻付け布を切り取って燃やしたはずのシャツの左袖が完全な形で現れた時、立ち会ったメンバーは一瞬息を飲んだ。この事実は宮田さんの無実への確信を一層強いものにした。しかし、誰もこれだけで再審が実現するとは思っていなかった。「きっと別の布を使ったのだろう」と言わぬかねなかつた。私たちはさらに新たな新証拠を探さなければならなかつた。再審開始決定のハードルが高すぎるのである。この高すぎるハードルは他の多くの事件でも、立ちはだかる壁となつてゐる。再審決定の要件についても見直されることは必要である。

松橋事件においても、他と同様、検察官は再審開始決定に対し即時抗告を行い、それが棄却されるとさらに特別抗告を行つた。このため、再審開始決定が確定するまでに2年半もかかつてしまつた。既に高齢に達している請求人にとって、2年半という時間は長すぎる。しかも、検察官の抗告はいずれも理由のないものであり、これが単なる引き延ばしに過ぎないということは明らかだつた。

### 3 再審法改正に向けた動き

#### (1) 九州再審弁護団連絡会での取組

2013年9月、九州の各再審弁護団が交流会を持ち、九州再審弁護団連絡会を立ち上げた。松橋事件弁護団も、立ち上げ後これに加わつた。各事件の経験を報告しあい、情報を交換し、「再審格差」をいかに乗り越えるかといったテーマを中心に、議論するなどの活動を続けてきている。

この中で、研究会を開いて、各国の再審をめぐる状況を明らかにするなどのことを行つてきた。そうして、2017年には、「緊急提言！刑事再審法の改正と国会の責任」（日本評論社）を出版した。

#### (2) 「緊急提言！刑事再審法の改正と国会の責任」

「緊急提言！刑事再審法の改正と国会の責任」では、各再審事件の状況を報告した上で、フランス、ドイツ、韓国、イギリス、アメリカの再審の状況を比較検討し、世界的には再審制度が制度的に検討され、改善されているのに比べ、先進国では日本だけが、何ら法改正の検討を行っていないことを明らかにした。そして、今後再審制度についての法改正の必要性とその視点について提言した。

#### (3) 国会要請行動

九州再審弁護団連絡会は、九州外の再審弁護団にも呼びかけ、「緊急提言！刑事再審法の改正と国会の責任」を資料として、2018年2月、6月に国会要請行動を行つた。この要請の際には、当面する再審法改正の要点を次の7項目に絞つた。国会要請行動は今後も実施される予定である。

##### <要請7項目>

- ① 「疑わしきは被告人の利益に」の明記
- ② 再審における証拠開示手続きの明記

- ③ 憲法違反が再審事由となることを明記
- ④ 請求権者の拡大（公益的請求人を追加）
- ⑤ 檢察官の上訴の禁止
- ⑥ 檢証機関の設置
- ⑦ えん罪被害の回復

#### (4) 日弁連の取組

日弁連は、死刑事件の再審が相次いだ1970年代に、再審制度についてもその改正を提言するなどの動きを見せ、1976年の人権擁護大会では再審法改正案を発表した。しかしながら、日弁連は、再審事件についての具体的な支援を行いつつも、1980年代以降、法改正に向けての動きを活発化させたとは言い難い状況にあった。

しかし、再審事件の状況が新たな段階に至り、2019年10月の日弁連の人権擁護大会で改めて再審法改正の問題が取り上げられた。

1日目のシンポジウム「えん罪被害救済へ向けて～今こそ再審法の改正を～」では、制度改革を求めるえん罪被害者の声を聞き、法律家（元裁判官、元検察官を含む。）、学者、政治家によるパネルディスカッションが行われた。2日目の人権擁護大会では、「えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審法の速やかな改正を求める決議」が採択された。

この決議では、「我が国においては、再審は、「開かずの扉」と言われるほど、そのハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況にある」という指摘も行いつつ、証拠開示の重要性や再審請求手続における検察官上訴の問題性を捉えて、

「当連合会は、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、国に対し、

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止を含む再審法の改正を速やかに行うよう求める。」と決議している。

さらに日弁連は、2020年度会務執行方針で「いわゆる再審法の改正」という項目を設け、2019年10月の人権擁護大会での決議を踏まえて、再審法改正に向けて粘り強く取り組むとした。

その後、2022年6月に再審法改正実現本部が設置され、2023年2月に「刑事再審に関する刑事訴訟法等改正意見書」を取りまとめて公表した（同年7月に改訂）。同年6月の第74回定期総会においては、「えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議」を採択した。

#### (5) 被害者団体の結成

2019年3月には、えん罪被害者らによる「冤罪犠牲者の会」が結成された。同会は、取調べの可視化、再審法の改正、全証拠開示、不正を監視する第三者機関

「再審審査会」の設立などの制度改正を求めてい。

#### 4 まとめ

再審法の改正は緊急課題である。以上のような近時の動きを大きな流れとし、再審法改正に向けた新たな段階での積極的な取組が、今こそ必要となっている。

松橋事件で得られた教訓（証拠開示の重要性、検察官上訴の不当性、三者協議の必要性等）もこの中で生かされることが重要である。

#### 終わりに

本事件は、証拠物に関して、再審請求の準備の段階で閲覧をすることができ、それが重要な証拠となったことと、創傷を形成したとされる凶器についての法医学鑑定が決め手となったことが、無罪の判決を得ることができた大きな要因の一つである。

この過程で捜査側における証拠隠しという重大な問題が存在している。それ以外にも、捜査の過程で、もっと捜査が予断なく徹底的に行われていれば、このようなえん罪事件が起きていたかったと思える状況も多々見受けられるのである。

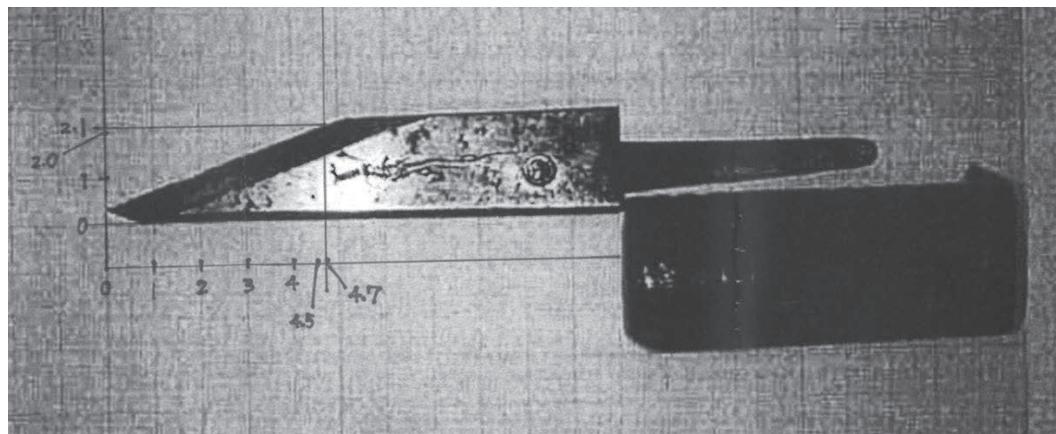
また、本事件は違法な取調べにより自白の強要がなされた。えん罪防止の観点からも取調べの録音・録画を徹底すべきである。

現在、この事件は、国と県を被告とした国家賠償請求訴訟として熊本地方裁判所に提訴され、審理が係属している。このようなえん罪を起こさないためにも、また、被告人とされた者とその家族が、えん罪事件により、多大な困難を負わされた責任を明らかにするためにも、この訴訟において成果を得るために動きが継続中であることを付言してまとめの終わりの言葉としたい。

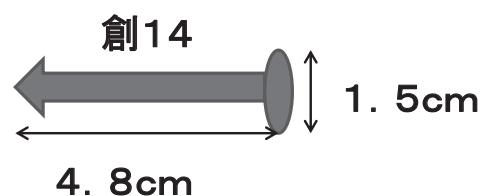
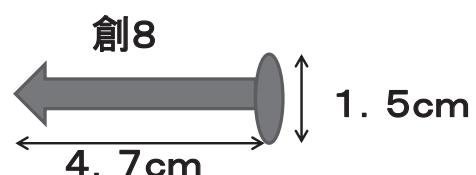
以上

## 本件切出小刀は凶器ではない

自白によれば凶器となっている本件切出小刀

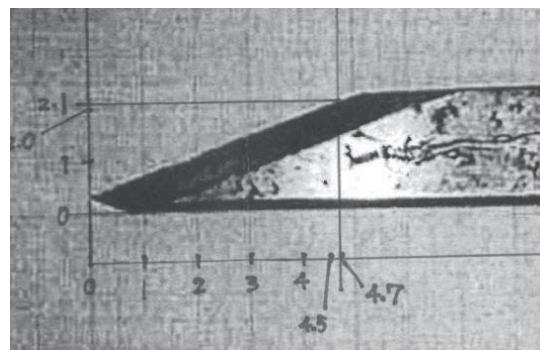


先端から約4.7cmの部位で刃幅は2.1cm

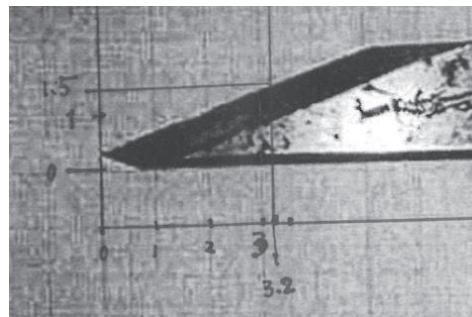


矛盾

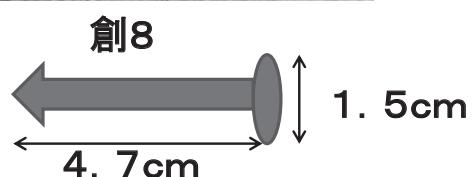
約4.7cmで  
刃幅は2.1cm



## 押し下げ現象では説明できない



刃幅1.5cmは  
先端から3.2cm

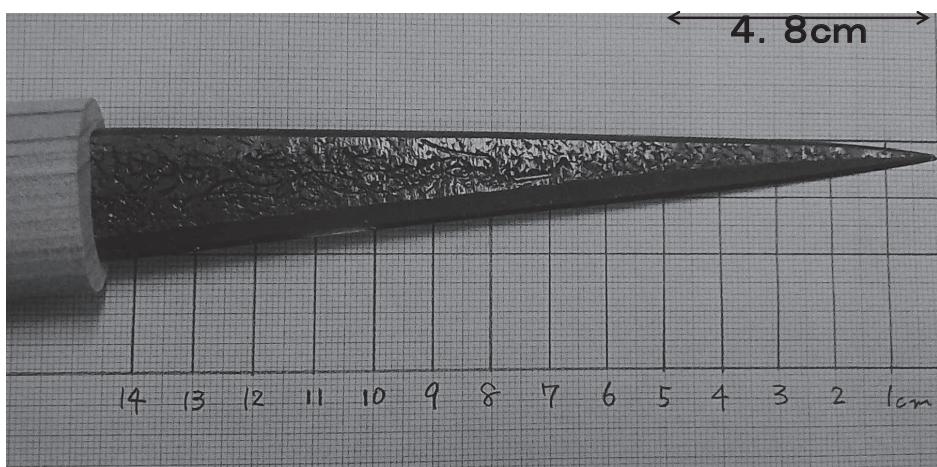
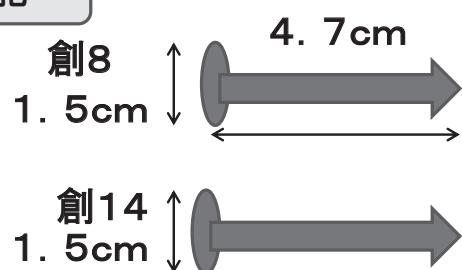


左頸部や肩は指で押しても少ししか凹まない

### 繰小刀

成傷可能

先端から4.8cmで  
幅約1cm



燃やしたはずの巻き付け布が残存していた



「このシャツの左袖を切り開いてウエスとして使っていたものを、切出し小刀の柄の部分に巻いたり、自転車のハンドルを拭いたりしたもので、あとで風呂たき口に燃してしまった」(検112)

確定判決は、「切出小刀に布切れを巻きつけたこと」を自白の「内容の基調となるべき部分」と位置づけている

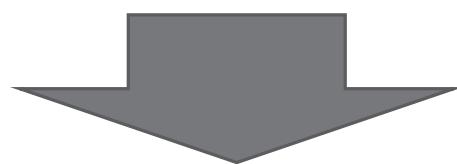


自白の「内容の基調となるべき部分」が崩壊した

創8, 創14と本件切出し小刀が矛盾

切り出し小刀に布を巻き付けたという自白は  
虚偽

切出し小刀のどの部分からも血痕不検出



切出し小刀が凶器でないことが  
より一層明確になる

## 松 橋 弁 護 団 名 簿

共同代表	齊 藤	誠
共同代表（事件委員長）	武 村	二三夫
主任弁護人	三 角	恒
	西	清次郎
	吉 井	秀 広
	国 宗	直 子
	野 嶋	真 人
	藤 本	卓 司
	大 熊	裕 起
	菅	一 雄
	村 山	雅 則
	荻 迫	光 洋
	松 村	尚 美
	吉 野	雄 介
	益 子	覺

# 松橋事件最終報告書

---

発行日 2024年（令和6年）9月1日

発行者 日本弁護士連合会 人権擁護委員会 松橋事件委員会  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

印 刷 株式会社キリシマ印刷

---